

Feature Articles: America

- A Tale Narrated by Fairies and Humans "John Crowley's Little, Big" Yoko ARIMA (1)
An Essay on Historical Representation of Japanese/Asian Americans: Beyond "Redress Historiography" Yoko MURAKAWA (25)

Feature Research Notes

- Offshore Oil and Natural Gas Drilling Policies in the Obama Administration Hisayo KUSHIDA (47)
The U.S. Economy under Global Imbalances Keisuke ORII (65)

Monograph

- On teaching Japanese loan words from English in Japanese language education for native English speakers.....Akito SATO (77)

Translation

- A German Doctor's Diary in Early Modern Augsburg(1) Takeshi YAMAMOTO (105)

Reports

- Reports on Faculty Research Activities 2009 (139)

特集「アメリカ」

論文

- 「妖精と人間の織りなす物語
ージョン・クローリーの『リトル、ビッグ』」 有馬容子 (1)
日系アメリカ人の表象
「リドレス史観」を超えるための試論 村川庸子 (25)

研究ノート

- オバマ政権と沖合石油・天然ガス抑制政策 柳田久代 (47)
The U.S. Economy under Global Imbalances 織井啓介 (65)

論文

- 英語母語話者対象の日本語教育における英語起源の外来語の扱い
..... 佐藤暁人 (77)

資料紹介

- 近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳 (1)
「医師フイリップ・ヘービシュターの日記」
(1597～1635年) 山本 健 (105)

報告

- 2009年度教員研究活動報告 (139)

編集後記

2009年4月、国際学部は創設の地の佐倉から稲毛キャンパスに移転した。『敬愛大学国際学研究』の編集委員会のメンバーも一新し、新たな時代を画することとなった。本年度は「アメリカ」特集を組み、本学部専任教員4名の文学、歴史学、政治学、国際経済学の論文・研究が寄稿された。その他の論文1本、翻訳・資料紹介1本で構成されている。佐藤氏は本学部卒業後、宇都宮大学大学院に進学し、現在本学部非常勤講師。掲載された論文は修士論文を元にしたものである。尚、本号から国際学部教員の研究活動報告書を採録することになった。

『敬愛大学国際研究』規定

1. 『敬愛大学国際研究』は、敬愛大学国際学部における研究成 の発表を目的として年2回刊行される。
2. 刊行については、本学国際学会総会の選任した編集委員会がその任にあたる。
3. 執筆者は、原則として本学教員とする。
4. 原稿は未発表のものに限る。
5. 原稿掲載の採否は、編集委員会がこれにあたる。
6. 本誌に掲載の原稿の著作権は国際学期に帰属するものとする。
7. 本規則の改定は、編集委員会の議を経て国際学会総会の承認をうけるものとする。

【付則】 本規定は2003年4月1日から施行する。

『敬愛大学国際研究』編集委員会

村川庸子（委員長）

山本 健

山口政之

『敬愛大学国際研究』第24号

発行—2011年2月28日

編集者—『敬愛大学国際研究』編集委員会

発行者—敬愛大学国際学会

会長 中村圭三

〒263-8588 千葉県稲毛区穴川1丁目5番21号

TEL 043-251-6363（代表） FAX 043-251-6407

印刷所—株式会社 ニッポンパブリシティー

「妖精と人間の織りなす物語

——ジョン・クロウリーの『リトル、ビッグ』」

国際学部 有馬 容子

“A Tale Narrated by Fairies and Humans

—— John Crowley’s *Little, Big*”

Yoko Arima

Little, Big is a dense and complex fantasy, or an American fairy tale, consisting of six books that altogether, contain twenty-six chapters and over two hundred sections. It is a richly-peopled story of some generations of the Drinkwater family that maintain a set of spiritualistic beliefs dating from the middle of the 19th century. As is often the case with fantasy, the clan’s Victorian house acts as a door to the other world, through which the impossible can invade the everyday world.

The complexity of the story owes much to the fact that the whole story is planned or rapidly improvised by the fairies, who are careless, not always kind or just, and whose intrigues turn out to be intricate. The density of the story, on the other hand, may be relevant with the subtle and mysterious

relationship between the writer and the character. As Ursula K. Le Guin and other creative writers have indicated, the characters invented by the writers take on their own realities, and the author, instead of controlling what they do or say, tries to capture the atmosphere each character breathes and perceives. Crowley might have had a similar experience while he was writing this work. *Little, Big* is full of attractive people who have different perspectives. Listening carefully to what they say resulted in its density.

However, *Little, Big* differs from prototypical fantasies in the sense that Crowley doesn't make a clear distinction between the world we live in and the secondary world (the world of story). Instead, he incorporates fantasy into our life partly by tying impossibilities to our familiar objects, and partly by introducing some skeptical persons who neither accept the magic nor believe in the existence of fairies. Indeed, the Drinkwaters finally migrated to the other world but it didn't take long. As Ariel Hawksquill suggests near the end of the story, *Little, Big* has "one world only, but with different modes."

「妖精と人間の織りなす物語

——ジョン・クロウリーの『リトル、ビッグ』

John Crowley の『リトル、ビッグ』（*Little, Big* 1981）は数多くの物語を内包した壮大なファンタジーである。6巻26章からなり、さらに200以上のセクションに細分化されているが、それぞれのセクションにはタイトルが付加され、そのタイトルには幻想的な碑文に似た飾りが施されている。ファンタジーの例に漏れず、この作品でも現実にはありえない数々の出来

事が繰り広げられる。しかし、そこには我々の日常生活からそう遠くない世界の現実が巧みに織り込まれており、妙に読者を惹きつけるのである。

一般にファンタジーは幻想的な物語として、広義に解釈されることが多い。そのためにファンタジーは子ども向けの「お話」、あるいは遊びやゲームの類の不真面目な空想物語と誤解されやすい。しかし、たとえあり得ない話を扱っていたとしても、すぐれたファンタジーの作家は決して荒唐無稽な空想の遊びに耽っている訳ではなく、現実の世界を支配している概念に対する反駁を試みるなど、常にその背後に現実を描くための真面目な意図を働かせているのである。Crowleyも例外ではない。『リトル、ビッグ』は決して子供じみた戯れの作品ではないのだ。

30冊以上の文芸批評書を著わしているHarold Bloomは、自分の人生を変えた本は何かという問に対し、Shakespeare、John Milton、William Blake、Walt Whitman、Hart Crane、Wallace Stevens、Percy Bysshe Shelleyなどを列挙し、どれでもそれに該当するとしたうえで、このような作家たちの作品と比べるとあまりにも知られていない『リトル、ビッグ』というファンタジー作品を強く推薦したいと述べている。彼によれば何度繰り返して読んでも、いつも驚かされ、爽快な気分させられる作品であり、この種類の文学では『不思議の国のアリス』以来の最高傑作だというのである(Bloom 29-30)。『ゲド戦記』など多くのファンタジー作品で知られるUrsula K. Le Guinも「この一冊でファンタジーの再定義が必要になった」と賛辞を送っている(クロウリー 369)。

本稿の目的はこのように高い評価を得ている『リトル、ビッグ』の新しいファンタジー文学としての可能性を探ることにあるのだが、そのまえにそもそもファンタジーとは理論的にどのように定義されているのか、その特徴を確認しておく必要があるだろう。しかしながら、それは一筋縄ではない問題で、そもそもファンタジーの定義に欠かせない「幻想」、あるいは「現実」といった言葉からして、時代、環境、歴史、使われている言語の種類といった様々な条件によってその定義が微妙に異なり常に相対的なのである。さらに、それらの定義もさることながら、どの範囲までを

ファンタジーというのかという問題は常に議論の対象であり、厳密な一致を見ることはない厄介な問題である。

しかし、『ファンタジー百科事典』の編者 John Clute が同事典の中で大雑把ではあるがと断ったうえで、まとめている内容はもっとも的確に特徴を押えている。この定義を基にしてファンタジーの顕著な特徴として4つ挙げておきたい。第1に、ファンタジーはそれ自体が筋の通った完結した物語である (self-coherent)。第2に、ファンタジーにはあり得ないもう一つの世界あるいは第二の世界が存在し、(我々の現実の中において見たとき、つまり、我々の感じ方、我々の歴史や科学に関する理解力で判断すれば) そこであり得ない出来事が繰り広げられる。第三にファンタジーのその中心には物語があり、たとえ最もシュールレアリスム的なものでさえ物語が伝えられる (337-39)。そして第4にファンタジーは構造を持つものであり、それは束縛から幸福なる結末 (ユーカタストロフィ) への移行の物語で、その結末においては様々な結婚があつたり、正しい統治が不毛の土地を肥沃なものに変えたり、癒しがもたらされたりする。この最後の特徴についてはほとんどの批評家たちが一致しているが、Brian Attebery のようにむしろ「驚異 (ワンダー)」といえる衝撃をより強調する批評家もいる。驚異とは様々な定義があるが、トールキンのファンタジーを模範とすれば、彼のいう「回復 (recovery)」つまり、「見慣れたものに対する陳腐でつまらなくなつたという思い込みを払いのけ、新しい方法で見ることを可能にし、われわれの新鮮な感覚を取り戻させる」衝撃といえよう (15-16)。

文学理論ではファンタジーの歴史はより広義の「ファンタステック (幻想的)」に何らかの制限を重ねて行くことの歴史であり、これまでもその形は時代とともに変化してきた。Attebery はファンタジーのルールが明確になるにつれて、書き始めたばかりの作家にとっては作品は作りやすいものになり、その一方で、ベテランの作家たちにとっては今後も新しい書き方に挑戦しファンタジーの定義のやり直しを試みて行くことが予想されると指摘する (10)。

『リトル、ビッグ』はCrowleyが書き出してから9年間で費やして完成させたものである。この間、彼はニューヨークからマサチューセッツ州へと住居も変えている。ここでこの長期間かけて仕上げられた壮大な物語の魅力をすべて分析することはとても不可能なことだが、Bloomのことは借りれば、「驚異（the sense of wonder）が決して減じることがない」この作品の魅力は彼がファンタジーの新しい書き方に挑戦し新たな可能性を見いだした結果であることは間違いないだろう。

I 現実を織り込むファンタジー

『リトル、ビッグ』は、Drinkwater家の少なくとも6世代におよぶ歴史を物語るものである。さほど遠くない過去から話が始まり、そこから19世紀初めまでの過去に遡り、おそらく今世紀にまでおよぶ近未来まで時間が移行する。主な舞台は、単にシティという呼び名でしかでてこないが、明らかにニューヨークと思われる都市と、エッジウッドと呼ばれるニューヨーク州の北部の田舎である。そこには19世紀の熱狂的な降霊術のグループの後継者たちの住むコロニーが形成されており、その中心となっているDrinkwater家の人々は前世紀の半ばごろから始まる一連の信仰——タロット・カードの占いが真実を伝え、霊と交信ができ、妖精は写真に写るといった——を持つ人たちであった。

物語の中核は、Alice Dale Drinkwater（Daily Alice）がSmoky Barnableと結婚することであるが、時系列的には、19世紀はじめの建築家John Drinkwaterと英国の神智学者Violetの結婚からはじまり、その息子Augustの子孫の物語をたどることになる。Augustの息子には父親と同じ名前であり、やはり建築家のJohn Storm Drinkwaterがおり、彼がもうけた2人の娘の1人が中心人物Aliceで、もう1人の娘はSophieである。Aliceは4人の子供たちをもうけ、そのなかでも特に息子でJohn Drinkwaterの玄孫、Auberonの物語は克明に語られる。

しかし、登場人物はこれだけではなく、ざっと20人を越える。というのはこの他に何人もの非嫡出子が存在するからである。しかも彼らは物語

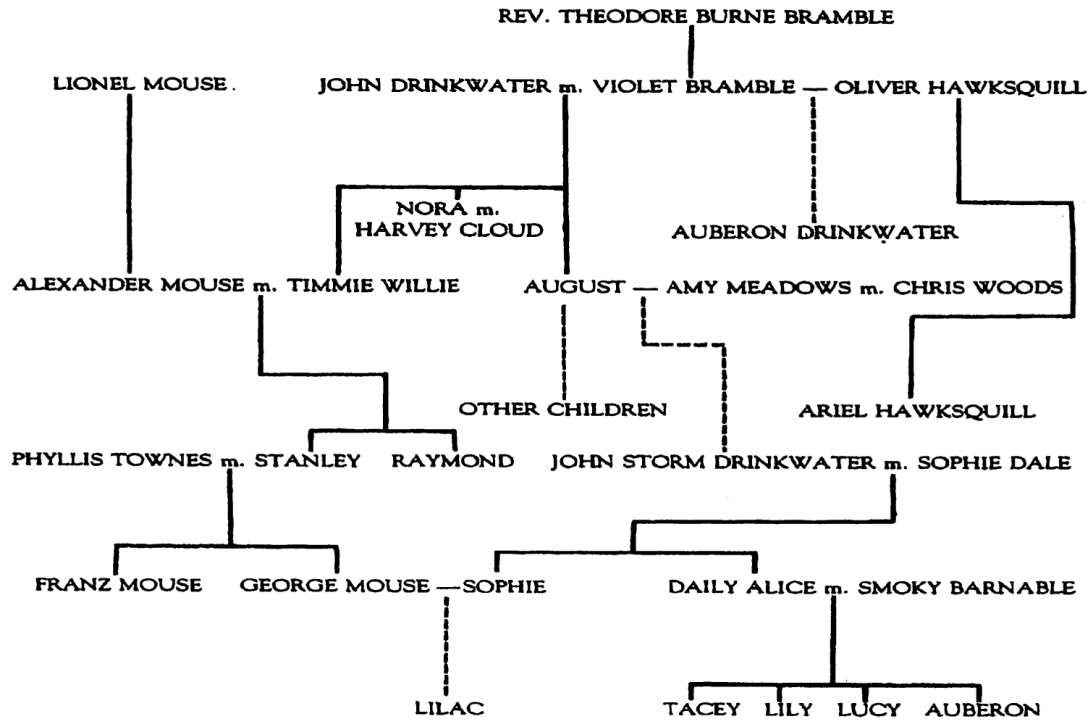


図1

の筋を決定づける重要な役割を演じており、決して無視できない存在なのである。具体的には、家系図の筆頭に位置する Violet がそもそも恋人 Oliver Hawksquill との間にもうけた私生児 Auberon (Alice の息子と同名) を生んでいる。John Drinkwater は Violet が身ごもっているのを承知のうえで結婚し、その子供 Auberon を自分の息子として養育したのであった。しかし Hawksquill も決して軽視できず、その血筋の Ariel は知性の高い主要人物として後半 Drinkwater 家の物語に関わることになる。ところで、John Storm Drinkwater がこのようなことに寛大なのには彼自身が非嫡出子だという理由がある。彼は祖父 John Drinkwater の息子 August が放蕩の末、恋人の女性たちに生ませた何人かの子供のうちの一人で Drinkwater 家が引き取ったのである。次に Alice の姉 Sophie も生涯独身だったが、Lilac という名の私生児を生んでいる。父親は図らずも Alice をこよなく愛する Smoky である。Lilac は『リトル、ビッグ』の物語を結末に導く大事な鍵を握っている。さらに、若い Auberon のシティで知り合った恋人 Sylvie も Drinkwater の遠縁にあたる George Mouse のかつての恋人に生ませた非

嫡出子の可能性が高い。このような調子で登場人物の関係は複雑を極め、読者ははじめの部分に載っている家系図を参照せずして、538ページにおよぶ大作を読み通すことは到底不可能なのである（図1）。

このような多くの登場人物たちの物語が、数々の数奇な事件や謎めいた記憶の断片と複雑に絡み合い、最終的に一つの完結した大きな物語に織り込まれるのが『リトル、ビッグ』なのだが、この本の中には、さらに、様々な本——Drinkwater博士の子供の本や、大叔母Cloudのタロット・カードの本、曾祖父John Drinkwaterの神智論の本、そして祖父John Storm Drinkwaterの著わしたこれらに書き込まれたすべての知識の集大成ともいえる建築学の本——も含まれる。このようにして見てくるとCrowleyがいかに単純な構造をもつファンタジーの物語を複雑極まりない密度の濃いものに仕上げているかがわかるのである。

とはいっても、『リトル、ビッグ』がファンタジーの特徴を色濃く持っている作品であることには変りはない。ファンタジー特有の禁断の掟や、魔法の援助者、探索の旅といった神話的要素が扱われているし、古典的な物語のパターンも踏襲されている。たとえば、物語冒頭のSmokyが次第に人家のまばらになる郊外を通り、工業団地を抜けて都市を出てから、エッジウッドの田園へ向かう場面は、古典的な昔話の「戸口から出ていく」場面にあたり、これからありえないファンタジーの世界に入っていくのだということを読者に巧みに伝えている。そう思っていると、各章、各セクションのタイトルに掘られた碑文のような飾りはAliceの一家が住む奇妙に入り組んだ家（曾祖父で建築家のJohn Drinkwaterの設計による）を連想させる。ファンタジーではしばしばたくさんの部屋を持つ大きな屋敷が別の世界への入り口になっているが、この家も例外ではないのだ。

その広大な屋敷はまるで幾つもの家が一つになったようで、ゴシック様式とチューーニク様式の組み合わさった一つの芸術作品であった。見る角度によって有様が変わる幻想的な建物で、Crowleyはあたかも子供の「飛び出す絵本」がどこか一部分を引っぱるとしかめ面が笑い顔に変わったりするように、「裏にまわると感じがすっかり変わってしまい、家の反対側の

壁のところまで歩いたところでふと後ろを振り返ると、いつのまにか家は、大きくそり返った軒と手品師の帽子のような集合煙突のあるチューー ー様式の家になっている」(30-31) と描写している。この家こそ、エッジウッドの名が暗示するようにこの世界の端っこに建っており、別の世界への扉となっていたのである。読者は『リトル、ビッグ』の本を開くのと同時にいわば、扉をあけてこの屋敷に入り込み、そこに書き込まれた深淵な物語の世界にどっぷり浸って行くことになる。そして複雑で神秘的な内部構造をもつこの屋敷の中を歩き回り、この一族が堅く守っている秘密やこれから起きる数々の数奇な物語に耳を傾けることになるのである。

しかしながら、『リトル、ビッグ』はこのように典型的なファンタジーの特徴をいくつももっているのにもかかわらず、文学理論で定義されるファンタジーとは少し異なる。代表的なファンタジーとされる Tolkien の『指輪物語』のように、現実の世界から一線を画す別の世界が存在することもなく、また、主人公たちは権力の誘惑から純真なものたちを救済するといったヒロイックな使命を担っているわけでもない。Crowley の世界は地上から隔離されたまったくありえない世界ではなく、アメリカに実際に存在しうるかあるいは現に存在する世界なのである。Tolkien が中世の神話やイギリスの民間伝承からとった題材を用いてありえない別の世界を描いたのに対し、Crowley は時代遅れの一風変わったコロニーを背景に、現にアメリカに存在する迷信や子供向けの本、オカルト的な大衆文化などを題材にファンタジーの世界を構築させている。

一族の創始者、曾祖父の John Drinkwater にしても、何人かの似たような名前の 19 世紀の实在人物がモデルになっている。 *The Architecture of Country Houses* の著者として知られる Andrew Jackson Downing や、「ギリシャ風、ゴシック風、フランス風、イタリア・ルネッサンス風、エジプト風、それに東洋風などの、あらゆる建築様式を模倣」して、「ヴィクトリア時代に多く見られる奇妙なデザインの住宅の元凶になったと信じられている」 Alexander Jackson Davis (*National Cyclopaedia* 22 : 174 - 75)、それにあの世との霊的交信の夢にとりつかれた心霊学者、Andrew Jackson

Davisなどが、そのモデルとされている (Attebery 43)。

また、細部には現代の生活が織り込まれている。Augustはフォードを乗り回し、Auberonはマホガニー製のカメラをトルーマンスーツに身を包んだSmokyに向ける。いとこのGeorge Mouseは無尽蔵の麻薬を隠し持っている。また明らかにニューヨークと思われるシティに出奔したSmokyや後にソープオペラの脚本家になるAuberonの足跡をたどることにより、ニューヨークの風景や現代に関するテーマ——たとえば、大衆的なメディアや、自動車文化、都市中心部の多民族社会、60年代の麻薬文化、心霊主義の流行など——にも触れることになるのだ。

『リトル、ビッグ』はまた、その登場人物の性質からいっても他のファンタジーと異なる。この物語にはその世界で起こる出来事の信憑性について疑問を差し挟むものたちがいるのである。ファンタジーは異次元における物語であり、そこでありえないことが起きるのはいわば作者と読者との共通認識である。しかし、『リトル、ビッグ』ではDrinkwater家の不可思議な信仰に懐疑的な人たちもいて、自分たちのより現実的な考え方に固執する。彼らはDrinkwaterの人々が頑なに守っている秘密を究明しようとしたり、一家が信じている超自然的な現象を鵜呑みにはできず、合理的に分析しようとあがいたりする。一家の一員として調和を保ちながら、Aliceたちが信じている妖精の存在も本当は信じられないのである。

そのなかの一人がVioletの息子Auberonで、彼は学校教育で科学的方法論と論理を学び、自分が合理的かつ常識的で証拠に基づいて判断できる人間だと思っていた。狂信家や巫女のいる夢想家の一家にあって、いわば変わり種だったのである。彼は妖精の存在を写真にとることにより証明しようとした。そのためむなしい徒労のうちに生涯を終えることになる。Aliceの祖父John Drinkwaterも秘密を明かさずにこの世を去ってしまうが、本当のところは妖精を信じていたかどうか曖昧である。

しかし何と言ってももっとも懐疑的なのはSmokyである。Violet BrambleやDrinkwaterの血をひかない彼は自分を現実の人間にとどめておく心の複雑さを最後まで失わない。彼は若いときに父親から古典ラテン語と中世

ラテン語を学び、ギリシャ語と旧式な数学にも親しんだという背景があり、Drinkwater 家の一員になるある種の潜在的な素質はあったものの、例えばこのエッジウッドの町にことばを話す動物がいるといった、彼の現実観に合わないことは受け付けることができない。Alice が主張する妖精の作る物語の中に自分たちが存在するという概念を信じられない彼は、自分の周辺にある物語が実はすべて（『リトル、ビッグ』の世界で）文字通りの真実を伝えるものであり、しかも一貫したさらに大きな物語に織り込まれる運命にあるなどということには到底気づきようがない。

この気持ちをわかりあえるのが息子の Auberón である。Smoky は息子に、彼が妖精を信じないことを打ち明け、彼の本心を正直に打ち明ける。

“Of course,” Smoky said, “it wouldn’t have been right to say so, you know, or really ask right out what was what here; I never wanted to spoil anything by not—not joining in. So I never said anything. Never asked questions, never. Especially not simple ones. I just hope you noticed that, because it wasn’t always easy.” (404)

彼がすべてを知っているように思われていたのは、ただひたすら皆の様子を窺って、彼らが何を考えているか理解するように努めていたからだったのである。

彼は Violet の孫で義父の John Storm Drinkwater から「既知の事柄や改めようのない事柄があり、あまり穿盤し過ぎると為にならないこともあるものだ」と忠告されていた。Alice の伯母 Cloud 大伯母さんは「女性のほうが感受性は強いが、おそらくそのことでより悩むのは男性のほうなのだ」とも言っていた。息子の Auberón は父親が秘密を知っていると思っていたが結局、彼は秘密にすることなど何もないのに、それを保持する方法をそのことにかけては達人の一家から学びとっただけだったである。

Smoky は、信じる振りをすることで満足しているが、最後まで決して説明されることのない一家の不可思議な出来事を理解することはできない。彼の態度は傍観者の面白がったり、喜んだり、あるいはすっかりは信じないもののそれを受け入れはするというもので、ファンタジーを読む者

の態度そのものといえよう。読者はそのような人物を物語の中に見いだすことにより、このありえない物語にしばらく付き合ってみる気持ちになるのだ。そしてそのうちに、エッジウッドの町の入り組んだ物語は他の場所や時代にも及び、ついにはニューヨークという大都会を舞台にした物語へと発展して行くのである。

Ⅱ 妖精について

すでに述べたように『リトル、ビッグ』は少し遡った過去から現代の生活の少し先の時代にまでおよぶ物語であるが、ファンタジーにありがちな信じることを大前提にただけの物語ではなく、登場人物の中にありえないことに対し懐疑的な者たちが存在することにより、現実的な読者をも惹きつける内容になっている。摩訶不思議な魔法の物語とは大分雰囲気が違うのである。とはいっても、何度もいうように『リトル、ビッグ』はやはりファンタジーであり、いくら Smoky が信じないと宣言してもそこに妖精が存在するのは動かし難い事実である。Alice たちは自分たちが「物語」の中の存在であることを知っており、運命や目的が「あの人たち」、つまり妖精たちによって、あらかじめ定められていることを自覚している。この妖精たちは、ヨーロッパ各地の伝説に出てくる妖精同様、予測しがたい能力を持っているが、特に名はない。イギリス人の間では妖精の注意を引かないように、彼らを「良き人々」などと婉曲な言葉で呼ぶ風習があるというが、Alice たちもまた、この超自然的な存在の気分を損ねないように、ただ「あの人たち」とか「彼ら」としか呼んでいない。

しかし、『リトル、ビッグ』に出てくる妖精たちはより人間に近く、Violet の息子の Auberon の写真にそのぼんやりとした姿態や風貌が映ったりする。なかには人間と区別がつかないほど身近な存在として描かれているものもある。Underhill 夫人などは何世代にもわたって Drinkwater 家の女性たちの相談相手になっており、彼女が「不死の、あるいは不死に近いぐらい長生きの存在」だなどという描写に突き当たらないかぎり、まさか妖精の仲間であるとは思っても及ばない。しかし、このことを知ってはじ

めて彼女の周りにいつもじゃれ合っている「猫とも言えない何か」が、妖精のことなのだとわかるのである。また、ときどき Underhill 夫人の相談相手となる池の中の「鱒のおじいさん」もかなり後までその正体は証されないのだが、妖精の世界に属することは間違いない。彼もまた Alice がときどき助言を求めて相談できる身近な存在なのである。

ところで、Alice たちが妖精たちに気を使っているのは彼らの考えることが予測できないからだ。しかも彼らは必ずしも親切ではなく常に道徳的に正しいという訳でもない。登場人物たちの運命を操作するが、それはしばしば理解不能な突拍子もない判断であったり、深い意図もなく単発的に決められた無慈悲なものであったりする。当然、なかには過酷な運命に翻弄される登場人物たちも出てくるのだ。

最初の犠牲者は、Alice の祖父 August であろう。若い頃の彼が放蕩に耽けるようになるのは唐突で、妖精の仲間と思われるカワセミに唆された結果にすぎない。母親のヴァイオレットは日頃から妖精に反抗的であった August が「彼ら」の気分を害するのではないかと心配していたのだが、August の車を扱う商売をしたいという願望と「彼ら」の一家の所有する占いのタロットカードをどうしても手に入れたいという傲慢な欲求とが相俟って、August は自制することのできない無謀な若者へと変身させられてしまうのである。

彼の変身ぶりは極端で、一見、妖精たちの悪い悪戯のように思えるが、August の放蕩のすえ、何人ももうけられた子供たちの中の一人が Alice の父 John Storm Drinkwater だとすれば、この画策は物語の一部として不可欠だったのかもしれない。しかし August はその後失踪、再度登場したときには、池の中の「鱒のおじいさん」に変身させられている。それは会話の内容から徐々に読者に伝わるのだが、過去の記憶をすでに失っている August の姿は悲惨なものだ。

Alice の姉ソフィーの子、Lilac にまつわる妖精たちの画策も Sophie を悲しみのどん底に突き落とす。とくに前後の脈絡もなく、突然、多数の妖精たちが登場したかと思うと、赤ん坊は盗まれ、そこには即席で作られた替

え玉が残されていったのである。Sophieはその替え玉を自分の子供と信じて、一生懸命育てるのだ。しかし暑さも寒さも感じることもないその無表情な模型同然の子供は、次第に皺だらけの物体と化し、ある日花火とともに吹き飛ばされてしまう。奇妙な替え玉を自分の子供と信じて一生懸命育てる母親 Sophie の姿や、消滅してしまった子供を夢のなかで追い求める母親の物語は不条理な人生そのものを描きだしているかのようだ。しかし実は、本物の赤ん坊は Underhill 夫人のもとで育てられており、最後には登場人物たち全員を別の世界へ扇動する大役を務めることになる。物語を終らせるために欠かせない人物は妖精の手で育てる必要があったのだ。

しかし、なかでももっとも妖精たちによる運命の悪戯に弄ばれた人物は Smoky の息子 Auberon だろう。一旗揚げようとシティに出た彼は恋愛や、テレビドラマの脚本書きの仕事、そして恋人の突然の失踪、その後のアルコールにおぼれた浮浪者同然の生活と冒険の連続だった。しかし、こういった自分の期待を裏切る数々の出来事も全体を締めくくる大きな物語の一部でしかなく、無頓着な妖精たちに弄ばれていたに過ぎなかった。作中、場面は突然切り替わり、長大な編み物を編んでいる Underhill 夫人の様子が語られる。この編み物が物語の筋となっていることは明らかである。彼女は途中、どこかで方向を間違ったことに気が付く。周りの小さな妖精たちとの会話が続く。

“Hold hard,” Mrs. Underhill said, “hold hard. Somewhere here a slip’s been made, a turning missed. Don’t you feel that?”

“We do,” said the others gathered there.

“Winter came,” Mrs. Underhill said, “and that was right; and then ...”

“Spring!” they all shouted.

“Too fast, too fast.” She beat her temple with her knuckles. A dropped stitch could be fixed, if it could be found; a certain unraveling was in her power; but where along the long, long way had it been? Or — she cast her eye along the vast length of Tale

unfolding from the to— come with the steady grace of a jewelled and purposeful serpent... (323)

物語の進行に支障をきたしているのは Auberon であることを突き止めると、彼女は「鱒のおじいさん」に相談する。

“This child in the City,” Mrs. Underhill said. “Greatgrandson of yours. Won’t be moved, won’t do his duty, wants to die of love instead.”

“Love,” Grandfather Trout said. “There is no force on earth left stronger than love”

“He won’t follow the others.”

“Then let him follow love.” (324)

次の場面では、Auberon の恋人 Sylvie は 2 人の住む部屋から忽然と姿を消し、Auberon は悲しみのどん底に突き落とされる。この理不尽な事実を彼は到底受入れられない。理屈を求める彼の性格からして、この謎は彼につきまとい恋人の幻覚に突き動かされては放浪し、最後には浮浪者同然になって曾祖父 Drinkwater の設計した庭にたどり着く。そこでこの不幸が何だったのか理解しようと探究する苦しい日々が続くのだ。

What you didn’t know ; what you didn’t know arising, spontaneously, surprisingly, out of the proper arrangement of what you did: or rather what you knew all along but didn’t know you knew. Every day here he had come closer to it; every night, lying awake at the Lost Sheep Mission, amid the hawkings and nightmares of his fellows, as he walked these paths in memory, he approached what he didn’t know: the simple single lost fact. Well, he had it now. Now he saw the puzzle complete.

He was cursed : that’s all. (383)

理性で捉えることができた Auberon はこの直後エッジウッドに帰る決意をするのである。しかし、一瞬のうちに決めた運命が若者オーベロンをどれだけ狂わせたか、そして、この結論に達するまで彼がどれだけ苦悶し

たか、妖精たちは気に掛ける様子もないのである。

妖精のこうした性質を一番よく知っていたのは Violet だろう。老いた Violet は妖精について自分の知っていることを書き留めなければならないと決心するが、実際に書いたのは、「彼らは私たちに好意を持っていない」ということと「彼らは私たちに敵意を持つこともない」という2行だけだった。Crowley はそれを説明して以下のように続ける。

She meant that *they didn't care, that their concerns weren't ours*, that if they brought gifts—and they had; if they arranged a marriage or an accident—and they had; if they watched and waited—and they did, *none of that was with any reason to aid or hurt mortals. Their reasons were their own*—if they had reasons at all, she sometimes thought they didn't, any more than stones or seasons have. (強調筆者)
(107)

妖精に限りなく近い「鱒のおじいさん」の言動も妖精の性質を推測する手がかりになる。シティで辛酸をなめつくした末エッジウッドに帰った Auberon は、Alice の指示で「鱒のおじいさん」に会いに行き、次のように尋ねる。「鱒のおじいさん」は悩む Auberon に彼の運命が「彼ら」に弄ばれていることを暗に知らせようとする。

“What I don't understand,” he said at last, “is why I have to go on making such a big deal out of it. I mean there are lots of fish in the sea. She's gone, I can't find her; so why do I cling to it? Why do I keep making her up? These ghosts, these phantoms ...”

“Oh, well,” said the fish. “Not your fault. Those phantoms. Those are their work.”

“Their work?”

“Don't want you to know it,” said Grandfather Trout, “but yes, their work; just to keep you sharp set; lures; no worry there.”

“No worry?”

“Just let'em pass by. There'll be more. Just let'em pass

by. Don't tell them I told you so.” (410)

「やり過ぎしさえすりゃあいいのさ。もっともっとあらわれるぞ。やり過ぎしてればそれでいいんじゃないよ。わしからおそわっただなんて彼らには言うんじゃないぞ」と付け加え、彼もまた「彼らが無頓着で、彼らの関心が我々と別の所にあること」を伝えようとしたのである。

このように運命に翻弄される登場人物たちは19世紀末から20世紀の自然主義文学のなかにしばしば見いだすことができる。自分の意志ではどうすることもできない卑小な存在の人間たちである。Stephen Craneの「オープン・ボート」や「ブルー・ホテル」Frank Norrisの「オクトパス」Theodore Dreiserの「アメリカの悲劇」など例をあげれば枚挙にいとまがないが、これらの登場人物たちの運命を操っているのは得体の知れない何か大きな力である。しかし、『リトル、ビッグ』の登場人物たちの運命をあやつっているのはコミカルでさえある妖精たちであることがはっきりとしている。それらに弄ばれ心をすり減らす登場人物たちの姿は理不尽で現代社会の一面を見せつけられている思いがする。妖精たちに運命を操られた悲劇的な物語はある意味で、自然主義文学よりさらに辛辣な風刺になりうるのである。

Ⅲ 物語の中の人物たち

妖精たちのいわば超自然的な力に運命を弄ばれる人物たちがいる一方で、同じ物語の中の人物でありながらViolet、Alice、Cloud大伯母さんといった靈感が強くもっとも妖精たちに近い人物たちは、様々な不幸な状況に直面していながら、意外に平然としている。それは一つには彼女たちが断片的にはあるものの、物語の幸せな先行きを読むこともできるからであろう。

Violetは家の中の扉が別世界へと通ずる最後の扉であることを熟知しており、それがいずれ永久に閉ざされてしまい、「そもそも、もはや扉ではなくなってしまう時代が来るはず」であることを知っていた。そうなった時に、愛する者たちの一人として扉の外に立たせたくないと願う彼女は、

彼女なりに策を練ることができたのである。Cloud 大伯母さんにはより具体的なヴィジョンが見えていた。世代を追うごとに、妖精たちの領域が人間たちの領域に近づいていることに気が付いていたし、自分たちが近いうちにそこに移住する運命にあることもはやくから知っていた。そして、壮大な物語は彼女の愛する甥や姪とその子供といった人々とともに幕を閉じることにも知っていたのである。

しかし、彼女たちが落ち着いていられるのにはもう一つ大きな理由があった。Alice が明確に述べているように、自分たちが物語のなかにいるのだという不思議な自覚があり、どのようなかたちであれ、いずれ物語は完結する運命にあることを知っていたからなのである。これは Violet Bramble の血筋をひく一族のなかでは当たり前のこととして罷り通っていることだが、考えて見れば奇妙な概念である。こういったことに懐疑的に反応する Smoky は間髪をいれず疑問を差し挟む。Alice は次のように答える。

“But see?” she said. “It was all meant to be. And I knew it.”

“But why?” he said, delighted, in torment; “why are you so sure?”

“Because it’s a Tale. And Tales work out.”

“But I don’t know it’s a tale.”

“People in tales *don’t* know, always. But there they are.”

(17)

Alice たちはいつも説明をしない。Smoky は質問してもこれ以上の答えが戻ってくることは期待していない。それが彼をいらだたせるのだが、だからといって、この話をありえないこととして完全に否定してしまう勇気も持ち合わせていない。しかし、Alice のいうことはまったくありえないことなのだろうか。確かに現実の世界の常識では考えにくいことだが、図らずもこれと類似した状況はある種の夢の中の物語、しかも夢の中での出来事を明晰に憶えていられるタイプの作家が夢のリアリティを克明に描く物語の中で見いだすことができるのである。この種の物語の主人公はちょうど Alice が物語の中において、それがいずれ完結することを知っているよ

うに、自分が夢のなかにいることを自覚しており、たとえ奇妙きでれつなことが起きても、いつか目覚めて物語が終了することを知っている。そのため、いたって冷静沈着にしていられるのだ。さらに、妖精は登場しないものの、自分の力を越えた何か——おそらく夢を操っているインスピレーション——に動かされていることもどこかで自覚しているようなのだ。『リトル、ビッグ』は夢のなかの物語ではないにしても、Aliceたちは、作者の夢に似た合理的な意識に支配されない心の領域で操られている存在なのではないだろうか。

これに関連して注目したいのは「作家と登場人物」のなかでLe Guinが述べていることである。彼女によれば、作品中の人物は自分が創造したのにもかかわらず、いったん物語中の人物になると、「自分の命をもちはじめ、時には作家のコントロールを逃れて、自分たちの存在を作り出した作家が予想もしないことをしたり、言ったりするようになる」という。彼女は続けて、次のように述べている。

My people, in the stories I write, are close to me and mysterious to me, like kinfolk or friends or enemies. They are in and on my mind. I made them up, I invented them, but I have to ponder their motives and try to understand their destinies. *They take on their own reality, which is not my reality, and the more they do so, the less I can or wish to control what they do or say.* While I'm composing, the characters are alive in my mind, and *I owe them the respect due any living soul.* They are not to be used, manipulated. They are not plastic toys, they are not megaphones. (Le Guin 235 強調筆者)

にわかには信じがたいことだが、実はこれと類似したことを述べている作家たちは数多くいる。Ian Wilsonは著書『スーパーセルフ』でこれと類似した経験をしている作家の例を多数挙げている。童話作家Enid Blytonは1950年代初期の全盛期には二週間に一冊以上の割合で著書を世に送り出したというが、新しい本を書き始めるとき、その登場人物から物語の内容まで自分には全くアイデアがないにもかかわらず、自分の心の目の前で

登場人物たちが勝手に演技をし出すので、自分はそのセリフから表情までを書き取るだけだと言った。W. M. Thackeray も執筆中、自分の描いた作中人物の言葉に驚かされ、オカルト的な力がペンを動かしているような感覚を味わっていたという。その他にもざっと紹介すると、意識的な自己は実際の語り手ではなく、自分の小説のすべては「屋根裏部屋に鍵をかけて閉じ込めている何らかの見える協力者」の手によるものだといった R. L. Stevenson、自分の人格は自分を占有している「私自身でないもの」の道具でしかないと語っていた George Eliot、本を書くために椅子に座ると、「何か慈悲心に富む力」がそのすべてを自分に見せてくれると語った Charles Dickens、そして現代作家では、アメリカの小説家 Kay Boyle や童話『メリー・ポピンズ』の著者 P. L. Travers も作中人物が勝手に物語を創ってくれるという感覚を味わっている（ウィルソン 27—32）。

『ハックルベリイ・フィンの冒険』を書いた Mark Twain もこの作品を執筆中、想像上に描いた作中人物が好きなように語り出すのを書き取るという体験をしていた。1906 年に以下のように記述している。

Experience has taught me long ago that if I tell a boy's story, or anybody else's, it is never worth printing; it comes from the head not the heart, and always goes into the wastebasket. To be successful and worth printing, the imagined boy would have to tell his story *himself* and let me act merely as his amanuensis. ... When a tale tells itself there is no trouble about it; there are no hesitations, no delays, no cogitations, no attempts at invention; there is nothing to do but hold the pen and let the story talk through it and say, after its own fashion, what it desires to say. (Twain 243)

『ハックルベリイ・フィン』の原稿の一ページ目には「ハックルベリイ・フィン——マーク トウェインが（ハックから聞いたことを）伝える」と書かれている（Grip 98）。上の引用文の中の「想像によって創られた少年」とはハックのことを指しているのである。

このようにして見てくると、『リトル、ビッグ』の魅力的な登場人物たち

も Crowley のコントロールを逃れ自分たちの好むやり方で自然に語り出したのではないかと思えてくる。とはいっても、Crowley はあくまでも「物語」を中核に据えたファンタジーを描こうとしているわけであるから、彼が作りだしたキャラクターたちが「物語のなかにいる」という意識を生まれ持っていたとしてもある意味で当然だろう。それよりもむしろ、特筆すべきことは『リトル、ビッグ』に登場する実に多くのキャラクターたちが、それぞれ作家のコントロールを逃れて勝手に語り出したとすれば、それだけで書き留められないほどの膨大な物語になりうるということである。『リトル、ビッグ』の濃密な中身はこういったこと、作者と個性的な登場人物たちとの神秘的な心の交流に起因していたのではないかと思えるのである。

Underhill 夫人に物語をせがむ時、Violet は以前にも尋ねたことのあることを繰り返して語りかける。Crowley はこれを質問ではなく、「あたかもボールを前後にパスしあうように、その度ごとに驚いたり感謝したりした表情で、敬意を込めて同じ贈り物を交換しあう」ものと表現している(52-53)。おそらく彼自身がこのようにして登場人物たちのことばに耳を傾け、それぞれの心の動きを丹念に書き留めていったのだろう。Violet Bramble の血を引く Alice や Cloud 大伯母さんといった人物たちは特に靈感が強く、Crowley にとって頼もしい物語の共同制作者であったに違いない。こうしたことに関してはまだ子供の Lilac や理性的に考えようとする Auberon でさえ例外ではなかっただろう。

Lilac は別の世界に移住することを皆に呼びかけ、そこから新しい物語がはじまることを知らせる重要な使命を背負っていたし、その移住先では「すべてがずっとずっと大きなこと」であることを知っていた。Auberon は Lilac が父親の George Mouse のところにもどって来ていることを見ただけで、「頭の毛が逆立ち、もぞもぞとするような不快感とともに、両目を閉じているのに以前にも増してはっきりと物が見えるような感じができて」、物語が終わってしまった訳ではないことを直観する。そして、見慣れた部屋の古い衣装箆筒の正面部分に「ぽっかりと開いた入口から、錨

を上げて帆をいっぱい張った帆船の姿や、大風の吹き荒れる未明の光景や、高い街路樹に囲まれた大通りが遥か視界の彼方まで延びている」幻影を見るのである（464）。

登場人物のそれぞれの物語がどのように全体を包括する大きな物語のなかに織り込まれて行くかは誰も知るよしがない。物語の展開にはいわばインスピレーションを与える役目として無頓着な妖精の悪戯も必要だったのかもしれない。しかし物語の全貌を構築していったのはCrowleyであり、それぞれの人物からそれぞれの物語を彼らの気持ちを尊重して聞き出し、その呼吸、息づかいにおよぶまで記していったのである。登場人物たちは自分たちの存在する物語は妖精たちによって作られていると感じていたが、『リトル、ビッグ』は実は作者である人間と登場人物たち、そして超自然的な力をもつ妖精とが共同で織りなす物語なのである。こうしてみると、ファンタジーは作家と語られる題材との神秘的な関係をも語ることでできる文学形式であることがわかる。Crowleyはこの点でファンタジーの新たな可能性を示しているのである。

IV 物語の終り

作品の後半、それまで行方不明になっていたLilacが帰って来ると、物語は急速に結末に向って進展する。Auberonがエッジウッドに戻り、約百年前のある時代にDrinkwater家の人々と同じように先祖たちがこの地に定住した他の家の者たちも集まって来る。彼らの先祖たちは物語のことを知っていたか、物語の語り部たちであった。そしていま、他の地では語られることのない言い伝えを忘れなかった彼らは、再びエッジウッドを訪れ、集団で別の世界へ移住しようという差し迫った訴えに耳を傾けたのだった。ついに、物語はファンタジーの典型的な結末、幸福なる結末（ユークタストロフィ）を迎える準備が整ったのである。

物語を締めくくるのはAliceの役目である。彼女はSmokyと結婚したことからして、物語のなかですでに決められていた運命と感じていたし、先に引用したように、物語は決められたとおりに終るものと信じていた。そ

してそのときが来たとき、彼女は理由もなく幸福な予感で満たされるのだ。CrowleyはAliceの口を通して次のように表現する。これこそ、「幸福なる結末」がもたらす驚異といえよう。

How could it be, Daily Alice wondered as they kissed, that to say such things as she had said to the husband she loved, on this darkest night of the year, made her not sad but glad, filled in fact with happy expectation? The end: to have the Tale end meant to her to have it all forever, no part left out, complete and seamless at last... It would be good, so good to have it all at last, start to finish, like some long, long piece of work that has been executed in dribs and dabs, in the hope and faith that the last nail, the last stitch, the last tug at the strings, will make it all suddenly make sense: what a relief! (452)

こうして完結した物語はその後長く語り継がれて行くことになる。時の流れとともに現実は変化するが、物語は残り、長く語られそれに人々が耳を傾け過去に思いを馳せるとき、かつての大きな家の霊的な一家にまつわる魅惑的な物語は蘇るのだ。

One by one the bulbs burned out, like long lives come to their expected-ends. Then there was a dark house made once of time, made now of weather, and harder to find... Stories last longer: but only by becoming only stories. (538)

そして物語の最後にもはやその物語さえ消え去った時の色あせた情景が描写される。

It was anyway all a long time ago; the world, we know now, is as it is and not different; if there was ever a time when there were passages, doors, the borders open and many crossing, that time is not now. The world is older than it was. Even the weather isn't as we remember it clearly once being; never lately does there come a summer day such as we remember, never clouds as white as that, never grass as odorous or shade as deep and full of promise as we

remember they can be, as once upon a time they were. (538)

こうして、物語が存在することが、世界を驚異に満ちたものに変えるのだということを改めて伝えているのである。

しかし、読み終えて最後にひとつ疑問が残る。Drinkwater 家の人々が移住した先のもう一つの世界とは、はたして別に存在する世界なのだろうかということだ。Drinkwater 家をはじめとするコロニーに住む人々たちは家を出て出発するが、移住先にはさほど苦勞せずにとどり着いている。Cloud 大伯母さんは妖精の世界がひどく接近していることを感じ取っていたし、登場人物のなかでもっとも高い知性の持ち主といえる Ariel Hawksquill は自分も移住しなければならないことがわかったとき、その移住先の世界について熟考している。彼女は妖精の国は別に存在するのではなく、世界はひとつなのだと明晰な結論を出しているのだ。

One world only, but with different modes; what anyway was a “world?” The one she saw on television, “A World Elsewhere,” could fit without multiplication of entities into this one, it was molecule—thin but whole: it was only another mode, it was fiction.

And in a mode like fiction, like make—believe, existed the land to which her cousins said she was invited to—no, told she must!—journey. Yes, journey; for if it was a land, the only way to get there was to travel. (504—5)

Crowley はファンタジーの中心に一つの完成された物語を据え、その中に巧みに現実を織り込んで行った。それにより、読者は現実には透けて見えるファンタジーの世界に驚異を感じることができたのだ。彼はファンタジーの世界をどこかの扉や入り口をくぐり抜けてたどり着く場所としてではなく、すぐそばに存在する、あるいはいつでも現実に割り込んでくる可能性のある世界として描きたかったのではないだろうか。

『リトル、ビッグ』の扉に記された数多くの賛辞のなかで Le Guin は「この本は説明不可能である。輝かしい狂気 (a splendid madness)、または喜ばしい正気 (a delightful sanity)、あるいはその両方である」と述べてい

る。その変化に富む内容の奇抜さは秩序だった理性の枠を越えたものであることを暗示しているのだろう。登場人物たちの想像を絶する数々の物語が織り込まれたこの作品には Bloom が指摘したように何度でも読み返したくなる魅力と、いつ読んでも感じられるさわやかな感動がある。日常をそう離れていない世界の物語であることが、他のファンタジーよりも容易に見飽きた日常に驚異を持ち込むことを可能にするのだろう。その感動は、まさしくファンタジー特有の「新しい方法で見ることを可能にし、われわれの新鮮な感覚を取り戻させる」衝撃なのである。

【参考文献】

- Attebery, Brian. *Strategies of Fantasy*. Bloomington: Indiana UP, 1992.
- Bloom, Harold. “Little, Big.” *The Book That Changed My Life*. Eds. Roxanne J. Coady and Joy Johannessen. New York: Gotham, 2006.
- Clute, John and John Grant Eds. *The Encyclopedia of Fantasy*. New York: St. Martin's Griffin, 1997.
- Crowley, John. *Little, Big*. New York: Harper Perennial, 1981. 『リトル、ビッグ I』、『リトル、ビッグ II』 鈴木克昌訳 国書刊行会 1997.
- Le Guin, Ursula K. “The Writer and the Character.” *The Wave in the Mind*. Boston: Shambhala, 2004.
- Quirk, Tom. *Coming to Grips with Huckleberry Finn: Essays on a Book, a Boy, and a Man*. Columbia: U of Missouri P, 1993.
- Twain, Mark. *Mark Twain in Eruption*. Ed. Bernard De Voto. New York: Harper & Bros., 1940.
- ウィルソン、イアン 『スーパーセルフ：知らせざる内なる力』 池上良正、池上富美子訳 未来社 1994. (Wilson, Ian. *Superself: The Hidden Powers within Ourselves*. London: Sidgwick & Jackson, 1989)

日系アメリカ人の表象

「リドレス史観」を超えるための試論

村 川 庸 子

An Essay on Historical Representation of
Japanese/Asian Americans:
Beyond “Exceptionalism” in Redress Historiography

Yoko MURAKAWA

Asian Americans, to say nothing of Japanese Americans, have long been depicted as something exceptional in its historiography, being refused entrance and denied naturalization till 1943 for Chinese and 1952 for Japanese. Japanese Americans, especially, were so, experiencing unprecedented large-scaled incarceration during WWII and could successfully rectify the injustices committed against them in 1980s and 90s. The “redress historiography,” emphasizing Japanese/Asian American “exceptionalism,” too much, however, sometimes let us lose sight of bigger picture.

In this essay, based on the administrative documents made by U.S. immigration bureaucrats, whose role is to formulate the national immigration policy and to enforce it, whose views are broader, longer-termed and more extensive than ordinary people, generality or coherence but not exceptionalism of history of Japanese/Asian Americans would be reexamined and reconsidered

はじめに

2010年3月から一年余り、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館で開催された特集展示「アメリカへ渡った人々と戦争の時代」の最初のコーナーに、展示本体では殆ど実現できなかったが、今後の日系アメリカ人史の研究で目指したいものを象徴的に表す一枚の写真を入れてもらった¹⁾。百名くらいの様々なエスニシィの労働者の中に、日本人とおぼしき人々が混ざり合って並んでいる。アメリカではよく見かける、横長の集合写真である。19世紀後半、シアトル沖のベインブリッジ島にあったポート・ブレイクリィ製材所（世界一の規模を誇ったこともある）の労働者の写真だと言われている²⁾。日系人の友人たちは皆、この写真を見たことがあると口を揃えるが、それまで、日系人の写真と言えば日系人だけ、あるいは日系人のグループに少数の白人が混じったものを見慣れていた筆者には新鮮な図柄であった。差別されたとはいえ、彼らは多かれ少なかれ、写真のような、人種的に多様な現実の中で生きていたはずである。この写真に目を引かれたのは、近年、日系アメリカ人を例外として扱う歴史の叙述に疑問を抱き始めていたためかも知れない。

筆者はこれまで、日米戦争中の二世の米国市民権放棄と戦後の国外退去という、アメリカ社会と日系アメリカ人社会、それぞれの主流の歴史の中で二重に周辺化された人びとの経験を扱ってきた。これを学位論文にまとめる作業の中で偶然見つけた資料により、大きく歴史観まで変えられることになったのだが、本稿は、その過程で得た手法を整理し、それがどれほど応用可能かを見極め、今後の展開の可能性を探る、実験的な試みの一部である。未だ議論にこなれないところが多々あることを予めお断りしておきたい。

I. 日系アメリカ人の例外主義：再考

日系アメリカ人の歴史は、専らその例外性、特殊性を強調する、人種主義の文脈の中で語られてきた。戦前の排日運動から日米戦争中の強制立退き・収容、戦後の再定住期へとつながる苦難の歴史は、「サクセス」マイノリティという社会経済的地位を得、最終的に補償（＝リドレス）を勝ち得るという「幸運な」^{ハッピー}結末^{エンド}を迎える。1980 - 90年代の補償に向けた「リドレス史観」とでも呼ぶべき歴史の語りであった。強調されたのは日系人のアメリカ社会への同化と忠誠で、明らかに不公正な人種差別にも拘わらず、彼らがひたすら恭順の姿勢を取り続ける姿と、最終的にはそれに応える「民主的な」米国社会の有り様が描かれた。

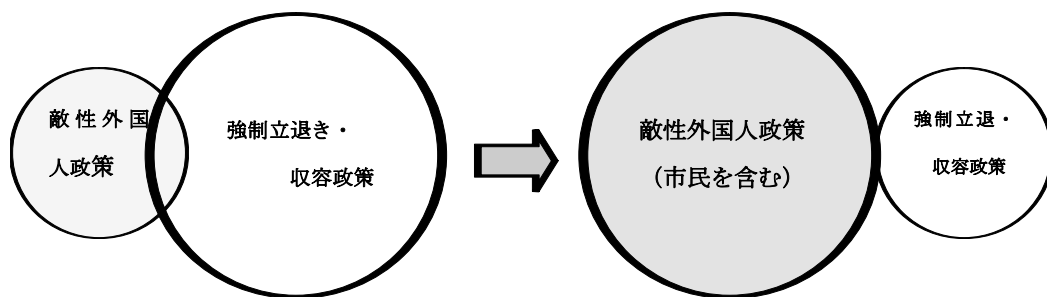
筆者が学位論文執筆の最終段階で、米国立公文書館（NARA）で入手したのは、国内の治安維持に「潜在的に危険」であるとみなされた日系二世の市民権放棄と戦後の国外退去に関する、司法省移民局、戦争部敵性外国人課で作成された業務文書であった³⁾。筆者自身のうかつさを告白することにもなるのだが、それは、これまで見たことがない類の文書であった。それまで筆者が注目していた司法長官 Francis Biddle、司法長官補 James Roweや敵性外国人政策を率いた Edward J. Ennisらの名前は全く現れず、彼らの一段下で、具体的に政策立案に当たったと思われる数名の、いわば「匿名の」官僚たちの姿が立ち現れた⁴⁾。内容の詳細については拙著（村川、2007）を参照されたいが、本稿では、ここで使用した史料の特徴と価値、今後の研究における可能性に絞ってまとめておきたい。

史料の中では、それまで、陸軍の強制立退き・収容政策の前史的に扱われ、殆ど実態が見えていなかった、司法省の敵性外国人政策が強力に展開されていた。この政策の法的根拠となる1798年の外国人・反政府活動取締法⁵⁾に加え、当時、社会問題となっていたスパイ・サボタージュ活動防止に関わる過去の法令と新たな法改正の必要性、その際の憲法上の障壁と具体的な対応策が検討された。国内の治安維持の観点から見ると、これ

まで重視されてきた陸軍の政策（一般の一世・二世の強制立退き・収容）など、殆ど意味の無い政策であったことに気づかされた⁶⁾。元々、国内の治安維持は司法省の専権事項で、戦前から、開戦に備えた敵性外国人政策が綿密に構想され、準備されていた。市民権放棄・国外退去政策も、強制立退き・収容政策に対する反発から現れてきたトラブルメーカーに対してとられた緊急の措置ではなく、司法省の敵性外国人管理システム構築に向けた、長期計画に基づく施策であった。

彼らの「危険な外国人」排除の議論の中には、早くから「危険な市民」（＝敵性市民）が含まれていた。勿論、敵性外国人法の対象はあくまでも外国人で、市民は含まれていない。だが、現実には市民の中に、明らかに「出自の国」に忠誠心を抱く者、従って米国の戦争遂行の妨げになる、或

図1 枠組みの変化



いは国内の治安維持に危険な者が存在することが想定された。「敵性外国人」として彼らを排除するには、非市民化（＝外国人化（denaturalization））が必要である、という議論が当然のことのよう展開された。まずは一部のドイツ系帰化市民の帰化取消、次に日系市民の市民権放棄が企図される⁷⁾。その為に、憲法で保障されるはずの外国人及び市民の権利がどこまで制限しうるのかが議論の中心であった。

当時、日本人は米国への帰化が認められておらず、米国の市民になることができたのは、米国生まれの二世・三世だけであった。ドイツ系帰化市民に関しては、既に帰化申請時の虚偽（fraud）を理由に帰化取消を行う方法が確立していた。問題は日系市民の生得の市民権で、「決して奪われることはない」とされる生得の市民権は、自ら進んで放棄させるしかない。

結果として1944年7月の、所謂「市民権放棄法」(第78議会公法405号)が成立した⁸⁾。

本件に関わる政策担当者の語りを通して見えてきたのは、移民政策の連続性、継続性であった。それまで切れ切れに見えていたものが、一連の、体系化した政策として見えてくる中で、それまで見えていなかったものが浮かび上がる。例えば、一般の人間は、第一次大戦期にはドイツ人・ドイツ系市民に向けられた偏見と差別が、第二次大戦期には日本人・日系人に向けられたと考えがちだが、先の戦争での経験は今次、次回の戦争でより発展した形で活用される。一つの戦争が終わっても、戦時の政策は完全に終了するわけではない。一般人が平和の到来に安堵し、「過去」を清算している間にも、次の戦争を想定した準備作業が始まっているのだと史料は語る。第一次大戦中のドイツ人移民排斥で批判されたアメリカ政府が、第二次大戦中のドイツ人政策で批判されないのは、日系人問題が実物以上に大きく展開されたことと政策の精緻化に負うところが大きい⁹⁾。「歴史は(偶然に)繰り返す」のではなく、経験を踏まえて再生産されていくのである。

今回発見した文書は、筆者のこれまでの思い込みを修正する様々な事実を明らかにしてくれた。一旦見えてしまうと、何故それまでそれが見えてなかったのか、何故それに思い至らなかったのか不思議に思われるような事実ばかりであった。一般人の立場からは公民権は護られるべきものであるが、政策立案者の立場からはこれを制限することが前提であり、どこまで制限されうるか、ぎりぎりの限界が議論される。政策立案者と一般人は最初から見ている方向が真逆なのだという事を思い知らされた。

未消化ではあるが、ハナ・アレントの官僚制の議論が思い出された。即ち、「決定者の責任が問われ得る公的・法的決定に代わって役所の匿名の規定が登場する支配形態」[川崎、82]が想起される。「法による支配とは反対の、政令による支配」であり、「(権力は)法令の直接の源泉」であり、「法律は必ず特定的人格もしくは立法会議の責任において発布されるのに対し、政令はつねに匿名であり、個々のケースについて理由を示すことも

正当化も必要としない」。¹⁰⁾ [アレント、199]

最近、20世紀初頭以降の米国の、移民の質的制限をこの移民政策立案者の存在と結びつける論考が増えている。この時期、望ましくない移民・市民を選別するシステムの必要性に応じて、その体系化を担う部署が設けられる。Tichenorの言う「移民官僚制度」であり、彼はその出現を1930年代から40年代としている [Tichenor, 2-10] ¹⁰⁾。担当の部署ができれば、そのシステム構築を進めることで自らの存在意義が示すことにもなる。移民局が労働省から司法省へ移管されたのが1938年であり、Rogersはこの移管が、移民が単なる労働力から国内治安維持の脅威として捉えられるようになった象徴的な動きであったとしている [Rogers, 5]。Kanstroomは国外退去政策が連邦捜査局 (FBI) の発達と深い関係があると指摘している [Kanstroom, 6]。この時期、敵性外国人ばかりでなく、潜在的に危険であると考えられる市民に関する統制—国外退去も含む—に向けての制度作りが急速に進められていたのであろう。筆者が出逢った資料もその中的一部分と考えられる。

今回の史料は、一時期の特定のエスニック・グループの移民政策に関するものであったが、政策立案者の目を通せば、米国の移民政策を一貫性、継続性をもった体系的な政策として見直すことができるという、新たな方法論的可能性を示してくれた。今後、この分野で、今回と同等の史料を入手することは難しいと思われるが、これまでの作業の中で、これに近づく文書があったことに気づいた。その一つが本稿以降で扱う、連邦下院の移民帰化委員会、上院の移民委員会の議事録である。一部の政府高官の証言などを追ってはいしたが、これまで体系的な収集はしておらず、現場の「匿名の」政策立案者の具体的な証言などは見過ごしてきていた。当時は非公開とされていた準備委員会などでは、各省の正式な報告書の類よりも担当者の本音が語られる場面も多い。

今後、これらの資料を用いつつ、移民政策者の目を通して、米国の移民政策の歴史及び市民権制度史を見直していく作業を続けていきたいと考えている。本稿では、まず、19世紀末から日米戦争前後にかけての日本人・

日系人及びアジア人・アジア系をめぐる移民史・市民権制度史について連続性、継続性に注目しつつ若干の修正を試みたい。

II. 連邦議会下院移民帰化委員会・上院移民委員会記録より

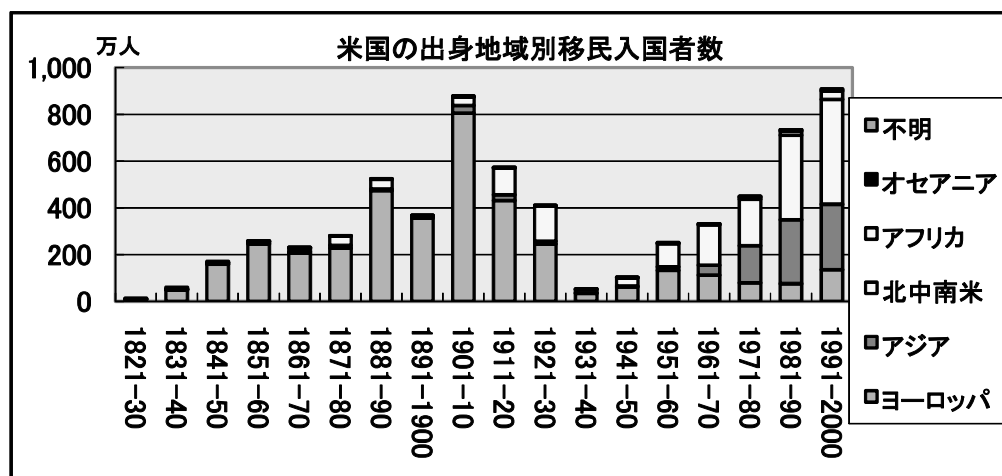
(1) 日本人・アジア人移民の例外性・特殊性

まずは、米国の移民史・市民権制度史において描かれる日本人・アジア人移民の例外性・特殊性から見ておきたい。

図1は20世紀初頭の移民—新移民—の急増とその後の移民制限期、大恐慌から両大戦期の減少期を経て50年代から再び増加に転じ、世紀末から1世紀を経て元の水準に達するまでの変化を示している。1890年のフロニアの消滅まで、西部開拓に向け移民は寧ろ歓迎される存在で、全体としては「概ね無干渉主義」^{laissez-faire} [Tichenor, 2] が採られているが、20世紀以降、厳しい移民統制の時代に入ったこと、それがかなり有効に機能したことが見てとれる。

図2に見るように、20世紀初頭まではヨーロッパからの移民が大半を占め、1910年代以降、中南米諸国からの移民が急増しているが、第二次大戦前のアジアからの移民はごく少数である。アジア人移民の先駆けである中

図2 米国の移民入国者数（出身地別）



（出典）Homeland Security Department, Yearbook, Table 2 より作成。

国人が入国を始めたきっかけは1849年のカリフォルニアのゴールドラッシュであり、その後、大陸横断鉄道の建設などに加わる¹¹⁾。1868年米中二国間でバーリングガム条約が結ばれる（米国における布告は1870年）。相互に、「自国と忠誠を変える人の固有の絶対的権利を認め、かつそれぞれの国民が好奇心、商用、あるいは永住の為に一国から他国へ自由に移動・移住することの相互の恩恵」、即ち、両国民の相互の移住を認めることとした。アジア系が先のグラフ上に現れてくるのはこの頃である。他の地域からの移民よりも遅れて始まり、一旦増加するが、その後、急速にその数を減じている。移民開始時期の遅れは鎖国政策という送出国側の事情が大きく、総数の小ささは、米国のアジア人に対する移民制限政策によるものであった。その後、アジア人移民が注目されるのは1965年移民法以降のこととなる。

米国における日本人・アジア人移民の存在を特殊なものにしていたもう一つの要素が市民権制度である。戦前、日本人・アメリカ人は米国への帰化を認められていなかった。米国で市民権を取得する主たる方法は①帰化と②米国内での出生である。だが、この国の市民となる資格が当初から遍く認められていたわけではない。米国初の国籍法は1790年3月26日、第一回議会で制定され、その後、徐々に改定が加えられた。1808年、米国内で出生し、市民を親とする子だけに生得の市民権が認められた。自由な白人だけを市民と認める含意があった。帰化権も自由な白人に限定された。国内での5年間の居住、高い道徳的特性、憲法の信奉、忠誠宣言と証人を立てることなど、現時点の帰化要件に近いものが定められたのもこの頃である。その後、市民の枠は黒人からネイティブ・アメリカン、女性へと少しずつ広げられ、最後にアジア人が加えられるのが1943年の中国人、1952年の日本人、ということになる¹²⁾。

戦前、アジア人は帰化不能外国人(alien ineligible for citizenship)と呼ばれた。この文言はアジア人を長く米国の社会的経済的な諸権利から遠ざけた¹³⁾。1922年、*Ozawa vs. U.S.* は文化的な同化を理由に米国市民権を求めるオザワの訴えを退けている。

(2) 移民政策の連続性、継続性の観点から

連邦政府が外国人の入国に対し、法的制限を加え始めるのは、19世紀後半のことである。表1は主たる移民法の成立年と、主たる制限の対象を示している。確かに、1882年の中国人以外は、米社会の公共の負担になる可能性のある人々ということで、貧困、病弊、犯罪性など、一般的で、曖昧な基準になっている。この時期の中国人排斥を例外とし、その他の移民政策を「概ね無干渉主義」であったと評価する議論は多い。

表1 主たる連邦移民法と制限対象

成立年	制限対象
1875年	犯罪者と売春婦の入国禁止
1882年	「公共の負担になる可能性のある発達遅滞や精神的な異常のある者」 中国人排斥法
1885年	契約移民
1891年	貧困者、危険な伝染性の病気に感染している者、複婚者、渡航費を自弁できない者、等。 「犯罪者」には重罪を犯した者や他の破廉恥罪や、道徳的墮落(moral turpitude)を含む 軽罪を犯した者も含まれると規定された。
1903年	癲癇、身体障害者、結核に感染している者
1907年	(省略)
1910年	(省略)
1917年	初めての包括的な法で過去の法の規定を纏めている。13の「排除可能な」外国人のカテゴリ。 ①肉体的・精神的障害のある者、②国家の経済的負担になる者、③経済的に公共の負担になる者、④精神的墮落を含む罪を犯した者、⑤複婚、売春を勧める集団に属したり、または売春を援助する者、⑥契約労働者、⑦他からの援助を受けて渡米した者、⑧過去に米国から国外退去処分になった者、⑨非識字者、⑩無政府主義者や力や暴力で政府転覆を標榜する者。

(出典) [IN System, 369-73]

バーリングラム条約と中国人排斥法

アジア人に対する初の連邦移民法が成立したのは1882年である¹⁴⁾。この間の事情を米政府側がどのように語ってきたかを見ておこう。

「生活水準が低く、労働市場で白人労働者よりも安価であった」中国人に反感が生まれ、1876年、連邦議会は調査委員会を指名し、その報告を受けて中国人労働者受入を禁じる法案を可決する。バーリングラム条約違反としてHayes大統領が拒否権を発動するが、2年後の1880年、連邦政府は議

会の動きを受けて一方的にこの条約を改正した。

米国政府の意見で、中国人労働者の米国入国や国内での居住が米国の国益に影響する、或いはその恐れがある場合、この国やその中の如何なる地域においてもその公序良俗を脅かすと認めた場合は常に、中国政府は米国政府がその来訪を統制、制限、一時停止することを認めるが、絶対的に禁止してはならない。

一方的な改正ではあったが、米国側では元々この条約が米国に苦力の入国を禁止する権限を認めるだけのもので、連邦議会は移民の受入・国内での居住を決定する権限は米国議会にあると判断しており、この条約は実質的には意味をなさない、実際には不必要な条約であったという認識を示している。これを受け翌年、議会は20年間、中国人の入国を禁止する法案を通過させた。アーサー大統領が拒否権を発動するが、1882年、中国人排斥法（Chinese Exclusion Act；1881年7月19日に批准、10月5日に布告される（22 Stat. 826））が成立した。〔以上U.S. Senate, Report of Proceedings〕。

その後、1888年、米国は新たな条約のための交渉を行ったが、「中国側の遅れでこの条約が批准されることはなかった」。一方で懸案を解決する為に議会は1888年の法を通過させており、中国が公式にこの条約を拒否したにも拘わらず、いくつかの条項は実施され、1902年4月29日の法により実施が宣言された。更に1894年3月17日に批准された条約により、中国と米国は10年間の中国人労働者の入国禁止を認めた。1904年、この条約失効の6カ月前に中国はその更新を行わないことを通告したが、先述の通り1902年の法により中国人労働者入国禁止の条項が恒久化されていた。1880年の条約が最終的に失効するのは、1948年11月30日に新たな「友好通商航海条約」が実施された（署名は1946年11月4日）時であった。〔IN System, 369-70〕

その他のアジア系移民制限

Tichenorも指摘する通り、中国人排斥は、一般には「ヨーロッパ移民に向けた長年の開放政策とは無関係の、別個の展開」であるかのように扱われ、この動きは明らかに「伝統的な移民政策とは論理的に対立」するもの

と考えられてきたが、特に中国人排斥に関しては、「数十年後には、決して別の展開ではなく、国家の政策立案者たちが人種主義者の企画による移民統制システムを入念に作り上げていく」[Tichenor, 113] 第一歩であったことが明らかになる。中国人排斥法は、明確な狙いを定め、その「質」—貧困、文化的な後進性など—を根拠とする移民制限の始まりであった。

中国人排斥法が「別個の展開」でなかったことは、まず、他のアジアからの移民に対する厳しい制限法の形で現れる。ただし、その後、人種・民族名を冠した排斥法が成立したことはない¹⁵⁾。1924年「日本人排斥法」成立に向けての日米交渉が影響を与えたものと思われる。

日本政府が外国への移民禁止を解いたのが1885年、1870年の統計では55名、1880年148名、1890年2,039名、1900年には24,326名が米国に居住している。米国への日本人移民の歴史はしばしば中国人排斥法から始まる。排斥法の実施により安価な労働力が不足し、日本人移民がそれを補う形で数を増やしていった、従って当初は歓迎された、とされる。だが、実際には彼らを歓迎したのは、アジア人労働力を必要とした西海岸の経済界の一部であって、米政府によって彼らが「歓迎」されたことはない。中国人排斥法の後、米政府が日本人移民の入国を認めたのは、移民法に日本人を排除する規定が無かったためであった。

米国側の排斥法ではないが、1908年に所謂紳士協約なるものが結ばれ、日本政府が労働者の米国への渡航を制限することに同意した。1907年、サンフランシスコ学童隔離問題の後、日本の軍事力増強と、移民問題が日本との戦端を開くことを恐れたルーズベルト大統領はサンフランシスコ市教育局に公立学校からのアジア人児童の隔離政策から日本人を除外することを求めるのと引き換えに、ハワイからの日本人移民の本土転航を禁止した。更に、日本政府は自主的に米国への移民の旅券発給を停止する。中国と同様に、米国の法により自国の移民が停止されるという不面目な事態を避けるための日本側の自主規制であった¹⁶⁾。この協約は1907年2月20日の移民法の「大統領が米国法の下、入国を拒否されているか、されるべき外国人の移住を防ぎ、このような移住に関わる事柄を統制することが適当な場合

に国際的な協約を結ぶ権限」を認める条項に基づくものであった。[IN System, 370-71]

1907年の大統領行政命令では日本・韓国他の国名が入れられていたが、その後、1913年の行政命令で国名が削除された。1913年、俗に「アジア人排斥法（The Asiatic Barred Zone immigration act）」と呼ばれる移民法で、中国、日本を除く殆どの「アジア」諸国からの移民が禁止される。先に紳士協約で渡航制限が行われていた日本人は除外された。インド人を主たる対象としていた。1913年の移民法も特定の国名に言及しておらず、先の担当官の議会委員会での証言の通りの状況となっている。

1907年のサンフランシスコ学童問題に対する日本の要求は「アジア人児童の隔離政策から日本人を除外する」形で解決を見た。1924年移民法も日本人移民の歴史の中では「日本人排斥法」と呼びならわされている。第13条（C）項の「帰化不能外国人（aliens ineligible for citizenship）は入国できない」という条項で、アジア人で最後に残っていた日本人移民の入国が事実上差し止められたからである¹⁷⁾。日本をアジアの国々の中で例外視する/されたいと望む政策と、それに合わせた「歴史」の語りが見え難くしてきたものは多い。五味俊樹も指摘するように、この法の狙いが日本人であったとする見方—あるいは表現—は正確ではない。同法の主たる対象はあくまでも東欧・南欧からの新移民にあった [五味、184]。

中国人排斥法は10年後の1882年に改定され、その後恒久化されたということが知られているが、実は1913年まで数年毎に「改正」され、1943年までに実質的に15の中国人関連、或いは一部関連の法が成立している。1892年の法も通常の改定とは異なり、「中国人登録法」と呼ばれるもので、1940年の外国人登録法前の唯一の登録法である。違反すれば国外退去の罰則が規定されていた。

ヨーロッパ移民の制限

連邦政府が一般の外国人の入国に対し、法的制限を加え始めたのも、19世紀後半のことであった。移民排除の条項をまとめた、初めての包括的な

法が制定されたのは1917年のことである。その後に付加されたものも含め13の「排除可能な」外国人のカテゴリーが定められた。①肉体的・精神的障害のある者、②国家の経済的負担になる者、③経済的に公共の負担になる者、④精神的墮落を含む罪を犯した者、⑤複婚、売春集団に属するか、または売春を援助する者、⑥契約労働者、⑦他からの援助を受けて渡米した者、⑧過去に米国から国外退去処分になった者、⑫非識字者、⑬無政府主義者や力や暴力で政府転覆を標榜する者、の排除が規定された（表1参照）1889年、連邦最高裁判所も議会在外国人を排除する権限は国家の主権に基づくものであり、その後の判決でも、この権限を絶対的なものと認め、議会在適切なものであれば、外国人の入国に如何なる条件を課すこと、そのためのいかなるルールを作ることも認めている [IN System, 336]

20世紀初頭、東欧・南欧からの新移民が急増する。第一大戦後のヨーロッパの荒廃と経済的・政治的不安定による移民の増加に対し、1921年移民法が量的規制を行う。1910年に米国内に居住していた外国生まれの人口を基準に、各国に3%の入国割当を認め（national origin quota System）、ヨーロッパからの移民総数を35万人に制限した。1924年移民法（Johnson-Reed Act）は、基準年を1890年に、国別割当数を2%に制限した。1890年代以降に大量に入国し始めた新移民が大幅に制限されると共に、日本人移民も実質的に停止された。1929年には1920年を基準にこの制度が確定され、ヨーロッパからの移民総数は15万人とされた。中国人排斥法、及びその後のアジア人排斥法に続き、ヨーロッパ系まで拡大して“望ましい”移民のランク付けが行われたことになる。移民の国別割当制はその後40年近く継続されることになる。

中国人排斥法廃棄

1943年12月17日、「中国人を排除の範疇からはずし、特別の割当を認める法」が通過した [IN System, 368-69]。1882年以来60年ぶりに、中国人排斥法を廃棄する法であり、中国人の帰化も認められた。中国が連合国側で参戦したことを評価するものであり、移民法から人種差別を取り除く第

一歩だと評価されてきた¹⁸⁾。だが、1943年5月18日の連邦下院移民帰化委員会、11月2日の上院移民委員会における非公開審理における司法省の移民担当官の証言は筆者にとっては意外なものであった¹⁹⁾。

まず、入国制限についてであるが、米国の法により、人種を理由に排除することが認められているのは中国人だけであることが確認される。中国人排斥法の中に「中国人とその子孫」と明記されているからである。判例によれば中国人というのは中国人の血を引く人(admixture)ということで、純血であればそもそも問題は無いが、混血の場合、「圧倒的に帰化可能な人種でなければ」中国人排斥法で規定する「中国人」ということになる。その上で、担当官はこの割当が「中国」ではなく「(世界中の) 中国人」に当てられたものである点に注意を喚起する。例えば、メキシコ生まれの中国人にも、「(世界中の) 中国人」に対する105名の枠が適用される。メキシコ生まれのイギリス人ならば非割当移民となるが、イギリス生まれの中国人にはイギリスの割当の165でなく、あくまでも中国人全体の105が適用されることになる [US Senate, Report of Proceedings, 12]。根拠は1924年の移民法 (13条 (C) 項) の中の「帰化不能な人や人種は含まない」に関する4行ほどの規定である。新たな法は過去の移民法に代わるものではなく、付加するものである。つまり、中国人排斥法が廃棄された、中国人に入国が認められた、とはいえ、1924年移民法は未だ生きており、中国人に認められた「国別」割当はたかだか105名であり、実効性は殆ど無いことになる。

殆ど同様の議論が市民権についてもなされている。審議中の中国人に帰化を認める法案 (H.R.1882, H.R.2309, H.R.2428, H.R.2429; この中でMagnusonが提出したH.R.2309が成立) が通過したとしても、アジア人は未だ1924年移民法で排除されるという見解が示される。「それではこの法案を通す意味は」、という委員長の問題に対し、担当官は心理的効果を挙げている。「これで中国人を満足させられるか」との問いには、「満足させることはできないが、正しい方向への第一歩だと考えるだろう」と答えている。現実には日本人の扱いとの違いが無いということに対しては、「私

の理解するところでは、それはまさに中国側が望んでいることである。彼らが我々に臨んでいるのは我々があなた方をきちんとした人々だと認め、イタリア人、スペイン人、メキシコ人など他の民族と同じところに置いていると言ってあげることである」としている。

では何故、この時点でまだ中国人を排除し続けなければならないのか。「中国は4億の人口を抱えている。彼らが工業的に発展したら、これまでに日本がやってきたと同じことを我々に対して行うだろう。日本を見てごらん下さい。人口6千万の国が我々の存在を脅かしている。」(28) 日本が中国において、米国が彼らを排除可能な黄色人種として扱っているという数百万のリーフレットを配布している事実にも言及している²⁰⁾。

1950年当時、人種を理由とする排除条項を削除する動きがあった。委員会での証言の多くがJudd法案(1949年3月1日に通過したH.R. 199, 81st Cong.)に言及していた。American Legion, Veterans of Foreign Wars of the State of California, Committee for Equality and Naturalization, Japanese-American Citizens Leagueなどがこれを支持していた。国務省や移民帰化局の数名の官吏も強く主張しており、国務省の官僚の一人は、米国の移民帰化法から人種条項を除くことは「行政的な視点からも国際関係の視点からも多いに助けになる」と主張している。移民局の官吏も「米国が世界で政治的、経済的、外交的に卓越した地位に立つことになった今、これらの法律は関係するグループに民主主義の真の質に対する疑惑を招き、世界の他の国々に特異な政治哲学を押しつけようと企図する国々にプロパガンダのテーマを与えることになる」と主張している。連邦下院議会では、これらの証言に基づき、1917年当時と異なり、排除の対象となっている地域も厳しい割当制度で管理されているため、これ以上人種による排除が必要でないことを諮問している。[IN System, 371-73] 排除の規程が不必要なのは、あくまで、割当制度が機能しているからに過ぎない。ここで日本人移民に認められた割当も105名であった。

III. まとめにかえて

米国の移民史・市民権制度史における外観から、従来は日系・アジア系の移民の経験を「ヨーロッパ移民に向けた長年の開放政策とは無関係の、別個の展開」とする見方が多かった。だが、例外性、特殊性を強調すればするほど、「誰か他の人の歴史 (someone else's story)」に堕してしまう。そもそも、日本人・アジア人移民の経験は特殊なのだろうか。

日系・アジア系の経験を相対化しようとする試みは既に90年代には始まっている。例えば、歴史家Gary Y. Okihiroの、“Is yellow white or black (黄色人種は白人か黒人か)” [Okihiro, 1994, 31-63頁] という問いかけは、アジア系アメリカ人史研究に新たな局面を拓いた。1970-80年代のサクセス・マイノリティ、モデル・マイノリティのステレオタイプにも拘わらず、アジア人が市民権制度を通して法的な“場”から排除される仕組みが指摘された。人種的な階層化の文脈の中では、アジア人の経験は他の多くの人々の経験と共通の土台をもつものであった。

リドレス後は、移民政策、人種・民族、市民権制度、敵性外国人政策、といった従来のフィールドだけでなく、より広範な分野で、これまでとは異なる形で、彼らの経験が取り上げられるようになった。米国社会で長く特殊化され、周辺化されてきた日系人の、或いは彼らを含むアジア系の歴史がsomeone elseの歴史でなく、「移民の国」の主流の歴史に普遍的な問題性を含んでいたことに漸く人々が気づき始めたということでもあろう。

まず移民政策の歴史研究の分野を見ておこう。

Tichenorの論考は、概ね受容的であった連邦政府が、一転して量的・質的規制に移り、再び受容へと転じるパターンと変移を、移民政策が開始された1820年代から2000年に渡り俯瞰する。連邦政府に断固とした移民制限を行わせたものは何か、米国内の政治制度と移民政策、イデオロギー的伝統やグループの社会的な利害関係に焦点を当てつつ、時代毎の政策立案者が進歩的民主主義と政治的要求をどのように解釈し、どのようにバランス

をとってきたかが、検討される。従来の移民史研究で検討されてきた、経済状況、社会的利害関係、共有される価値観、世論、選挙に関する再連携などの項目が「一定の説明変数とはなりながら、いずれも米国の移民政策の展開を説明するには不十分」[Tichenor, 7-8]であるという認識から、「官吏や社会的グループの政治的活動が、国家や政党制度の明確な制度的・イデオロギー的な順序付けによって“条件づけられる”か」を検証する歴史制度主義的手法を取り入れている[Tichenor, 2-10]

米国内に1200万人とも言われる不法入国者の存在は、国論を二分する問題であり続けている。Ngaiはこれを「居るはずのない人々(impossible subjects)」と呼ぶ。既に米国社会のあらゆる部門に組み込まれた、安価で使い捨て可能(だが、不可欠)な存在でありながら、国家の公的なメンバーシップ、社会的な合法性の境界の外に置かれた人々。彼らの多くがアジア系、中南米系であることから、その社会自体も、非合法、犯罪、同化不能であるとみなされ、米国生まれの市民さえ「外国人市民(alien citizen)」と捉えられてしまう。マイノリティ集団の側では社会的な包摂を求めるが、結果として境界領域に位置するトランスナショナルな集団を形成することになる(2-3)。Ngaiはその「居るはずのない人々」の一例としてメキシコ人労働者の国外退去政策と並べて、日系人の市民権放棄を取り上げている。筆者が使用した資料の半分、新しく公開された移民帰化局の文書をほぼ同時期に利用していたものと思われ、筆者の議論と共通するところも多い。但し、彼女の関心は日系人に関しては「国内」での排除(=alienation)に限られ、国外退去の部分が見過ごされている。

国外退去政策の歴史を扱ったKanstroomの著作は「大陸横断鉄道と国外退去政策は多くの共通点がある」、「どちらも(東西)両海岸から始まり、全国に広がった。どちらも我々の国家としての大きな希望を示し、同時に我々の最も恥ずべき歴史的な事実を覆い隠している」[91]、として中国人排斥を「アメリカの歴史におけるアウトサイダー」の国外退去政策の最初の段階に位置づけている。日系人の市民権放棄、国外退去などは当然、組み込まれそうな議論であるが、何故か強制立退き・収容政策について簡単

に触れられているだけである。日系人の事例がそれほど一般に知られていないということだろうか。

最後に、日本人・日系アメリカ人の経験を9.11後の「テロとのたたかい (The War on Terror (テロとの闘い))」と「犯罪との闘い (The War on Crime)」と結び付けるHuqらの論考にも注目しておきたい。「米国の対テロ政策に関する議論は、戦争と刑事司法という二つのパラダイムの推定に基づく選択に支配されている」というAckermanの引用から始まり、刑事事件として取り扱われるべき事件もが“War”という語で括られる危険性を指摘する。強制収容をめぐるかつてのWilliam Renquistの議論など思い出されるところである。

最後にParksの「マンザナール再訪」というタイトルの論考にも触れておきたい。1941年から2002年までに連邦政府が発表した、日系アメリカ人の強制収容の歴史に関する文書をまとめたものである。この件に関し「政府がどのような情報を明らかにし、それがどのような影響を及ぼしたか、文書の語調や語彙がどのように時々の影響を受けていたかを明らかにすることを目的」[1]とした論考であったが、それは同時に、この問題が単なる「過去」の出来事ではなく、時代を超えて如何に人々に影響を与え続けてきたかを如実に語る。

時代毎、民族毎に分節化されていた移民政策が、連続した一つながりの総体として語られる時、そこに何が見えてくるのか。日本人・アジア人移民に対する移民制限・市民権制度からの排除の歴史はその後の移民政策につながり、日本人・日系人の日米戦争中の敵性外国人政策（拘留・国外退去）は、第一次大戦中のドイツ人から遠くは1798年敵性外国人法にまで遡る。市民の「排除」はメキシコ系移民の子弟の権利をめぐる現代の論争にも、9.11後の「テロとの闘い」に関する議論にもつながっていく。それだけ彼らの経験を「自らの歴史」として認識する人が増えることを意味するのではないかと思われる。

筆者の、移民政策に関わった官僚の視点から米国の移民制度・市民権制度を見直そうとする細やかな試みは、未だ始まったばかりである。研究途

上の一里塚である。ご叱正を乞いたい。

- 1) 2010年3月に開室した第6室「現代」の副室の展示で、筆者はリニューアル委員として企画から参加した。日系アメリカ人の姿を、「移民の国」の総体の中に置きなおしてみることは、今回の展示では実現できなかったが、せめても、ということで、オープニングのシンポジウムのテーマとして取り上げた。基調講演をお願いしたS・スミダ博士（ワシントン大学）の選ばれたテーマは「日系アメリカ人の例外主義 (Japanese American Exceptionalism)」であった。当日の講演の内容はいずれ公刊される予定であるが、本稿では、展示やシンポジウムの中には十分に盛り込めなかった、私にとっての日系アメリカ人例外主義の議論を整理しておきたい
- 2) この写真自体からは、どの国の人と特定することは難しいが、その後、タコマの歴史協会で移民の名前を書き込んだ、同様の写真も見つけた。ここでも、ギリシャ人、イタリア人と思われる名前に日本人の名前が並んでいる。
- 3) 筆者は永年、本件に関わる行政文書を探し続けていた。敵性外国人課の資料をNARAの学芸員が見つけてくれたのが2000年で、その時点で元の論文の草稿は既に8割ほど完成していた。今回の資料の発見により、筆者は数年かけて草稿を全面的に書き改めることになった。
- 4) 本件に関しては、NARAで強制立退き政策関係資料として学芸員やHPで「指示」されているWRA関係の資料や、大統領、陸軍長官や司法長官、両省の関係者の史料には繰り返し当たっていた。今回の文書はその「指示」の枠外にあった。政策というものは、閣僚、ましてや大統領が作成するものではなく、彼らの最終判断に向け準備を整える「匿名の」官僚たちが存在すること、彼らがどのような方針を立て、どのような手順でその作業を進めていくのかということを詳細に示してくれた。
- 5) 言論弾圧の歴史的事例として挙げられる悪名高い法で、社会的な批判を受けて2年の時限で更新されずに終わった、と考えていたが、これらの法の違憲性が問われたことはなく、第一次大戦、第二次大戦でゾンビのように生き返り、新たな法の根拠となった。
- 6) 強制立退きは陸軍省によって推し進められたが、その後の収容については全く予定されていなかった。被収容者が一般人であることから急遽組織され、収容所の管理に当たった戦時転住局（War Relocation Authority）の初代局長Milton Eisenhowerは、立退き後の日本人・日系人を農業部門などの労働力として活用する労働キャンプのようなものを考えていたと言われている。
- 7) 米国生まれのドイツ系市民の市民権に関する議論はなされておらず、こちらは日系二世だけに関して議論されている。但し、市民権放棄法に関して日系に特化する規定は無く、連邦下院の議論でも、日系以外に広く適用可能であることが言及されている。
- 8) 米国国籍法第401条(i)項に、戦時に限られること、自発的に行われることを条件に、①公式の書面をもって申請し、②連邦司法長官の任命する官吏の立会で手続きが行われ、③司法長官がこの放棄が国防上の利益に反しないと判断した場合にこれを承認するという第6項が付加された。市民権放棄により無国籍になることを防ぐため、通常、放棄は他国において、他国の国籍取得と引き換えに行われるが、戦時には事実上、敵国への移動、国籍取得の手続きは困難であるとされ、「国内での放棄」が認められた。
- 9) 政策立案に携わる人々の議論の中では、日系人の市民権放棄は、明らかにドイツ系帰化市民の取消の延長上にあった。日系人関連の議論は1941年1月頃には文書に現れる。
- 10) 1930年代、40年代の移民政策の特徴の一つを「二層化された移民官僚政治」におくTichnorの議論が注目される。一層は国務省の官僚と在外の領事館員たちで、「ヨーロッパ、アジアからの移民を排除する権力を行使し」で、もう一層は移民局と労働省の官僚で、西半球からの移民に重点を置き、中南米からの合法・非合法移民を導入する動きに注目している。[Tichenor, 174-5] 時期的には、筆者は今回取得した文書の所々に参考資料として差し挟まれている古い文書から、もう少し早い時期、恐らくは第一次大戦期にまで遡る必要があるだろうと考えている。

- 11) 中国人の米国への渡航は1843年アモイ開港に始まり、西部開拓・ゴールドラッシュ後の労働力不足の中で歓迎される。1860年の国勢調査では34,933名、1870年には63,109名、1880年105,465名の中国人が米国(大部分が加州)に居住していた。
- 12) 但し、1898年の時点で、既にアジア系に関しても、アメリカ生まれの二世以降に関しては生得の市民権が認められている。(U.S. vs. Wong Kim Ark)
- 14) 連邦政府の初めての包括的移民法が成立したのは1875年であり、契約労働が禁止された。
- 15) 1943年、連邦下院移民帰化委員会及び上院移民委員会で「中国人排斥法」の廃棄に向けての議論の中で、司法省の担当官が「(米国移民法により)直接的に排除されているのは中国人だけである。ノ他の人種(特に日本人に言及して)は間接的に排除されているに過ぎない(前掲、7-8)」と証言している。
- 16) 日本側の自主規制ということになっているが、前掲のヒアリングで、司法省の専門官は「外国政府に誰が米国に来ることができるか、誰を労働者とし、誰をそうでないかを決める権利を認めたもの」と批判している (11)。
- 17) 1952年のウォルター・マッカラン法成立10年前のこの時期には「人種による排除」の項が残っている。1917年の法で定められた排除地域^{Excluded zone}には中国の幾つかの部分、インド、ビルマ、シャム・マレー半島の国々全体、ロシアの一部、アラビア半島の一部、アフガニスタンの一部とポリネシア諸島の大部分、東インド諸島が含まれていた。更に1924年の「帰化不能」条項(1940年国籍法第303条)によりビルマ、日本、韓国、マライ連邦人、マオリ族、ニュージーランド、ポリネシア人、タヒチ、サモアの原住民(ママ)としている。米国に領有されていたフィリピン人の入国禁止は1934年のことであった。
- 18) 更に1946年7月2日の法はインド、フィリピンの現住民の入国を認め、出生地に関係なくインド人の割当を適用することとしていた [IN System, 368-69]。
- 19) Statement of Edward J. Shaughnessey, Deputy Commissioner of Immigration and Naturalization Service. [Report of Proceedings, 5-6]
- 20) 国立国会図書館に保管されている文書の次頁は欠如。

(2721) 【引用文献】

一次史料

- (1) Homeland Security Department.(2002). *Yearbook of Immigration Statistics*. Homeland Security HP. Table 2. Immigration by Region ,m Country of Last Residence. Fiscal Years 1820-2002.
- (2) The United States, House of Representatives, Committee on Immigration and Naturalization. (May 18, 1943). Untitled mimeographed minutes.
- (3) The United States Senate (November 2, 1943). *Report of Proceedings, Hearing held before Committee on Immigration S.1404*. US Government Printing Office.

- (4) The United States Senate (April 20, 1950). *The Immigration and Naturalization System of the United States. Reports of the Committee of Judiciary. Pursuant to S. Res. 137*(80th Congress 1st Session, as amended): *A resolution to Make an Investigation of the Immigration System*. US Government Printing Office.

二次史料

邦語

- (1) 川崎修 (1998) 『アレント 公共性の復権』 講談社
(2) 五味俊樹「アングロ・サクソニズムと一九二四年移民法」三輪公忠編著 (1997) 『日米危機の起源と排日移民法』 (論創社)、183–218頁。
(3) ハナ・アレント (1972) (『全体主義の起源2 帝国主義』 (大島通義、大島かおり訳)、みすず書房。
(4) 村川庸子 (2007) 『境界線上の市民権』 御茶ノ水書房

英語

- (1) Bosniak, Linda.(2006) *The Citizen and the Alien: Dilemmas of Contemporary Membership*. Princeton University Press, Princeton and Oxford.
(2) Hodgson, Godfrey. (2009) *The Myth of American Exceptionalism*, Yale University Press, New Haven and London.
(3) Huq, Aziz Z. & Christopher Muller. (2008) “The War on Crime as Precursor to the War on Terror,” *International Journal of Law, Crime and Justice*, www.elsevier.com/locate/ijlcrj.
(4) Kanstroom, Daniel. (2007) *Deportation Nation: Outsiders in American History*. Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts & London, England.
(5) Lowe, Lisa. (1998) *Immigrant Acts: Asian American Cultural Politics*. Duke University Press, Durham and London.

- (6) Motomura, Hiroshi. (2006). *Americans in Waiting: The Lost Story of Immigration and Citizenship in the United States*. Oxford University Press, New York.
- (7) Ngai, Mae M. (2005) *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America*. Princeton University Press, Princeton and Oxford.
- (8) Okihiro, Gary Y. (1994). *Margins and Mainstreams: Asians in American History and Culture*. University of Washington Press, Seattle.
- (9) Parks, Kimberley Roberts. (2004). "Revisiting Manzanar: A history of Japanese American internment camps as presented in selected federal government documents 1941–2002." *Journal of Government Information*. www.sciencedirect.com.
- (10) Tichenor, Daniel J. (2002). *Dividing Lines; The Politics of Immigration Control in America*. Princeton University Press, Princeton and Oxford.
- (11) Yamamoto, Eric K. (1999) *Interracial Justice: Conflict & Reconciliation in Post–Civil Rights America*. NewYork University press, New York and London.
- (12) Zolberg, Aristide R. (2006) *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America*, Russell Sage Foundation, New York, New York, Harvard University Press, Cambridge & London.

オバマ政権と沖合石油・天然ガス掘削政策

櫛田 久代

Research Note

Offshore Oil and Natural Gas Drilling Policies in the Obama Administration

Hisayo KUSHIDA

On March 31, 2010, speaking at Andrews Air Force Base in Maryland, the U.S. President Barack H. Obama proposed to open expanses of water along the Atlantic coastline, the eastern Gulf of Mexico, and the northern area of Alaska to oil and natural gas drilling. This announcement signaled the end of a 20-year moratorium on new offshore drilling, and his pro-drilling position was considered to be a compromise between President Obama and his Democratic Party with the opposing Republican Party in the service of passing the Senate's climate bill. Although President Obama promised to "protect areas that are vital to tourism, the environment, and our national security," his decision, together with his recent enthusiasm for nuclear energy, disappointed environmental activists. The disaster involving BP's Deepwater Horizon occurred approximately 20 days later, killing 11 workers, spilling millions of barrels of oil into the Gulf, and causing catastrophic damage to the marine environment. This event constitutes the worst offshore oil spill in American history and has had a considerable impact on the Obama administration. This paper examines President Barack Obama's offshore drilling policy, focusing on the moratorium on new

offshore drilling, and considers the difficulty of implementing policy changes in the domain of American energy security.

はじめに

ラク・フセイン・オ　マ（Barack Hussein Obama）政権発足から半年あまりの2009年6月末、与党民主党が多数を占める連邦下院において、クリーンエネルギーを推進するとともに温室効果ガス排出量を2005年比で2020年までに17%削減する法案（クリーンエネルギー・安全保障法案、通称、ワックスマン＝マーキー法案）が可決した。オ　マ政権は就任直後から2009年9月のリーマンブラザーズ・ショックに始まる金融恐慌の収束に忙殺される一方で、エネルギー効率を高めるための技術開発投資、クリーンエネルギーの普及、温暖化防止政策に対しても積極的に取り組んできた。しかしながら、アメリカ合衆国が世界最大のエネルギー消費国であるという事実は、オ　マ政権の環境エネルギー政策にとって難題であり続けている。

オ　マ大統領は2010年1月27日に発表した一般教書演説の中で、アメリカのエネルギー戦略を明確に打ち出した。演説は、金融改革をはじめアメリカ経済再生への取り組みと並んで、この1年間で国内のクリーンエネルギー開発投資が2,200人を超える雇用を生み出している現状を伝え、グリーン・ニューディールの成果を強調するものであった。大統領は、イオ燃料や石炭無害化技術への投資に今後一層取り組んでいくと言及する一方で、超党派の協力で包括的な地球温暖化対策法案を成立させるために、新世代の安全でクリーンな原子力発電所建設や沖合海域における新規掘削解禁をも表明した¹⁾。環境派からの批判を承知で原子力発電や海底資源掘削推進を明言したことは、彼自身、これは苦渋の決断だと付言していたのであるが、それから2ヵ月後の2010年3月末、オ　マ大統領は、過去20年にもわたって停止されてきた太平洋沿岸中部地域やメキシコ湾東部沖合における石油・天然ガスの新規掘削一時停止措置（モラトリウム）解除を改めて提案することになる。

提案は、一部の環境保護区を除いて、デラウェア州北端以南の大西洋、メキシコ湾東部、および北アラスカの沖合における石油・天然ガスの掘削を解禁するものであった。既に1月末オバマ大統領が言及していたこととはいえ、この決定に対しては、海底資源開発に慎重な環境保護派だけでなく、全面的な解禁を望んでいた推進派からも批判が巻き起こることとなった。

ところが、この大統領提案に対して賛否両論が喧しかった最中の4月20日、事態が急転する事態が起こった。ルイジアナ州メキシコ湾沖合水深約1,600メートルにある英BP社石油掘削基地「ディープウォーター・ホライズン (Deepwater Horizon)」で爆発事故が発生し、作業員11名が死亡するという事故が発生したのである。2日後事故を起こした掘削施設は海面下に沈み、油井から原油が大量に流出していることが確認された。事故から1ヶ月後、合衆国地質調査所は、このメキシコ湾原油流出が、アメリカ史上最悪規模であることを発表した。この間、事業運営者の英BP社は、原油流出を止めようと様々な方法を試みたが、完全に流出を止められずにいた。油膜が周辺の海岸に達し、油まみれになった鳥獣の映像が繰り返し報道された。海洋汚染が広がるなか、初動が遅かったオバマ政権に対する批判が国内で否応なしに強まっていった。7月15日英BP社は、破損した原油流出口のバルブに蓋をすることに成功し、ひとまずは大量の原油流出を食い止めることができたのであるが、油井を完全に閉鎖するために、同社は救助井2箇所からセメントを流し込むことにした。この作業完了の正式発表があったのは9月19日になってのことである。

話は前後するが、メキシコ湾原油流出事故発生から10日ほど経った4月29日、オバマ政権は、原油流出の原因等について適切な検証がなされるまでは海底石油・天然ガス田開発のモラトリアム解除の先延ばしを表明するに至っていた。

沖合石油・天然ガス田掘削は、アメリカのエネルギー政策の今後の切り札の一つである一方で、安全性、環境への影響等から反対論は根強い。本稿では、2009年1月大統領就任後から1年半におけるオバマ政権の沖合掘削政策の推移を取り上げ、既存のシステムを変更する政策変化の難しさを明

らかにし、政権交代による変化の実態を概観できればと考えている。

第1章 沖合油田・ガス田開発の一時停止措置（モラトリアム）

国内外で様々な問題が山積するオバマ政権にとって不運だったのは、2010年4月20日、ルイジアナ州メキシコ湾沖合にある英BP社石油掘削基地「ディープウォーター・ホライズン」爆発事故による原油流出が起これ、政権が取り組む課題がまた一つ増えたことだった。アメリカ沿岸には現在、約4,000の海底油田掘削施設がある。内務省の海洋エネルギー管理局（Bureau of Ocean Energy Management）のインターネット上のHPでは、連邦政府の沖合資源開発計画について説明する中で、事故発生後も次のようなQ&Aが掲載されていた。

「沖合エネルギー開発は、主要海洋汚染源ですか？」

「いいえ、過去50年間の記録によると、特にこの20年間ににおいても、沖合産業は合衆国内で最も安全な産業活動の一つです。国立科学アカデミーによる最近の研究では、この15年間で1,000トンレベルを超える原油が流出した掘削施設は皆無であると報告されています。世界的なタンカーの原油流出事故比率と比較すると、外大陸棚での掘削機械の操業は5倍以上も安全といえます。原油の輸入は、国内算出の約13倍以上もの原油漏れの環境リスクを示しているのです。事実、毎年起こる通常の原油流出は、外大陸棚における掘削施設よりも沿岸地域における石油掘削施設の方が150～175倍も多いことを示しています。」（2010年9月1日時点掲載内容）²⁾

内務省海洋エネルギー管理局は、ディープウォーター・ホライズン事故発生後、旧鉱物資源管理局（MMS: Minerals Management Service）から再編された部局である。旧鉱物資源管理局は、連邦石油・天然ガス使用料管理法（1982年）に基づいて設立され、連邦政府およびネイティブアメリカン管轄地域から生ずる収入の管理配分を行うとともに、外大陸棚の沖合鉱物資源を管理していた。一つの部局が、沖合石油・天然ガス田開発に関

する環境規制から開発計画の策定、開発リース権の売却も担当していたことから、かねてより政府と石油会社の癒着が批判されてきた。事故をきっかけに、オバマ政権は旧鉱物資源管理局を廃止改編した。アメリカ史上最大規模の原油流出事故が起こった今となっては、前記HP記載の説明は、記述としては誤りではないのであるが、字義通りには信じがたいのではないだろうか。

アメリカの石油・天然ガス田開発は、領土内から、沿岸部、さらに外大陸棚の深海へと、その開発対象領域が広がってきた。沖合油田掘削が活発な地域は、テキサス州およびルイジアナ州のメキシコ湾沿岸西部と中部、アラスカ州沖である。太平洋沿岸の場合は、1969年カリフォルニア州サンタローラ沖で起きた原油流出事故の影響もあり、それほど多くはない。また、大西洋沿岸も同様に少ない。沖合油田産出量は、目下アメリカ国内石油の2~3割を占めるに過ぎないが、既存油田の枯渇にともない、今後その比率が増大することが予測されている。

ジョージ・W・ブッシュ・ジュニア（George W. Bush, Jr.）前政権は、エネルギー自給率を高めるために、国内における資源開発を優先してきた。

イオ燃料をはじめ再生可能エネルギー生産を奨励するとともに、従来開発が制限されてきたアラスカ州北極野生生物保護区における石油・天然ガス掘削事業を推進した。ブッシュ・ジュニア政権下の鉱物資源管理局は、2005年、環境アセスメントを企業にゆだねる、また2008年には石油会社に関して原油噴出に備えるための条件を緩和するなど、環境規制の強化よりも開発の効率性を高める規制緩和を実施してきた。加えて、石油会社に対して開発リース料の免除措置も講じていた。しかし、ディープウォーター・ホライズン事故後、ブッシュ・ジュニア政権下で進んだ同局の石油会社寄りの姿勢は、オバマ大統領から官僚と石油会社の馴れ合いとして厳しく糾弾されるところとなり、2010年5月14日、大統領は同局を廃止するとの方針を打ち出したのである。その結果が、先述海洋エネルギー管理局への組織替えであった³⁾。

沖合掘削は莫大な開発費用がかかりかつ海洋環境への影響が懸念されて

はいるものの、計り知れない埋蔵量を誇る深海における新規石油・天然ガス田開発への要望は強い。しかし、沖合掘削はひとたび大規模な事故が発生すれば、今回のように、海底パイプラインの修復や原油流出の食い止めはもちろんのこと、流出した原油の回収、周辺海域への汚染の除去に相当な費用と時間を要する。また、生態系の回復にはさらに時間がかかる。ディープウォーター・ホライズン事故が起こるまで、アメリカ最大規模の原油流出事故であったエクソン・ ムディーズ号（*Exxon Valdez*）座礁事故は、その証左である。

1989年3月、エクソン・ ムディーズ号は、アラスカ沖プリンス・ウィリアム湾で座礁した。約1,100万ガロン（26万 バレル）の原油が流出し、約21,000ガロン（500 バレル）が未回収のまま残っている。エクソン・ ムディーズ号から流出した原油は、724キロも離れた地域まで達した。原油回収作業は1994年まで続き、計11,000の人々を動員して行われたが、25万羽の海鳥、4,000頭のラッコ、250羽のハクトウワシ、20頭を超えるシャチが犠牲になった。また、ニシン漁は2億8,600万ドルの損害を被り、漁獲量は回復していない。今も、20年以上前の原油流出事故は、砂に埋もれた油が生き物の命を奪っており、周辺海域の生物や人々の暮らしに悪影響をもたらしているのである⁴⁾。

アメリカ国内における海底資源開発は1980年代から一定の制限を受けてきた。エクソン・ ムディーズ号事故後には1990年共和党のジョージ・H・W・ブッシュ・シニア（George H. W. Bush, Sr.）大統領が、環境上脆弱な地域における新規油田・ガス田開発の掘削および開発権益であるリース権売却を一時停止するモラトリアムを発令した。これはカリフォルニア州沿岸の約99%、メキシコ湾沿岸の大半、マサチューセッツ州沖のジョージズ堆、オレゴン州とワシントン州沿岸地域において、新規の沖合開発を2000年まで制限するものであった。既に稼働中の掘削施設の操業を禁止するものではないが、画期的なことであった。ブッシュ・シニア大統領のモラトリアム措置が期限切れを迎える前の1998年、民主党のビル・クリントン大統領が、このモラトリアム措置を2012年まで延期した。これに対して、

2007年1月ブッシュ・ジュニア大統領は、モラトリアムの全面的な撤廃を試みたのであるが、このときは民主党が多数を占める連邦議会のモラトリウム決議によって覆された。しかし、ブッシュ・ジュニア政権時代には、2006年にメキシコ湾エネルギー安全保障法が成立し、モラトリウム対象地域の一部が解除され、新規開発対象地域が拡大することとなった⁵⁾。

ブッシュ・ジュニアに政権の沖合掘削計画を知ることが出来る資料が、「外大陸棚における石油・天然ガスのリース権売却計画2007-2012」である。この2007年からの5ヵ年計画は、2007年6月29日に発表された。最初の計画は2005年8月に公表されている。最初のパブリックコメントに付された後、2回の草稿公開とパブリックコメントを経て、最終案が内務省長官に承認されたものが、2007年6月に発表されたものである。しかし、環境保全を前提にこれまで除外されてきた地域が沖合掘削可能地域に含まれていたことで、ブッシュ政権が発表したこの5ヵ年計画に対して環境保護団体が連邦裁判所に提訴するという事態となった。連邦控訴裁判所コロンビア特別区巡回区は、2009年4月17日、内務省に修正版の提出を求める判決を下した。また、控訴裁判所は、第1に、環境脆弱性評価の修正を、第2に環境被害の潜在的可能性、石油・天然ガス発見の潜在的可能性、第3に沿岸地域への不都合な影響という3つの要素の間で適切な調整を行いリース権売却計画の時期と場所を再調整することを、内務省長官に対して要請した。加えて、7月28日には、アラスカ州の野生生物保護区ボーフォート、チュコート（Chukchi）海、ならびにベーリング海（北アリューシャン沿岸）鉾区をリース権販売対象から除外することを命じたのである⁶⁾。

ボーフォートおよびチュコート海は絶命危惧種に指定されているホッキョクグマの生息地であり、これらの位置するブリストル湾は、海洋生態系が豊かなことで知られている。従来モラトリウムによって海洋鳥獣保護区として開発対象から除外されていた地区が、ブッシュ・ジュニア政権時代、開発対象に盛り込まれたことで、2007年からの5ヵ年計画は、国内において沖合掘削の対象範囲の是非をめぐって大きな論議を呼んでいた。

オマ政権は、連邦控訴裁判所の決定に基づき、ブッシュ・ジュニア政

権が策定した5カ年計画の見直しに取り組むことになった。修正5カ年計画は、2010年3月31日に内務省長官ケン・サラザール（Ken Salazar）によって公表された。新しい「修正仮計画：外大陸棚における石油・天然ガスのリース権売却計画2007－2012」（以下、修正5カ年計画）では、外大陸棚土地法（Outer Continental Shelf Lands Act: OCSLA）の第12条に基づき次の地域が開発対象からはずされた。

- ・ アラスカ州、北アリューシャン沿岸地域
- ・ ワシントン州＝オレゴン州沿岸地域
- ・ 北部、中部、南部カリフォルニア州沿岸地域
- ・ メキシコ湾東部（フロリダ州125マイル以内の地域で、軍事ミッションライン西経86° 41の東側）
- ・ メキシコ湾中部（フロリダ州100マイル以内）
- ・ 南部、中部、北部大西洋沿岸地域

上述のように裁判結果を受け、オマ政権が前政権の沖合石油・天然ガス田開発政策の修正に乗り出した結果が、この2010年の修正5カ年計画であった。この修正版では、アラスカ州北アリューシャン沿岸鉱区のsale 214、ボーフォート海鉱区sale 209、217、チュコート海鉱区のsale 212、221が開発リース権売却から除外された。オマ政権が売却対象として認めたのは、メキシコ湾西部鉱区（sale 204、207、210、215、218）、同中部鉱区（sale 205、206、208、213、216、222）、同東部鉱区（sale 224）、アラスカ州チュコート海鉱区（sale 193）、クック入り江鉱区（sale 211、219）、大西洋中部鉱区（ヴァージニア州沖合sale 220）の6地域16の開発権益である。なお、大西洋中部（ヴァージニア州沖合sale 220）は、ヴァージニア州知事より強い要望があった鉱区で、既に販売計画が動いていた⁷⁾。

オマ政権は、ブッシュ・ジュニア前政権の開発計画を縮小させ環境脆弱性に配慮した修正5カ年計画を発表したのであるが、修正5カ年計画の公表と軌を一にして、オマ大統領は沖合開発に関するモラトリアム解除を提案することになる。

2010年3月31日、オマ大統領は、サラザール内務省長官とともに、メ

リーランド州にあるアンドリュー空軍基地において、エネルギー安全保障のための包括的な提案を行った。燃料効率基準の引き上げ、連邦政府車両のハイブリッド車比率を2倍にする、そして、沖合石油・天然ガス田開発である。沖合資源開発は、ニュージャージー州以北の大西洋沿岸、メキシコ国境からカナダ国境までの太平洋沿岸、アラスカ州南西部のブリストル湾を除いた地域において、アメリカ合衆国周辺海域の沖合石油・天然ガス田開発モラトリアム措置の解除を提案するものであった⁸⁾。モラトリアム解除提案によって、デラウェア州北端からフロリダ州中部沿岸地域にいたる大西洋沿岸海域のおよそ1.67億エーカー、また、アラスカ北部の南極海域の1.3億エーカーが今後開発にさらされることになる。いうまでもなくこの提案は、国内の環境保護派から大きな非難を浴びる結果となった⁹⁾。

第2章 オバマ大統領の海底資源開発モラトリアムの解除提案

大統領提案の背景には、国内で消費されるエネルギーを自国内で供給しようとするエネルギーの安全保障政策がある。同政策の基本は、中東諸国からの輸入比率の引き下げ、石油輸入国の多角化、国内における石油・天然ガス田開発を通じたエネルギーの安定供給である。エネルギーの安全保障は、1970年代のオイル・ショック以後、アメリカにとって最も重視されている政策の一つである。しかし、方針とは裏腹に、1998年以降、国内で消費される外国石油比率が5割を超えることが常態化している。しかも、石油価格が21世紀に入って急激に上昇したことで、近年エネルギー政策は国民生活に直接関わる切実な問題となっている。ちなみに、石油価格は、1999年11月16ドルであったが、2005年には65ドル、2007年には77ドル、2008年のピーク時には145ドルを記録した。その後石油価格はいったん低下したが、11月30ドルを下ることはなくなっている。

2001年9月11日に起こった9.11テロ後のテロとの戦い、2003年のイラク戦争とその後のイラク情勢の不安定化、また、核兵器開発をめぐるイランとの対立は、アメリカにとって中東の石油依存リスクを高めている。そのため、ブッシュ・ジュニア政権は、中東諸国からの輸入比率の引き下げと

石油輸入国の多角化を進めるだけでなく、国内におけるエネルギー自給率の引き上げ政策をとり、バイオ燃料をはじめ代替エネルギーへの投資および沖合石油・天然ガス田開発を積極的に推進した。ちなみに、直近のデータによれば、2009年度の国内消費に占める外国石油比率は51.9%（前年度は57%）である。一方、ペルシャ湾岸諸国からの石油輸入比率は全体の中で14.5%（前年度18.4%）で、中東への石油依存度は着実に低下しており、アメリカの石油輸入国の多角化は進んでいる¹⁰⁾。

オバマ大統領も、エネルギーの安全保障政策については従来政権の基本方針を継承しているが、政策の主眼はクリーンエネルギーに向けられている。例えば、沖合石油・天然ガス田開発モラトリアム解禁提案を行った空軍基地における演説の中で、オバマ氏は次のように述べている。「我々は世界の石油埋蔵量の2%未満しか持たないのに、世界の石油の20%以上を消費しているのです。これが意味するところは、油田掘削だけでは、長期的なエネルギー需要に対応できないということです。そして、我々の惑星および我々のエネルギー自給のためにも、今こそ我々はよりクリーンな燃料への転換を図らなければならないのです。」¹¹⁾ この言説が、沖合石油・天然ガス田開発モラトリアム解禁提案とともになされていることを考えると、オバマ大統領が長期的にはクリーンエネルギー政策を推進しているとはいえ、短期的には国内資源の活用に積極的に取り組もうとしていることは明らかだろう。おりしも連邦上院では、下院で可決された地球温暖化対策法案を受けた法案提出が画策されていた。そこでは、クリーンエネルギーだけでなく沖合掘削を含めたエネルギー政策と地球温暖化対策とが抱き合わされた環境エネルギー法案が予定されていた。オバマ大統領が沖合資源開発に関するモラトリアム解除を提案した背景には、地球温暖化対策法案を連邦上院において可決させるため、アラスカ州、ルイジアナ州等選出の反対派議員の妥協を呼び込もうとする意図があったと、各所で指摘されている¹²⁾。

振り返ってみれば、沖合石油・天然ガス田開発は2008年大統領選挙においても一大争点であった。ガソリンを食べて生活していると揶揄されるア

アメリカ型ライフスタイルの中で、石油価格は生活に直結する。共和党の大統領候補ジョン・マケイン氏は、石油価格を安定させるため、アラスカ州の野生生物保護区を含め領海内に埋蔵する天然資源に目を向け、「ここを掘れ、今掘れ」(“drill here, drill now”)をスローガンに、沖合石油・天然ガス田開発を積極的に主張した。これに対して、当時オーマ氏は再生可能なエネルギー開発を積極的に主張し、環境保全と産業振興の両立を狙ったグリーン・ニューディールを提唱していた。しかし、見過ごしがちであるが、オーマ氏はクリーンエネルギーへの投資を重視する一方で、環境保護派が反対する原子力発電や海底資源開発に対して否定的であったわけではなかった。オーマ氏のエネルギー政策は、低燃費車の普及、バイオ燃料をはじめとした再生可能なクリーンエネルギー発電所の増設、石炭産業への石炭無害化投資と並んで、安全な原子力の活用、国内資源開発にも向けられていた。大統領選挙戦では、オーマ氏は明らかにマケイン氏の沖合資源開発を批判していた印象が強い。彼は多大なコストをかけて沖合掘削に取り組んだとしても市中のガソリン価格がすぐに低下するわけではなく環境にも有害であるとの考え方を示していた。しかし、石油価格が高かった8月ごろから、重大な環境被害を避けられるなら、沖合掘削も支持しうると、慎重な言い回しで海底掘削を容認する発言を行っていたことも事実である。最新のテクノロジーの力を借りて、観光資源や周辺環境を保護しつつ、安全にエネルギーを確保できるならば、原子力発電も沖合掘削も受け入れる姿勢は早くから見受けられたのである。

大統領に就任した当初、オーマ氏は、石油会社寄りのブッシュ・ジュニア前政権のエネルギー政策から、クリーンエネルギーを中心とした環境重視のエネルギー政策への転換を図ろうとしていた。民主党が多数を占める連邦下院で温室効果ガス排出量を制限する法案が通過したことは画期的なことだった。また、連邦政府の沖合掘削計画に関しては、環境保護団体からの批判が反映されやすいように、サラザール内務省長官が計画の第一草稿発表後のパブリックコメント受付期間を60日から180日に延長するとの行政手続の見直しを行うなど、未曾有の金融危機下とはいえ、政権交代の

変化が、環境政策に見受けられることが多かった。ところが、2010年に入ってから、ある意味で、オバマ政権の環境政策が後退する。ブッシュ政権の沖合開発5ヵ年計画は修正されたものの、沖合石油・天然ガス田開発を制限するモラトリウム解除提案を発表したことは、環境保護派にとって見れば、オバマ政権が海底油田推進派に転向したようなものだった。

しかしながら、2010年3月末モラトリウム解除提案を発表して以降、オバマ政権の環境エネルギー政策を翻弄するような国内事件が相次いだ。第1に、先述した4月20日のメキシコ湾沖の原油流出事故があった。そして、第2に、4月5日ウェストヴァージニア州においてマッシーエナジー社のアップー・ビッグ・ブランチ・サウス炭鉱の地下坑道で爆発が起こり29人が死亡した事故である。この炭鉱ではしばしば安全基準がないがしろにされているとの申し立てがなされていたのであるが、事故防止対策が十分に機能しなかった。過去25年間の炭鉱事故で最悪の死者を出す事件となった。とはいえ、沖合油田と石炭採掘とはその運用の性格上、アメリカのエネルギー政策に与える影響は大きく異なる。

アメリカエネルギー情報管理が発表する発電燃料データによれば、アメリカの場合、2009年の時点の電力燃料は、石炭が44.6%、石油は1%にも満たない。石炭に次いで大きな発電燃料は、天然他ガスの23.5%、次いで原子力の20.2%である。ちなみに、水力を含めた再生可能エネルギーの割合は、全体で見れば4.1%である。アメリカの発電燃料は、国内で自給できる安価な石炭に大きく依存しており、石油の72%は運輸燃料（ガソリンやジェット燃料）として消費されている¹³⁾。炭鉱事故が発生したとしても、アメリカの電力発電の4割強を占める石炭の炭鉱産業が縮小見直されることはない。炭鉱労働者の安全基準を高めるための議論は行われるであろうが、炭鉱経営のコストを高めることになる規制強化は、炭鉱を抱える州選出議員の反対で極めて難しいだろう。その一方で、長年にわたって環境保護派が懸念してきた沖合石油・天然ガス田開発に関しては、そもそも政府によって開発制限措置が取られていたという性格上、事故発生後、政権内で規制緩和に慎重な意見が強くなった。また、海洋汚染の広がりでも世論も

厳しい目を向けている。ピュー・リサーチセンターが行った世論調査によると、2010年3月2日発表のものは、国内海域のガス・油田採掘に対して賛成が63%、反対が31%あったが、事故後の5月11日に発表された世論調査では賛成が54%、反対が38%、そして、メキシコ湾の原油流出事故災害が予想を超える規模であることが判明して以降の6月24日発表の調査では、賛成44%、反対が52%と、反対が賛成を上回るまでになった。しかし、それでも賛成が44%いるというのは注目に値するかもしれないが、全国的に沖合油田への懸念が高まっていた¹⁴⁾。

ちなみに、沖合における油田採掘は、世界各地で行われている。原油漏れは起きているが、近年今回のような大規模な事故はめったに起こっていない。メキシコ湾でも、今回の英BP社の掘削施設ディープウォーター・ホライズンは操業から7年間事故を起こしていなかったし、近海で操業するシェブロン社のタヒチ油田も無事故を誇っている。世界を見渡すと、メキシコ湾原油流出事故をよそに、ヨーロッパの北海油田をはじめ、ブラジル、ベネズエラ、アフリカ諸国で積極的に海底油田採掘事業が進められている。しかし、アメリカにおいては、事故後、英BP社の安全対策の不備が報道され始めると、改めて深海における油田採掘の問題点が浮かび上がることとなった。

オマ政権は5月22日、事故究明と再発防止を検討する大統領委員会を設置し、さらに、同27日、サラザール内務省長官は原油流出事故後の措置を発表した。そこでは、まず、安全基準強化のために、11月30日までの6ヶ月間深海油井の掘削を停止するモラトリウム措置を明らかにした。また、夏に予定されていたメキシコ湾西部とヴァージニア沖のリース権売却を中止すること、また、北アラスカ沖のリース権売却およびロイヤル・ダッチ・シェル社が予定していた石油探査掘削計画を停止することを発表したのである。その結果、メキシコ湾で深海油井を掘削中の33事業が停止することになった¹⁵⁾。さらに、オマ政権は、英BP社に対して、200億ドルの被害者救済基金を拠出させることを認めさせた。なお、現在の法制度の下では原油流出を起こした企業の賠償責任額はその上限が7,500万ドルと定

められているが¹⁶⁾、同政権はこの上限額の撤廃を検討している。

第3章 オバマ政権の沖合ガス・油田開発モラトリウムをめぐって

ハリケーン・カトリーナから5年、地域の経済復興が進んでいた中で起こった原油流出事故は、漁業、観光業に関わる人々の生活を直撃した。メキシコ湾は、美しい海や砂浜に加え、ミシシッピ川河口の貴重な湿地帯が知られ、南国のリゾート地として毎年数百万人の観光客が訪れる地域であったが、海岸、湿地は立ち入り禁止となり、油膜に対する防護ネットが張り巡らされた。また、この海域は、アメリカ有数のエビや牡蠣の生産地として知られていたのであるが、事故後の風評被害も加わり漁業にも大きな打撃となった。

しかし、5月末オバマ政権が深海掘削事業を一時停止するモラトリウムを発表するや、すぐさまルイジアナ州から反対の声が上がった。ルイジアナ州にはメキシコ湾の深海掘削施設が集中しており、モラトリウムは死活問題であった。石油会社、地域経済への打撃を懸念する同州共和党知事ボビー・ジンダル（Bobby Jindal）や超党派の議員たちがモラトリウムの早期解除に向けてロビー活動に乗り出したのである。さらに12を超える石油会社・掘削企業がモラトリウム撤廃を求めて連邦政府を訴えた。ルイジアナ州立大学のジョセフ・メイソン（Joseph Mason）は、モラトリウムが湾岸諸州経済に与える経済的損失を控えめに見ても21億ドルと算出している。また、ルイジアナ中部大陸石油・天然ガス協会は、モラトリウムによって日産8万バレルの石油が供給されず、その分アメリカの石油輸入量が増えるとして、モラトリウム反対を訴えた¹⁷⁾。

連邦地裁は6月22日、原告の訴えを認めモラトリウムを無効とし、連邦政府が操業停止を強制することを禁止する判決を下した。英BP社の事故と他の掘削事業は直接的な関係性がないというのが、その判決の根拠であった。オバマ政権はこの判決に対して控訴するとともに、7月12日に、事業再開に必要な安全対策に言及した新たなモラトリウムを発令し、改めてモラトリウム政策を続行した。

モラトリウムをめぐっては、地元や保守系の新聞は湾岸地域経済だけでなく、連邦政府の税収減も含めてアメリカ経済にとっても打撃になると訴え、オマ政策を批判している。しかし、ニューヨーク・タイムズはモラトリウムといっても、既に操業中の採掘事業が停止されるわけではないので、それほど大きな影響はない、と。また、沖合採掘時の安全性が確保されるのであればそのほうがよいというマサチューセッツ州選出の民主党議員エドワード・J・マーキー (Edward J. Markey) の意見を紹介している¹⁸⁾。また、ブルーミング・ビジネスウィークでは、アナリストの意見を紹介し、原油流出は、メキシコ湾岸の漁業・観光業・エネルギー産業等に経済的被害を与えているが、アメリカ全体で見れば、第2四半期で経済成長を0.5%押し下げる程度で経済的打撃はそれほどではないという¹⁹⁾。

一連のオマ政策のモラトリウムに関して8月18日、ギャラップ社が世論調査結果を発表している。そこでは、モラトリウムに反対が47%、賛成が46%とアメリカ世論を二分する結果となっている。党派別では、民主党の64%がモラトリウム支持なのに対して、共和党の66%はモラトリウム反対である。また、英BP社が事故を起こした地域における石油掘削事業に関しても、賛成が49%、反対が46%と、原油流出による海洋汚染の記憶が生々しいにもかかわらず、全米で行われた世論調査は、深海における石油開発事業の存続を支持する声が不支持を上回っているという結果であった²⁰⁾。この結果をどのように考えればよいのだろうか。世論調査からも言えることは、沖合石油・天然ガス田開発は、アメリカ最大規模の原油流出事故が起こってもなお、アメリカ国内で不人気な政策ではないということであろう。また、ピュー・リサーチセンターの質問は、地域を限定しない沖合採掘事業であるのに対して、ギャラップ社の調査はメキシコ湾の事故周辺海域に関連したものであるという点に注目すべきだろう。外大陸棚における石油・天然ガス田掘削事業は、地域的な偏りが大きい。例えば、同じメキシコ湾岸州でも、南国リゾート地として観光客や定年で引退を迎えた人々を集めるフロリダ州は、元々、海底石油・天然ガス田掘削事業に消極的で、むしろ今回のモラトリウムを歓迎している。海底掘削事業に関す

る地域経済の依存度によっても、人々の反応が異なるのである。メキシコ湾原油流出事故の衝撃は間違いなく大きかったが、多くのアメリカ人にとっては他人事であったことが世論調査から伺える。加えて、モラトリウムをめぐる一連の係争は、地域経済を支える産業を連邦政府が規制することをよしとしない連邦主義的思考も垣間見えるのである。

おわりに

2008年5月民主党大統領予備選挙において、当時民主党の有力候補だった ラク・オ マ氏は次のような言葉を発した。「私たちはこのままSUVを運転し続けることはできません。私たちが食べたいものを食べ続けることも、また、ツンドラ地帯や砂漠地帯に住もうと、つねに家の中を華氏72°〔摂氏22.2℃〕に保ち続けることもできません。さらに、世界人口のたった4%に過ぎない人口で世界の25%の資源を消費し続けることはできません。」このスピーチの細かい文言には様々な ージョンがあるが、この発言はたちまちマスコミで取り上げられ、保守派からは、オ マ氏は自動車産業の敵だ、快適な生活を否定しているといった激しい誹謗中傷にさらされることになった。そこまで極端な見方をしないまでも、オ マ氏が、今のアメリカ人のライフスタイルがこのままでよいとは考えていないこと、さらにいえば、価値観の転換を促したということは否定できないだろう。

大統領選挙戦において、地球温暖化防止への取り組み、再生可能なエネルギーへの転換、グリーン・ニューディールを訴えてきたオ マ氏が、2008年11月の大統領選挙を制したとき、その肌の色も併せて、新しいアメリカが再生する時を見たような気がした。

しかしながら、8年にわたる共和党ジョージ・W・ブッシュ・ジュニアに政権が進めてきた政策を大統領交代と同時に一気呵成に変更することは、実際には現代のような複雑な政治経済システムの下では不可能である。とりわけ、国際的な地球温暖化対策である京都議定書からの離脱、テロとの戦い、アフガニスタンおよびイラク戦争後の政治社会的混乱、100年に

一度といわれるほどの経済危機といった前政権の負の遺産を引き継いだオマ氏は、近年の大統領の中でも最も厳しい政治経済環境の中にある。困難な時期を克服する大統領として、オマ大統領にはその政治的手腕が期待されているが、実際に人々が思い描く成果を上げることは、残りの任期をもってしても並大抵のことではないだろう。

オマ政権の沖合石油・天然ガス田掘削政策を概観すると、オマ大統領が掲げる言葉が空回りしている現実を目の当たりにする。リベラルな姿勢を打ち出しながら、最終的には、既存の利権構造を温存する政策が実現する。理想に固執せず、成立させるためには、反対派を懐柔するための妥協をも厭わないきわめて現実的な政治スタイルがオマ大統領にはある。それは、2010年3月末に成立した医療制度改革においても見受けられた。

かつて、あのブッシュ・ジュニア前大統領をしてアメリカを石油中毒と揶揄する言葉が飛び出したことがあった。イラク戦争後、国内のエネルギー問題が深刻化していたとき、自戒を込めて訴えたときのことである。2008年選挙の結果、環境派のオマ大統領が誕生するとともに、議会は連邦上下両院において、どちらかという環境問題に熱心な民主党が過半数を占めているが、2010年8月には地球温暖化防止のための温室効果ガス排出量規制を含む条項が連邦上院の審議の中で削除された。経済不況下、雇用不安の深刻さはリベラルな議員たちの行動にも影響を及ぼし、環境エネルギー政策において、オマ政権は当初環境保護派が期待したほどの成果を上げられないでいる。とはいえ、過去の大規模な原油流出事故は、アメリカの環境政策やエネルギー政策を変える原動力になってきたことを考えると、今回のディープウォーター・ホライズン爆発事故が、合衆国の環境エネルギー政策のあり方に何らかの影響を及ぼすことは確かだろう。

[2010年9月26日脱稿]

-
- 1) “Remarks of President Barack Obama: The State of the Union,” 27 January 2009. [<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-state-union-address>].
 - 2) <http://www.noemre.gov/5-year/waht5yearProgram.htm> 海洋エネルギー管理局2010年9月1日時点の掲載内容。
 - 3) エン・トーマス、ダニエル・ストーン「メキシコ湾原油流出：黒い海の恐怖」*Newsweek*

- 2010.6.9、 pp. 33–35.
- 4) Christine Dell' Amore “Exxon Valdez Anniversary: 20 Years Later, Oil Remains,” 23 March 2009, *National Geographic News*.
[<http://news.nationalgeographic.com/nnews/pf/7005300.html>]
 - 5) Margaret Haerens, ed., *Offshore Drilling* (Detroit: Greenhaven Press, 2010), p. 39.
 - 6) U.S. Department of Interior, Mineral Management Service, “Preliminary Revised Outer Continental Shelf Oil and Gas Leasing Program 2007–2012” (以下PRP), March 2010, pp. 1–3, 20–21.
 - 7) PRP, pp. 10–12.
 - 8) “Obama’s Remarks on Offshore Drilling, 31 March 2010.”
[http://www.cfr.org/publication/21787/obamas_speech_on_energy_security_and_offshore_drilling_march_2010.html].
 - 9) John M. Broder, “Obama to Open offshore Area to Oil Drilling for First Time,” *New York Times*, 31 March 2010.
[<http://www.nytimes.com/2010/03/31/science/earth/31energy.html>] .
 - 10) U.S. Energy Information Administration (以下EIA) HP [<http://www.eia.doe.gov/>] .
 - 11) “Obama’s Remarks on Offshore Drilling, 31 March 2010.”
 - 12) Juliet Eilperin and Anne E. Kornblut, “President Obama Opens New Area to Offshore Drilling,” *Washington Post*, 1 April 2010.
 - 13) EIA “Bet Generation by Energy Source: Total (All Sectors)”
[http://www.eia.doe.gov/electricity/epm/table1_1.html] .
 - 14) “Growing Opposition to Increased Offshore Drilling: Obama’s Rating Little Affected by Recent Turmoil” *The Pew Research Center*, 24 June 2010.
[<http://people-press.org/report/627/>] .
 - 15) Department of the Interior, “Increased Safety Measures for Energy Development on the Outer Continental Shelf,” May 27, 2010; The NewsRoom Release: 27 May 2010, Salazar Call for New Safety Measures for Offshore Oil and Gas Operations and etc.
[<http://www.boemre.gov/ooc/press/2010/press0527.htm>] .
 - 16) 1990年の石油汚濁法（Oil Pollution Act of 1990）により企業の賠償責任が制限されている。
 - 17) Mark Clayton, “Offshore Drilling Moratorium: Good for the Gulf, bad for the Economy,” *The Christian Science Monitor*, 27 July 2010.
[<http://www.csmonitor.com/>] .
 - 18) Charlie Savage, “Drilling Ban Blocked; U.S. Will Issue New Order,” *New York Times*, 22 June 2010.
 - 19) Jeannine Aversa, “Oil Spill’s Economic Damage May Not Go beyond Gulf,” June 27 2010. [<http://www.businessweek.com/ap/financialnews/D9GK80MGO.htm>] .
 - 20) Lydia Saas, “Americans Divided About Future Gulf Drilling: Nearly Even Split Found on Lifting the Drilling Moratorium and on BP’s Future in the Area,” *Gallup Poll*, 18 August 2010. [<http://www.gallup.cpm/>] .

The U.S. Economy under Global Imbalances

Keisuke ORII*

The ongoing financial crisis is allegedly linked with global imbalances which stood out markedly in the last decade. Why and how the U.S. current account balance deteriorated and whether it will be sustainable should be discussed for avoiding another world-wide crisis. One of the dominant researches, Caballero, Fahri, and Gourinchas (2008a), succeeds to explain this mechanism and provide with insights. An introduction to this influential research along with portraying some unresolved problems is essayed for a subsequent full-fledged analysis of this complicated issue.

1. Introduction

According to the National Bureau of Economic Research (NBER)¹, after entering a recession in December 2007, the United States managed to exit in June 2009. A recession of 18 months is the longest in the post-war period.² As of the end of 2010, however, the U.S. economic outlook is yet to be bullish. The Federal Reserve Chairman Ben Bernanke told the Congress in July 2010 that the economic outlook was “unusually uncertain.” This remark was translated in the market as he suggested that the U.S. economy might fall into a double-dip recession. Responding to his remark, the market

* The author gratefully thanks Keiai University for the financial support during the fiscal years 2007–08.

1 The NBER identifies the business cycle of the United States.

2 The second longest recession in the post-war period was recorded twice: November 1973 to March 1975 during the first Oil Shock, and July 1981 to November 1982. Both recessions lasted 16 months.

plunged: the Dow index fell under \$10,000, which induced money into risk-free assets. As a consequence, in November 2010, the Federal Reserve stepped in another accommodative measure, so-called QEII (Quantitative Easing Two), by purchasing securities equivalent to US\$600 during the subsequent 8 months.

Meanwhile, the Obama administration aims at improving the trade balance by doubling U.S. exports over the next five years. This is considered too ambitious because an appreciation of the renminbi (RMB) by as much as 40 per cent is necessary for improving trade balance with China, the main cause of the U.S. trade deficit.

The U.S. has been afflicted with the “Twin Deficit” in both the current account and fiscal balance for more than a quarter century. The current account balance of the U.S., though it improved temporarily under the Clinton administration in the era of “New Economy,” which ended in 2001 with the burst of the IT bubble, resumed deteriorating under the Bush administration. As a prompt policy response for the burst of the IT bubble, the Fed precipitated lowering policy interest rate with a record-high speed. This accommodative monetary policy allowed a consumption and housing boom along with the sky-rocketing current account deficit, which surpassed 6% of GDP in 2006.

Whether the U.S. current account deficit is sustainable or not had been discussed since as early as the 1990s. Mann (2004), *inter alia*, suggested that the sustainability problem of the U.S. current account deficit should be discussed from the viewpoint not only of the current account balance and the external debt amount but of the portfolio allocation among the investors worldwide.

This paper is to approach the mechanism of the deteriorating the U.S. current account deficit specifically in the global view. It should also be paid attention to if this problem has something to do with the ongoing financial

crisis. Among a number of theoretical attempts which addressed this issue, Caballero, Fahri and Gourinchas (2008a) seems to satisfy our needs, employing a global framework. The rest of this paper is engaged in introducing the outline of Caballero *et al.* (2008) and examining its empirical consistency.

2. A Theoretical Framework of Global Imbalance

Caballero *et al.* (2008a) proposed a model of global imbalance. Their model is characterized by assuming two country groups in the world: the United States, and the rest of the world, and attempting global equilibrium.

2.1 A Closed Economy

As the first step, they set up a model in a closed economy, where infinitesimal agents save only in identical trees producing an aggregate dividend of δX_t per unit of time. Agents are defined to be born at a rate θ per unit of time and die at the same rate. Population mass in this economy is constant and equal to one. Since agents receive a perishable endowment of $(1-\delta)X_t$, which they save in its entirety till their death, the return on the tree can be represented by using the interest rate in the economy r_t as a sum of income and capital gain.

$$r_t V_t = \delta X_t + \dot{V}_t,$$

where V_t refers to the value of total savings by agents at time of t .

On the other hand, the accumulated savings in the economy by agents up to time t are represented as

$$\dot{W}_t = -\theta W_t + (1-\delta)X_t + r_t W_t.$$

Accumulated savings decrease with withdrawals of agents, while they increase as new generations are allocated with the endowment $(1-\delta)X_t$ and are provided with the return on accumulated savings W_t .

The equilibrium condition that saving must be equal to the value of trees,

$W_t = V_t$, will produce the following equilibrium interest rate:

$$r_t = \frac{\dot{X}_t}{X_t} + \delta\theta.$$

This equilibrium interest rate rises as the economy grows while output X_t is initially assumed as exogenous. The second term assures that an increase of δ or θ will raise the interest rate. A rise in δ increases the supply of assets by lifting the share of income that is capitalizable³. Meanwhile, an expansion of θ decreases the asset prices by lowering financial wealth demand.

Assuming a constant growth of the total endowment, X_t , in the economy at the rate of g , the equilibrium interest rate in this autarky economy can be described as

$$r_t = g + \delta\theta.$$

2.2 A Small Open Economy

As the second step, a small open economy is considered. Under the assumption of a given world interest rate, r , as $g < r < g + \theta$, the current account at time t is denoted as

$$CA_t \equiv \dot{W}_t - \dot{V}_t,$$

where current account surplus is defined to increase according as the economy's net asset demand rises.

The steady state of this economy can be obtained from the first two equations in the previous subsection. The supply of assets in the steady state is represented by

$$V_t = \int_t^\infty \delta X_s e^{-r(s-t)} ds.$$

3 The parameter δ denotes the share of the present value of the economy's future output, PV_t , which is represented as $PV_t = \int_t^\infty X_s e^{-\int_t^s r_u du} ds$. δPV_t can be capitalized today and transformed into a tradable asset V_t . Caballero *et al.* (2008a) considers δ as an index of financial development rather than the share of capital in production at the most basic level.

Assumptions of a given world interest rate g and $g < r < g + \theta$ generate following asymptotic formula:

$$\frac{V_t}{X_t} \xrightarrow{t \rightarrow \infty} \frac{\delta}{r - g}.$$

Meanwhile, the demand for assets in the steady state is denoted by

$$W_t = W_0 e^{(r-\theta)t} + \int_0^t (1-\delta) X_s e^{(r-\theta)(t-s)} ds.$$

Like the supply side of the financial assets, the asymptotic expression for demand side will be as follows:

$$\frac{W_t}{X_t} \xrightarrow{t \rightarrow \infty} \frac{1-\delta}{g + \theta - r}.$$

The current account balance normalized by the size of the economy can be calculated as

$$\frac{CA_t}{X_t} \xrightarrow{t \rightarrow \infty} -g \frac{r_{aut} - r}{(g + \theta - r)(r - g)}.$$

As a consequence, when the world interest rate r is lower than the equilibrium interest rate in the closed economy, r_{aut} , the current account will register deficit, while the converse case will yield surplus in the current account.

2.3 Global Equilibrium with Two Large Regions

As the third step, two large regions in the world are incorporated into the two-country model: the United States as “ U ,” and the rest of the world as “ R .” Across the regions $i = \{U, R\}$, where common parameters g and θ are assumed,

$$r_t V_t^i = \delta^i X_t^i + \dot{V}_t^i,$$

and

$$\dot{W}_t^i = -\theta W_t^i + (1 - \delta^i) X_t^i + r_t W_t^i$$

hold as in the closed-economy model described above, when an

instantaneous return from hoarding a unit of either tree, r_t , is also assumed common in the both regions.

$$\text{Defining } x^R \equiv \frac{X_t^R}{X_t} \text{ along with } W_t = \sum_i W_t^i, V_t = \sum_i V_t^i, \text{ and } X_t = \sum_i X_t^i,$$

solutions above can be transformed into

$$\begin{aligned} r_t V_t^i &= (\delta^U - x^R(\delta^U - \delta^R))X_t + \dot{V}_t \\ \dot{W}_t &= -\theta W_t + (1 - \delta^U + x^R(\delta^U - \delta^R))X_t + r_t W_t. \end{aligned}$$

Solutions for global equilibrium proceeds are produced as the following equations as in the closed economy:

$$\theta W_t = X_t,$$

and

$$r_t = g + (\delta^U - x^R(\delta^U - \delta^R))\theta.$$

The world equilibrium in this two-country model is sought under the following two assumptions. First, the world is assumed to be symmetric initially as $\delta^U = \delta^R = \delta$,⁴ but an unexpected decline in δ^R at $t = 0$ leads to $\delta^R < \delta^U$. This impact instantaneously lowers r while V and W remain unchanged. This assumption corresponds to the damaged financial environment after the Asian and Russian crises in the 1990s. The second assumption is so-called “home bias” that agents prefer local assets to overseas ones for saving before they run out of local assets. It implies that changes in local wealth match the changes in the value of local “trees” one for one as $W_{0+}^R = V_{0+}^R$ and $W_{0+}^U = V_{0+}^U$. Through a direct impact on consumption, changes in wealth ultimately result in a deterioration of current account as follows:

4 It is also assumed that there are no net capital flows across the economies.

Therefore,

$$\frac{W_t^U}{x^U} = \frac{V_t^U}{x^U} = \frac{V_t^R}{x^R} = \frac{W_t^R}{x^R} \text{ holds.}$$

5 Furthermore, a larger deficit is foreseen before converging to the new converged growth path.

6 The interest rate r_t remains constant after dropping at date $t = 0$ as.

$$r_t = r_{aut}^U - x^R(\delta^U - \delta^R)\theta < r_{aut}^U.$$

$$\frac{CA_t^U}{X_t^U} = -g \frac{(\delta^U - \delta^R) x^R \theta}{(\theta + g - r^+)(r^+ - g)} < 0. \quad ^5$$

Meanwhile, the interest rate declines under the U.S. autarky r_{ate} .⁶

Consequently, large and long-lasting current account deficits as well as a decline in the interest rates are simultaneously predicted. This predicts asymptotic deficits of the U.S. current account. It also predicts that the size of the permanent current account deficit in the U.S. relative to its output should increase in the relative size of the rest of the world.

2.4 Extensions of the Benchmark Model.

Caballero *et al.* (2008a) attempted extensions of the basic model. First, they attempted “fast growth and integration of low- δ regions” case, where they applied $g^R > g^U$ instead of $g^R = g^U$ while maintaining the previous assumption of $\delta^U - \delta^R > 0$. If we assume that the additional growth in the rest of the world (R) is not enough to offset the effect of a lower δ^R on interest rate, the asymptotic current account deficit in the United States relative to its output is larger when $g^R > g^U$ than when $g^R = g^U$ as

$$\lim_{\substack{t \rightarrow \infty \\ g^R > g^U}} \frac{CA_t^U}{X_t^U} < \lim_{\substack{t \rightarrow \infty \\ g^R = g^U}} \frac{CA_t^U}{X_t^U} < 0.$$

This challenges the implication of standard models that capital flows from low to high growth economies.

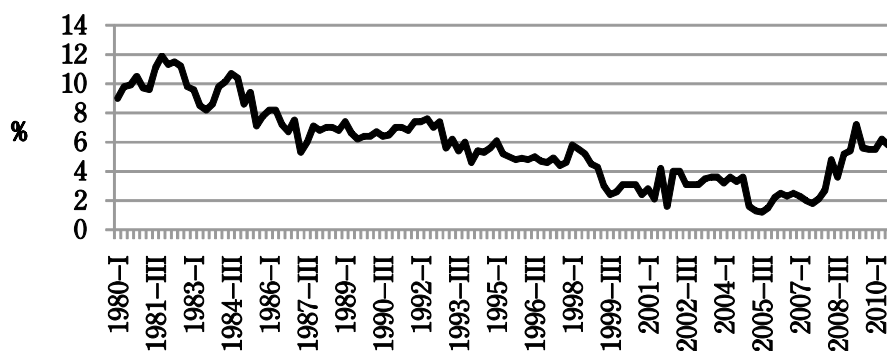
Another extension refers to “the fast growth and integration of low- θ regions” case, in which saving-glut economies like China are formalized. If we keep assuming the “home bias” and the “lower autarky interest rate” in the rest of the world, this low- θ^R scenario leads to the same conclusion as in the low- δ^R case by assuming $\theta^U - \theta^R > 0$ and $g^R > g^U$ while maintaining the previous assumption $\delta^U = \delta^R = \delta$. This conclusion suggests that the demand for financial assets by the rest of the world grows as its growth rises. This happens because the growing demand for financial assets in the developed

countries cannot be absorbed in their region, so that the fund outflows to the United States to entail interest rates drop and larger current account deficits.

3. Empirical Consistency and Remaining Problems

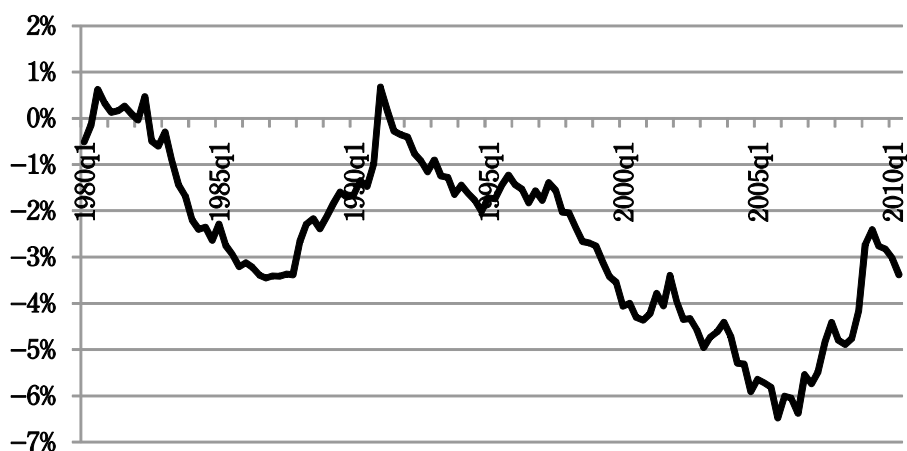
Empirical evidence assures, in general, that Caballero *et al.* (2008a) succeeded in explaining the expanding global imbalances. In contrast to the economic boom in the rest of the world, specifically in emerging economies, the current account deficit of the United States kept ballooning. In the meantime, the long-term interest rate continued declining as was named as “Greenspan’s Conundrum.” The heterogeneity in countries’ ability to

Figure 1: Personal Saving as a Percentage of Disposable Personal Income

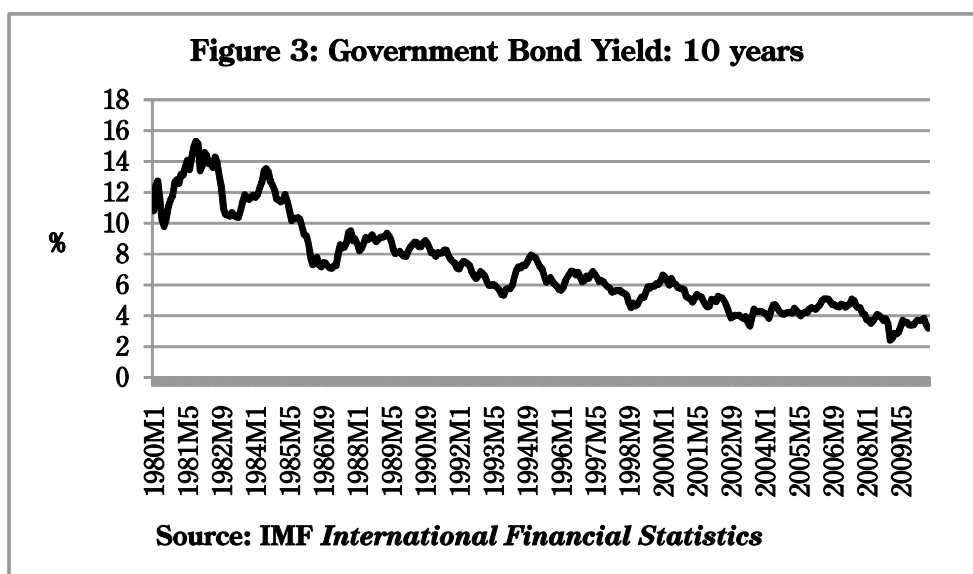


Source: Bureau of Economic Analysis

Figure 2: Current Account/GDP ratio



Source: Bureau of Economic Analysis



produce financial assets for global savers, which was modeled in Caballero *et al.* (2008a), can be evaluated to be relevant.

Figures 1 to 3 assure that the benchmark model of Caballero *et al.* (2008a) is generally consistent with the empirical evidence. Yield of long-term (10-year) government bond has constantly been declining for more than a quarter century. Meanwhile, the savings rate vis-à-vis disposable personal income, though it had also been declining since the early 1990s through the middle of the 2000s, reversed to rise in the late 2008. The ratio of the current account deficit to GDP followed the same trend. After registering a record-high 6.4% in the third quarter of 2006, it started improving until it reached 2.4% in the second quarter of 2009.

However, simplified analysis by Caballero *et al.* (2008a) abstracts from numerous international, specifically nominal, variables. Caballero *et al.* (2008b), On the other hand, factors in commodity prices to demonstrate that the persistent imbalances, the subprime crisis, and the volatile oil and asset prices are tightly interconnected. Global asset scarcity led to large capital flows toward the U.S. and to the creation of asset bubbles that eventually crashed. Shortage of assets in the world economy triggered a partial recreation of the bubble in commodities and oil markets in particular.

Obstfeld and Rogoff (2009) also argued that the global imbalance and the financial crisis in the latest years are intimately connected. The interaction among the Fed's monetary stance, global real interest rates, credit market distortions, and financial innovation created the toxic mixture of conditions that made the U.S. the epicenter of the global financial crisis. Exchange rate and other economic policies followed by emerging markets contributed to the U.S.' ability to borrow cheaply abroad and thereby finance its unsustainable housing bubble.

It seems that, as is observed from Figure 2, the U.S. current account deficit has bottomed out during the course of 2006. But, Blanchard and Milesi-Ferretti (2009)⁷ warns that "stopping in midstream is dangerous. While imbalances are smaller, the world economy is fragile. Failure to act on the remaining domestic and systemic distortions that caused imbalances would threaten the nascent recovery." They propose, as a way of attacking domestic distortions, to increase private and public U.S. savings together with moving from export-led towards more domestic-demand led growth in a number of emerging market countries. On the other hand, for attacking systemic distortions, they argue that, by building better liquidity conditions, international financial society should alleviate worries about current account deficits and external debt.

Both Obstfeld and Rogoff (2009) and Blanchard and Milesi-Ferretti (2009) suggest that the international policy cooperation should be required for

7 Blanchard and Milesi-Ferretti (2009) proposed the following three stages of global imbalances.

A. Productivity booms and relative investment prospects in the US and Asia (1996–2000)

B. Declining U.S. saving, declining investment in surplus countries (2001–2004)

C. Asset price booms, oil prices, and reserve accumulation (2005–2008)

Global imbalances should not, as Blanchard and Milesi-Ferretti (2009) pointed out, be labeled as good or bad for themselves. It is the natural consequence of the aggregate behavior of savings, investment and portfolio choices.

avoiding another world-wide imbalance and financial crisis. After having agreed to shun competitive currency devaluations and to adopt indicative guidelines for current account balances in the previous month, G20 countries discussed the proposal to set specific numerical targets for current account balances in November 2010. Though it failed to obtain consensus among participant countries⁸, this attempt was the first attempt to address the global imbalance in the international framework.

Eichengreen (2007), on the other hand, from the viewpoint of the comparison between 1960s and the late 2000s, points out that the United States has little incentive to precipitate the requisite and inevitable adjustment, and that exchange rate adjustments will rather have to be forced by high-growth countries like Asia.

Global imbalances, according to the view of Caballero *et al.* (2008a), Obstfeld and Rogoff (2009), and Blanchard and Milesi-Ferretti (2009), culminated in the ongoing worldwide financial crisis. A number of countries have sought exit strategies from a temporary response toward a “once-in-a-century” crisis. However, the global imbalance has not gone forever. The current account balance of the United States has resumed deteriorating in the last couple of years. It is, therefore, necessary to continue researches on the issue of global imbalance both theoretically and empirically.

<References>

Blanchard, Olivier, and Gian Maria Milesi-Ferretti (2009), “Global Imbalances: In Midstream?” IMF Staff Position Note SPN/09/29.

Caballero, Ricardo J., Emmanuel Fahri, and Pierre-Olivier Gourinchas

8 The United States originally floated ideas of guiding China’s current account surpluses to 4% of GDP, but backed away from numerical targets after objections from China and other emerging economies.

- (2008a), "An Equilibrium Model of 'Global Imbalances' and Low Interest Rates," *American Economic Review* Vol.98 No.1, pp.358–93.
- Caballero, Ricardo J., Emmanuel Fahri, and Pierre–Olivier Gourinchas (2008b), "Financial Crash, Commodity Prices and Global Imbalances," *Brookings Papers on Economic Activity* (Fall), pp.1–55.
- Eichengreen, Barry (2007), *Global Imbalances and the Lessons of Bretton Woods*, The MIT Press: Cambridge, Massachusetts.
- Mann, Chatherine L. (2004), "Managing Exchange Rates : Achieving Global Re–balancing or Evidence of Global Co–dependency?" *Business Economics* (July), pp.20–9.
- Obstfeld, Maurice, and Kenneth Rogoff (2009), "Global Imbalances and the Financial Crisis: Products of Common Causes," Paper prepared for Federal Reserve Bank of San Francisco Asia Economic Policy Conference, Santa Barbara, CA, October 18–20, 2009.
- Wilson, Dominic, and Roopa Purushothaman (2003), "Dreaming with BRICs: the Path to 2050," Goldman Sachs Global Economics Paper No.99.

英語母語話者対象の日本語教育における 英語起源の外来語の扱い

佐藤 暁人

On teaching Japanese loan words from English in Japanese language
education for native English speakers

Akihito SATO

Gairai-go. Japanese syllables used for transcription of words from foreign languages (except old Chinese). is becoming more and more widespread as more and more foreign words are being adopted into the Japanese language. Though most of these words are originally derived from English, many of them have been transformed so much. both in sounds and meanings, that they can be confusing for foreign learners of Japanese especially native English speakers. They need additional explanation on the part of Japanese teachers to be understood.

Based on my empirical research conducted in the Philippines, this essay examines the influence of the mother tongue on their learning Japanese.

はじめに

世界各国における日本語の学習者数は日増しに増加しつつあり、学習者の状況、動機、レベルは多様なものになっている。加えて日本人自身の日本語に対する興味・関心の高まり、日本語を見つめ直す各種メディアの動きや政府によるキャンペーンも繰り広げられている。

本稿では、このような日本語を取り巻く環境の中での“外来語”の存在意味を検証する。日本語には、特定分野の専門家のみが使用する特殊な用語から、完全に日本語化して“外来語”であったという認識さえ消失しているもの、未だ耳慣れないものまで“外来語”が溢れている。広範に浸透している“外来語”の存在は日本人にとって日本語に表現の幅を与える歓迎すべきものなのか。出自の多くが英語である“外来語”は英語母語の学習者にとってはどう存在しているのか。

そもそも“外来語”の研究は、大正時代の新村出(1944)らの語源研究に始まり、昭和に入り荒川惣兵衛氏(1943)、楳垣実氏(1963)らによってまとめられている。その後、石綿敏雄(1979)などによって体系化が進められ、同時に細分化されてきた。また日本人に対する国語教育ではなく、外国人に対する日本語教育という観点から、異なった見方、考え方が生まれている。石田敏子(1988)は教育者側の視点で、彭飛(1988)やプレミアム・モトワニ(1991)が学習者側の視点で日本語教育の研究をしている。

本稿ではこのような研究業績を踏まえ、“外来語”教育を英語母語話者対象の日本語教育の中で位置付ける。日本語学習者にとって“外来語”は学習の補助となる歓迎すべきものなのか。研究テーマを英語母語話者に限定し、本稿作成にあたりフィリピン、ビサヤ地方のセブ島の学習者を対象に現地調査を行った。彼らは日常会話ではセブアノ語を、筆記では一部フィリピノ語を使用しながらも、英語の使用率が非常に高く、書簡を英語で書くなど、英語運用能力は高い。そこで彼らを複数言語を使用できる英語母語話者として捉え、本稿の研究対象とした¹⁾。

I. “外来語”の歩みと視点

本章では現在の日本語で頻繁に使用されている外来語の歴史的変遷とその現状を言語学と日本語教育の双方の視点から考察する。

I-1. 言語学にみる“外来語”

本節では、本稿を通して扱われる“外来語”が、日本語を母語とする我々にとってどのような意味を持っているかを言語学的な視点から考察する。

そもそも“外来語 (foreign word)²⁾”という言葉には2つの意味がある。1つは“借用語”(“loan word”)と呼ばれるある言語から別の言語へ取り入れられる外国語を含めた言葉を表わす場合であり、もう1つはヨーロッパ諸言語をはじめとする外国語をカタカナで表記するものである。この際の“外来語”の中には、近代音による中国語も含まれている³⁾。では、“外来語”の受入側と貸出側の間にはどういう借用現象がみられるのだろうか。

まず、借用の起こる経緯からまとめておきたい。アメリカのLeonard Bloomfieldはその著書(1933)において、文化借用(cultural borrowing)、密接借用(intimate borrowing)、方言借用(dialect borrowing)の3種類に分類している。文化借用はある文化が別の文化の諸現象(宗教や慣習など)に接触することで、主に語彙面にのみ起こりうる現象とされる。密接借用は征服や移民などの結果から地理、政治的に単一の共同体の中で2つの言語が使用されている時に起こるものである。方言借用は1つの共通な言語の方言間で起こる現象である。方言借用は既出の2つの借用の側面を併せ持っており、特に密接借用的側面で捉えた場合に威信借用⁴⁾という現象が起こるとしている。

この3種の借用の分類を日本の歴史的経緯に当てはめてみよう。第一の文化借用では、先述の通り日本は歴史的に中国と強い繋がりを持っており、様々な影響を受けている。貸出側はその後、時代と共に欧米諸国へして変化いくのが、この中国からの借用では、漢字という文字の流入を特徴とす

る。現代に置き換えれば、英語をはじめとする諸外国語の流入がそれに当たるものと考えられる。

第二の密接借用の事例として次の二つを挙げておこう。一つは、琉球人や九州地方の隼人、東北地方の蝦夷やアイヌなど、異なる文化をもった人々を「征伐」し、「大和言葉」を強制した事象が挙げられる。別の事例が、両大戦間期から終戦に至る時期の日本勢力圏下諸国への日本語教育の強制である。これらの土地では現在でも日本語を使用できる年配の人々が存在しているが、日本帝国主義の残滓と捉えられている。

第三の方言借用に関しては古代から中世日本では当時の中央政権のあった関西地域の言葉が日本各地に波及していく状況に当てはまる。現代においても東京などの首都圏で使用されている言葉が各種メディアを通して全国に広まっており、この形の借用が生じ続けていると言えよう。

最後に、借用が起こる要素についても触れておこう。ここでも「音の借用」、「形式の借用」、「意義の借用」の3つに分けられる。まず「音の借用」であるが、日本語は音節構造が比較的単純であるため、英語などの諸外国語を採り入れる場合には新しい音素の組み合わせを作る必要が生じる。「ティー [ti:] (tea tee)」、「ディスク [disuku] (disk)」⁵⁾、「ファン [hwan] (fan)」などの音がこれに当たる。「形式の借用」に関しては、音訳又は直接借用と呼ばれる。本稿では漢語を除いたカタカナ表記の“外来語”のみを指すこととする⁶⁾。「意義の借用」は上記の「文化借用」の中で発生するもので、意味範囲の拡大と新語の創造に分かれる。これに関しては次節で現状を含め詳述する。

I-2. 日本語教育にみる“外来語”

本項では日本語教育における“外来語”の意味を考察する。

まず近代の日本語教育の変遷を見ておこう。石田敏子（2000）の4つの時期区分が一般的である。即ち①近代、②明治初頭以後、③第2次大戦～80年代、④1990年代以降である。

明治前の日本語教育

近代日本における日本語教育であるが、16世紀に来日したポルトガル人宣教師が日本語を学び、文法書や辞書を作成している。海外でも、19世紀半ばに開国要求のための対日政策としてヨーロッパで日本語教育が始められた。

明治時代以降の日本語教育

日本人により外国人に対する日本語教育が始められたのは日清戦争終結後であり、対象は中国人留学生⁷⁾であった。しかし「漢字圏の学習者であったため国語教育の延長という感が否めなかった」[石田、44頁]。非漢字圏の人々への組織的教育は1900年以降に東京外国語学校で始められた。以降、宣教師のための日本語学校が開設され、語学将校や大使館員への日本語教育⁸⁾が行われた。

日米戦争期の日本語教育

第2次大戦前から戦中に関しては、日清、日露両戦争後に同化政策の一環として日本語教育が行われ、戦中には東南アジア諸国でも日本語教育が開始された。

また、日米戦争中の米国における日本語教育は、戦争中の情報収集と戦後の占領に向けたものであった。

戦後の日本語教育

戦後、特に高度成長期以降は、日本経済の発展に平行するように日本語学習熱は高まり、来日する留学生の数も増加していった。同時期、諸外国でも相次いで日本語コースが正規の教育機関に設立されていった。この頃の日本語教育全体の動きとして戦中の反省から日本主導の強制的な教育ではなく、現地のニーズに合わせて指導していくものになっている[石田、49頁]。

90年代以降、世界の日本語学習者数が急増し、学習動機も多種多様な様相を見せる。指導する側もそのニーズに対応するような指導カリキュラムの作成を求められることになる。国内における学習者層は大学準備コースに最も多く、次いで大学などの留学生、研究者、ビジネスマンなどと続い

ている〔石田 49頁〕。海外では初、中等教育機関での学習者数が最も多い。これは東・東南アジア、大洋州の15カ国で日本語が必修の外国語になっていることが学習者数の多さの一因だろう。

I-3. 教育現場における“外来語”

次に、実際の教育現場で“外来語”がどのように捉えられてきたかを検討する。

日本語の語彙は、語種を2種類（固有語/在来語と借用語）に分類される場合と3種類（和語、漢語、“外来語”）に分類される場合がある⁹⁾。1種の差は、既出のように借用語の扱いが広義と狭義の2種類に分けられることによる。本稿では狭義での“外来語”の（従って“外来語”を三種に分類する）立場で論を進める。

現在の日本語では主に和語はひらがなで、漢語は漢字、そして“外来語”はカタカナで表記される。ただし、テレビや雑誌、広告などのメディア媒体は見る側である我々に印象づけ、注目を集め、注意を促すために、表記の常識的なルールをあえて崩すこともある。見方を変えれば、このような通常と異なる表記をすることで見る側である我々の意識や感覚に変化が生じるのであれば、和語にはひらがな、漢語は漢字、“外来語”にはカタカナにするといった表記ルールが日本社会の中にしっかりと根付いていると考えられよう。

しかし、上記の「通常とは異なる表記」が日本語学習者にとって大きな障害になりうる。授業でこの表記のルールに則った形で教えられている言葉が異なる文字で表記された場合、入門段階や初級学習者などは全く別の言葉と認識してしまうことがある。つまり注意や関心を集めるための表記が初学者に誤解を招く危険性を内包しているということを使用する側とそれを当たり前のように享受している側がどこかで意識すべきではないか。その意識が無ければ、初期段階の日本語学習者は必要のない学習を行わなくてはならず、それが日本語に対する負の印象や学習意欲の喪失にもつながりかねないのである。

もう1つ表記に関して重要なのが、国外の学習者にカタカナの学習意義や必要性をしっかりと伝えることである。国外の学習者はひらがなと同じ音と情報しか持たないカタカナの必要性を軽視し、“外来語”をひらがな表記で代用してしまえば効率が良いと判断することがある。それが一般的な日本語の使用実態から外れたものであり、日本社会や日本人に対して通用しづらいということを指導しなくてはならない。この点において日本国内での学習者は生活圏にカタカナ表記の言葉が溢れている状況を体験しており、意識の上での問題は少ないと考えられる。

Ⅱ. 今日の日本語に見る“外来語”

本章では近年懸念される“外来語の氾濫”の実態を国立国語研究所の外来語の調査結果と第19期国語審議会の記録を元に検討する。現在市販されている日本語教材の内容も併せて検討し、学習者の直面する問題を考える。

Ⅱ-1. 日本人の“外来語”

国立国語研究所が「国語に関する世論調査」の中で「外来語の定着度調査」（2002年）を実施した。国内で問題視されている“外来語の氾濫”の現状に関する調査である。理解率、認知率、使用率と3種類の項目がたてられた。各項目で順位こそ異なるが上位3位となったのが、「ストレス」、「ボランティア」、「リサイクル」の3語であった。これらが現在の日本社会に最も馴染んでいる“外来語”であると考えられる。特に「ストレス」は3項目全てにおいて1位であり、かつ回答率が90%を超える唯一の言葉でもあった。

筆者は、これらの言葉の使用法をインターネットの検索サイトGoogleを使用して調査した。使用言語を日本語のみとし、検索範囲をwebページの本文のみに限定した上で検索を行った。表1はその検索結果をまとめたものである。

表1 定着度が高いとされた“外来語”のネット上での使用状況

	総該当件数（件）	閲覧可能数（件）
「ストレス」	2,570,000	869
「ボランティア」	1,970,000	883
「リサイクル」	2,700,000	990

「閲覧可能数」とは、システム上1次検索キーワードに加えより細かく検索するための2次キーワードを入力する必要があるものである。この検索後にそれぞれの言葉の後ろに続く言葉を上位五語までまとめたものが表2である。

表2 二次検索の結果

	1	2	3	4	5
「ストレス」	～解消	～と	～を	～の	～に
「ボランティア」	～活動	～募集	～センター	～の	～情報
「リサイクル」	～ショップ	～の	～トナー	～法	～システム

この検索でそれぞれの語に続く言葉のうち“外来語”が占める割合を調べたところ、「ストレス」は94語中30語で約32%、「ボランティア」は136語中44語で約32%、「リサイクル」が175語中63語で36%となった。どの語も3割前後の割合で“外来語”を伴って使用していることになる。この結果から複数の“外来語”を組み合わせ使用している実態をみると、いかに日本語への定着度が高さが垣間見れるだろう。

しかし、前述のような調査だけでは対象数が少な過ぎ、結論を導くのは難しい。そこで1989年に国立国語研究所が行ったテレビ番組（NHK、民放）内で使用される話し言葉の調査では、和語68.6%、漢語18.3%、外来語4.5%、混種語8.6%という結果があり全体から見るとあまり多くはない。ところが、番組のジャンル別にみるとF-1の実況中継やアイドルの出演している音楽番組、ファッション番組などは20%を超える割合を示している。他にも同種の調査が行われており、野村雅昭が1960年版と80年版

の『現代用語の基礎知識』を比較したところ、この間に増加した語の58.2%が外来語で、実質的語数は1093語にものぼった。ちなみに同調査で漢語が27.7%、和語は12.7%であった。もちろん『現代用語の基礎知識』が時代に即した言葉を主に取り上げるという性格を考慮すべきではあるが、それでも非常に多い数字である。こうしたことから日本人の“外来語”への依存度の高さと定着度の高さの理由が見えてくる。

Ⅱ-2. 新たに出現した“外来語”

日本語の中の“外来語”は日々新たに生まれ、流入するが、全てが残るわけではない。近年は特に流入量が多すぎて、言葉の自然淘汰が追いつかず、日本語の中に溢れかえる状態にある。そうした状態を危惧する声上がる所以である。その中で国立国語研究所は公的機関や各メディア、そして日常生活なども考慮し、あらゆる場面で使用されている“外来語”176語¹⁰⁾をピックアップし、それらの“外来語”の言い換え案を作成し公表している¹¹⁾。平成14年の外来語委員会発足以降現在までに4回の言い換え提案が提示され、詳細は国立国語研究所のHP¹²⁾で示されている。

リストアップされた言葉の中には、意味や使用法が分からない言葉や出自が和製語も含まれている。その中で理解率が「全体」・「60歳以上」双方で高い数値を示したのは、「デイサービス」、「ケア」、「インパクト」であった。逆に理解率が低かったのは「アーカイブ」、「アウトソーシング」、「アイデンティティ」などの数語であった。理解率の高い言葉に対しても言い換えを行った方が良いのか。既に定着しつつあるならば、そのまま見守った方が効率的ではないか。準備は必要かも知れないが、日本語学習者にとっても日本人にとっても新たに覚えたり慣れたりする負担をあえて増やす必然性はないと考える。

“外来語”の一種としてカタカナで表記される和製語の存在についても見ておこう¹³⁾。これらは容易に日本語であると分かるものから、特定の業界の専門用語がそのまま広まったと思われるものまで多岐にわたる。こうした言葉は基本的に原語の文法体系¹⁴⁾を無視/逸脱し、日本語として見栄

えの良さや使い易さを得るために作られている。代表的なものに「ナイター」、「ホームドラマ」、「サラリーマン」など日常よく耳にするものから、上記の「デイサービス」や「アイドルリングストップ」のような目新しいものまで様々である。こうしたものの中には日本人にとっても馴染みの薄いものもある以上、学習者にとっては更に大きな負担になることを教師は勿論、周囲の人も意識の片隅に置いておくべきだろう。

Ⅱ-3. 日本語教材の中の“外来語”

ここでは前述した3語（ストレス、ボランティア、リサイクル）が市販の日本語教材の中で取り扱われているか、何時ごろ出現し、またこれら以外にどういった“外来語”が含まれるかを7冊のテキストで調べた。使用したテキストは国内でのシェアの大きい『みんなの日本語 1』、『みんなの日本語 2』、とそれに継ぐ『げんき 1』、『げんき 2』である。更に比較のため、英語話者向けテキストである『Basic structures in Japanese』、『Japanese for Everyone』、『A course in Modern Japanese』である。その結果、『げんき 1』の読解の8課に「ストレス」、『みんなの日本語 2』の読解26課に「ボランティア」、同32課に「ストレス」が出ているだけだった。日本人に馴染みの“外来語”だが、日本語学習—特に初級段階—にはあまり必要性や魅力が無い言葉のようである。

7冊の教材で出てくる“外来語”の初出状況をまとめたのが表4である。

初期段階に学習単語として出てくるものは精神的、観念的なものよりも日常生活により密着した言葉が多いことが見て取れる。

この中で英語系の2冊にでてくる「アパート」、「レジ」、そしてドイツ語出自の「アルバイト」の3語に注目したい。これらは省略語であり、日本語特有の使用法をする言葉であるにも拘わらず1課などの前半部で既に学習単語に入っているということは教材作成者が日本国内での生活における使用を想定している表れだろう。他に教科書毎の総単語数に対する“外来語”数の割合を調査したところいずれの教科書も概ね10%前後となった。

表3 日本語教材に見る外来語

教材名	課数	“外来語”
みんなの日本語 1	1 課	エンジニア
みんなの日本語 2	1 課	デザイン
げんき 1 会話文法編	1 課	地名 (ハワイなど)
〃 読み書き編	2 課	〃
げんき 2 会話文法編	13 課	アルバイト
〃 読み書き編	13 課	ホストファミリー
Basic Structures in Japanese	2 課	アパート
Japanese for Everyone	1 課	パスポート
A course in Modern Japanese	1 課	レジ

表4 日本語教科書ごとの収録外来語割合

教科書名	外来語数	収録単語数	割合 (%)
みんなの日本語 1	82	970	8.5
みんなの日本語 2	161	1700	9.5
げんき 1	109	1000	11
げんき 2	185	1900	9.7
Basic in Structures Japanese	157	1000	16
Japanese for Everyone	215	2300	9.3
A Course in Modern Japanese	84	760	11

次に学習者の多くが受験するであろう日本語能力検定試験の内容との関係を見ておきたい。旧検定試験形態の1級から4級において出題されたことのある外来語はおよそ500語¹⁵⁾、この中には英語以外にもフランス語やオランダ語、ドイツ語、和製英語等が含まれているが、約9割が英語出自のものである。入門レベルの学習者が受ける4級でも60語以上出題されることがある。実際に出題されているのは、やはりテキストにも出るような日常生活に密着したものである。上級レベルの1級では200語以上が出題

され、その中には、「する」を後ろに伴ったサ行変格活用動詞として使用されるものや、具体的なモノや動作ではなく、性格や概念なども含まれている。

Ⅱ-4. 国際社会の中の日本語

国際化の時代、日本への入国者数¹⁶⁾は年々増加し、国籍も多様となっている。それに伴い世界での日本語学習者数も増加している。それは日本語能力検定試験受験数の推移¹⁷⁾から容易に推定出来ることである。現在では全世界で30万人を超える人々がこの検定を受検しており、もはや日本語がただ国内にて日本人同士でのみ通用すれば良いという考え方は時代に沿わないものだと言える。

国語審議会の答申からもそうした状況に対処する姿勢が伺える。特に2000年の答申は「国際化に伴うその他の日本語の問題（第三項）」として“外来語”に焦点を当てている。まず挙げられているのは日本語内における“外来語”・外国語の増加の問題である。この中で既に日本語として定着している言葉—ラジオ、テレビ、トイレなど—や、ある特定の分野の専門家間で使用する言葉—オゾン、インフラなど—、“外来語”や外国語にすることでイメージの変化を図る場合の職業名といった言葉はそのまま使用できる場合が多いが、新たに流入した言葉で明確な情報を与えにくい言葉が急激に増えていることが問題だとしている。そのような言葉が増え続けると「高齢者層とそれ以外の年齢層の間での意思疎通が図りづらく」なったり、「日本語を介してのコミュニケーションが阻害」されたり、「伝統的な機能を有する和語や漢語の軽視につながっ」たり、「日本人と外国人双方にとっての言語学習の妨げにもなる危険性」があるとしている。中でも注目したいのが言語学習に与える影響である。“外来語”の増加は、外国人学習者にとって学習項目の増大に直結する問題であるばかりでなく、日本人の外国語学習者の学習を阻害する—国内で使用している“外来語”・外国語が新規学習言語の習得を阻害する—と言われている。先述した通り、現在使用されている“外来語”・外国語の多くがその出自となっ

た言語との間に意味のずれや拡大・縮小・変化が生じている。また日本国内では当たり前のように入使用されている言葉が実際は和製語であるため、その原語では全く通用しない場合もある。このような観点からも外国語・“外来語”が単に増加するだけの状態を見直す時期が来ていることが分かる。

Ⅱ-5. “外来語”と外国語

現在の日本語内の“外来語”は前節末にあるように、その表記にゆれ幅や省略があると同時に、意味も原語より縮小・限定されたり、全く別のことをさす場合も出てきている。ここではそうした“外来語”と外国語の関係について検討する。

この中で「表記がゆれる」という点に着目すると、長音記号をつけるか否か、「ヴァ」か「バ」かといった違いがある。「モニタ」と「モニター」、「コンピュータ」と「コンピューター」、「ヴァイオリン」と「バイオリン」、「コミュニティ」と「コミニティ」などはしばしば見かける。意味が原語と異なる言葉も多い¹⁸⁾。例えば若者言葉やテレビ、雑誌などのメディアで聴かれる「テンション (tension)」や「ダイエット (diet)」などは、表記のゆれは少ないが、意味に関しては、問題はそれほど簡単ではない。学習者が国内で生活している場合でも、それらの意味や使用場面を正確に理解するのは困難を極めるのではないか。

例えば、上記の「テンション (tension)」という言葉は原語である英語では「張る」というイメージで、強弱で表されるが、日本語では「上がる」「下がる」ものとして認識される。また日本語ではこの「テンション」の前に「ハイ (high)」をつけて「ハイテンション (high-tension)」とする表現がある。精神的な興奮状態を表すが、原語にはそういった意味は見られない。同じ意味を原語で言うならば「hyper」や「excite」が用いられる。確かに「ハイテンション」という表現は原語にもあるが、高圧電線などに用いられる¹⁹⁾。他にも近年の国内での災害時などによく耳にする「ライフライン (lifeline)」という言葉がある。日本語では生活に必要な電

力、水道、ガスなどの機能を指すが、原語では緊急救助の際の救命索という意味あいで使用されるのが通常である²⁰⁾。また「ダイエット(diet)」という言葉も日本語では「減量」という観念の方が強く、原語にあるような日常的に口にする食物や、食事療法といった医療などに関わるイメージはあまり持ち合わせていない。

前章、本章を通して“外来語”の定義、分類とその歴史的変遷、そして現在のあり方を日本語母語話者と国内の学習者双方の視点で考察してきた。また、“外来語”の日本語における捉えられ方と日本語教育における捉えられ方も考察した。しかし、これはあくまでも日本国内という限定の上での考察である。そこで次章でこれまでの知見を土台に、英語を母語とする学習者の状況を、筆者の海外における現地調査を絡めた上で考察していく。

Ⅲ. 海外における日本語教育事例とその中にみる外来語 フィリピン、セブ島での調査をもとに

以下は本稿作成にあたり、海外における日本語教育現場の一事例として2005年9月から10月に掛けての約1ヶ月間、フィリピン共和国ビサヤ地方のセブ島にて行った現地調査に基づくものである。調査方法として、後述にて詳細を記すが教育機関での授業及び教材の考察を主として行い、インタビューを実施した。

Ⅲ-1. フィリピンの言語事情

フィリピンには国語であるフィリピン語とタカログ語²¹⁾、セブアノ語²²⁾など8大言語と呼ばれる主要言語があり、それ以外に少数派言語が数多く存在しており、全部で80種²³⁾ほどの言語が使用されている。これら諸言語の多くはフィリピン諸語²⁴⁾に属し1つの言語が起源とされているが、これら諸言語の多くは現在では共通の意味の単語がわずかに見られる程度の類似性（厳密に言えばニュアンスや印象、使用場面などが異なる）が残されているだけで、それぞれの言語の独自性が強くなっていて、相互の互換

性を求めるのは不可能な状態にある。このような現地特有の土着語以外に、フィリピンでは英語も日常的に使用されており、公的文書は全て英語ないしはフィリピノ語で書くことが通例となっている。

今回調査に訪れたビサヤ地方セブ島では、日常生活においてセブアノ語（ビサヤ語とも呼ばれ、両言語は若干異なる部分を有するため区別されることもある）と英語、フィリピノ語の3言語を併用している。しかしこの3言語、特にセブアノ語に関しては現地の人々は日常会話での使用、つまり話し言葉としての使用がほとんどで、筆記するのは簡単な名詞や指示表現だけである。現地の人々に言わせればセブアノ語は会話でコミュニケーションするための媒介であり、筆記には英語を使用すれば良いと考え方している場合が多い。そのため近年ではビサヤ語を使用してきた年配の人でさえ複雑な表現の文章をビサヤ語では書けなくなっている。彼らは、話し言葉で書かれる日々のメールや手紙といったものから、書き言葉による公的文書作製まで、幅広い範囲で英語を使用している。彼らの英語の運用能力が非常に高いものであるといえる。

このように英語以外の言語を日常的に使用しながらも、英語を自在に使用することのできる彼らは本稿の研究対象に相応しいと考え現地調査の地として選んだ。以下はその調査にて得られた情報とその考察である。

Ⅲ-2. 現地における日本語教育の現状

現地における日本語教育の状況を調査するにあたり、規模が大きくまたセブ島でも最も歴史の長いサン・カルロス (Sun Carlos) 大学 (私立) と、極めて小規模で個人の運営しているボランティアの新しい日本語教室という、対照的な2つの教育機関を訪れた。

まず現地の日本語教育の現状を概観しておきたい。顕著であったのは、教材の貧しさである。大学では、教師が日本国内の日本語教育機関（日本語学校や大学など）で学習した経験があり、かつて彼らが使用していたテキストをコピーして学生に使用させていた。しかし、教師が学習していたのが20年以上前であることも多く、現在と比べるとテキスト内の文章表現、

文法説明に若干変化が生じていると考えられる。個人の教室は学習者のレベルがばらばらで、初級以前の入門段階の人も出席しているため日本から取り寄せたテキストだけでは不十分で、教師が自作のプリントを用意し、日本語の基本となる仮名の読み方、書き方などといった基礎な訓練をしている状態にあった。

書店で市販されている教材²⁵⁾についても、大半が1対1の意味の対応形式の単純な辞書であったり、日本に滞在する人用の日常生活用語、会話用例集や旅行用会話練習本であった。動詞の活用を集めた教材らしきものを見かけることもあるが、こうしたものは非常に高価で、現地の人々の一般的な収入では容易に購入できる価格ではない。独学での習得の難しそうなものも多く、加えて、こうした書籍のほとんどに日本語の文字、つまり“漢字”は勿論“ひらがな”や“カタカナ”さえ使用されておらず、日本語に相当する部分がヘボン式ローマ字表記²⁶⁾によって記載されているものが圧倒的に多い。

日本語を独習する点でもう1つ問題なのが市販されている視聴覚教材である。日本語に限らず外国語を独学で聴解練習をする、すなわち“聴く”訓練をする教材が全くといっていいほど見当たらない。こうした点を鑑みると、訪問した私設の日本語教室の場合は教師が母語話者（日本人）であるため学習者が自然な発音を直に聞く機会は十分に与えられており目立って大きな問題がないが、今回の調査対象となった大学の日本語の授業の担当教師の多くは現地人であった、彼らの発音やアクセントにはやや違和感を覚える場面が何度かあった²⁷⁾。そうした誤りの中には母語の音韻体系の影響と考えられるものが至るところに散在しているように思われた。

Ⅲ-3. 学習機関以外にみられる日本語とその明暗

今回調査を行った、現地教育機関以外の人々の日本語についてであるが、彼らの多くは若干の日本語に関する知識（単語レベル、特に挨拶や返答の決まり文句）を持っていることが多い。彼らの職業柄日本人に接し、生の日本語を聞く機会が得られるためであったあり、親族や友人に日本人がい

たりするためである。しかし率直に言えば、そうした彼らの日本語の運用レベルは高いとは言い難い。彼らの中には日本人旅行者などを相手にジョークやユーモアを交えながら会話のやり取りが出来る人も存在している。調査中の印象に強く残っているものに、ある現地人ガイドとのやりとりがある。彼は旅行者に「いつも仕事をたくさんしているから、もうすごいお金持ちだね」と言われて、すかさず「いえいえ、私はお金待ちですよ、ほんとに」と笑いながら返事をして日本人の笑いを誘っていた。

彼が日本語運用能力を習得したのは、現地で市販されている現地人用サバイバルジャパニーズの本を片手に日本人旅行者に積極的に話しかけコミュニケーションをとることで、文章の用法やアクセント、ニュアンスを1つ1つ学びとっていくという実に根気のいる作業の繰り返したのだという(?)。彼曰く、日本人客は旅先という状況と外国で日本語を聞いた嬉しさからか、拙い日本語にも比較的丁寧に返事をしてくれたり、誤っている箇所を訂正してくれたりするという。

この例に挙げたようなガイドの場合、目的はある程度充足されているのかも知れない。だが、一段上の日本語学習を目指す場合は、市販されている教材のように日本語の文字の一切記載されておらず、処々に誤植のあるテキストを使用して学習していくことは後々多くの問題を残すのではないだろうか。つまり、こうしたジョークやユーモアで会話できる人々でも“聞く”、“話す”の2技能は堪能であっても、“読む”、“書く”に関しては全く出来ない。今回の調査に限って言えばこのガイドのような人々が圧倒的に多かった。特に“書く”という技能、技術に関しては出来ない人ばかりが目についた。日本語を“書く”ことが必要とされないため彼らも練習しようとしないうえ、練習して仮に書けるようになったとしても、それが正確なのかどうかを判別する手段が無いということで、練習も中途半端のまま放置してしまう場合が多いようである。

上記のようなサービス業に従事している人々のもう1つ別の事例として、現地の日本食レストランの店員にみられる日本語の習得方法があった。それは徹底した一音一音、一文一文ごとの反復暗誦練習である。レストラ

ンのオーナーの意向で接客用語、作法を日本の同業種のスタッフと同程度のレベルにするべく、全ての従業員に開店前に繰り返させているとのことである。接客用日本語と対訳英語リストを作成し動作付で練習させている。これ以外に日本語を1音1音明確にさせるために、放送業界などでもよく見られる割舌のトレーニング（1音ずつずらして読む訓練など）を開店前に1～2時間毎日欠かさずに行っているという。このような人々の日本語の習得は、総じて4技能（話す、聞く、読む、書く）全てを満たすものではないが、接客用という一点においてコミュニケーションをとるための言葉としてのその機能を十二分に満たしているものと考えられる。

またフィリピンという国は出稼ぎ労働者が非常に多い国でもあるが、そうした状況が招いたもので“ジャパユキさん”という言葉が生み出された事実がある。タレントという名目で日本に来日した数多くの人々が日本で生活しているうちに身につけた日本語を本国に戻った後も使用する、または周囲もそれを聞き覚えるという形で日本語が広がっていくことがある。そうした日本語は女性が男言葉を使用したり、誤った発音のまま広まってしまう、など誤用が多い。勿論、先述の旅行ガイドやレストランスタッフなどフィリピン国内で日本人を相手にする仕事に従事している人々の間でもそうした誤りが無いわけではない。一度そのようにして広まってしまった誤った日本語は、そう容易には正しい形の日本語に直されることなく誤ったままの姿の日本語がその地に残ってしまうのである。

Ⅲ-4. 母語による日本語の発音への影響

本節は先述の現地日本語学習者の母語による影響について考察する。

現地使用言語は主に土着語のセブアノ語またはビサヤ語で、公用語である英語とフィリピン語、特に英語は筆記で使用される場合が多い。言語類型的にはこれらの言語はフィリピン諸語に属し一つの言語が起源とされている。また、これらの言語は国の歴史的背景²⁸⁾によりスペイン語の影響を色濃く受けている。

音韻体系として基本母音は“a”、“i”、“u”の3つであるが、スペイン語

からの借用を加えた場合“e”、“o”の2種類が加わりスペイン語と同数²⁹⁾になる。子音の数は日本語より5つ多い14種類 (p, t, k, b, d, g, m, n, ng [ʔ], s, h, r, l, [ʔ]³⁰⁾である。こうした音韻体系の言語使用者が日本語を発音する際の問題になるものの一つに日本語の母音の“i”と“e”、“u”と“o”の2種類の音の区別である。これら2種類の音を彼らに発音されても日本人は区別できないことが多い。大学などの教育現場でも一音一音ごとの発音であるならば、その都度教師が誤りを見つければ適宜指導して改善させることは比較的容易であるし、一般的な会話の場合はそれまでの流れから誤用であったとしてもある程度予測することはできる。しかし、彼らからこの単語の発音が正しいか否かを尋ねられた際、まず媒介語を使用して意味内容の確認が必要になる。1つの文として発話された場合にも、その中の言葉や何を言いたいのかを確認しつつ、発音やアクセントを教える必要がある。この母音の判別が難しくなって聞き取りにくくなる現象の具体的な単語例として、[にく] [niku] ⇔ [ねこ] [neko] となったり、[かぎ] [kagi] ⇔ [かげ] [kage] と発音してしまうのである。

2つ目の問題に、日本語の発音に際し“h”の音の欠落が目立つ。特に語頭に“h”の音が来た場合は頻繁に欠落する。これは英語などの言語に見られる特徴であり、また彼らが日常的に英語を使用しているために起こり易い誤りではないかと思われる。日本語で言えば、[ひゃく] [hyaku] が [やく] [_yaku] と聞こえてしまう。同様に、韓国人学習者などにもみられる傾向だが、つ (tsu)”の音が“ちゅ (tʃ)”、“い (i)”の母音”の後に“え (e)”の母音が連続する場合に通常とは逆になるが一種の母音調和を起こし前の母音が後ろの母音に引っ張られて変化する。例とこともある。“にねん (ninen)”が“ねねん (nenen)”となってしまうのである。

Ⅲ-5. 母語の影響の可能性

前節にて表出したセブ島の学習者の日本語の発音での問題点を踏まえた上で、英語のみを母語とする学習者が日本語を、特に“外来語”を発音、使用としたときこういった問題が表出するのかを考えてみる。

外国語が日本語の“外来語”としてのかたちを得るまでの経過

例：bag(bæg) [b æ g]

1. 開音節化 u

2. 促音の挿入 Q

3. 母音の日本語化 a

4. 子音の日本語化 b g

5. アクセントの日本語化

┌
b | a Q g u

6. カタカナ表記 バ ッ グ

7. 促音の後続子音の

無声化 ク

8. カタカナ表記完成 バ ッ ク

日本語教育指導参考書16 外来語の形成とその教育 3章より抜粋

そもそも外国語—ここでは英語—を“外来語”に変化させるには、幾つかのプロセスを辿る必要がある。まず日本語と英語では音韻体系が開音節 (open syllable) と閉音節 (close syllable) と異なるため、日本語化するために元の英語の言葉を開音節化する必要がある。また、学習者が直面する問題に子音と母音の数の違いがある。英語と比べ日本語は子音、母音が少ないため、本来は異なるはずの音を強引に日本語に合わせ変化させる必要がある。例えば、日本語に“l”と“r”の音の区別が無いのに対し、原語である英語には“l”と“r”を持つ言葉—「light (l?it)」と「right (r?it)」など—が数多くある。しかしこれらの言葉を日本語に変化させればどちらも「ライト (raito)」と“r”で表記するラ行の音で表記され同音異義語として扱われるの。このような子音の変化によって生じた言葉は英語を母語とする学習者からすれば、本来全く別の意味を持っていた別の言葉が同じ表記、同じ音に変化してしまうため、使用に際しての困惑は避けられない。

Ⅲ-6 セブ島の学習者の場合

英語のみを母語とする学習者の日本語の発音への問題を見てきたが、セブ島の学習者のように英語以外にセブアノ語やフィリピン語も使用できる場合はどうであろうか。調査の際には特に目立った母語の影響は発見できなかった。単に筆者が耳にしなかっただけだという可能性もある。日本語を発音する上での問題点が見つかった以上、同じ日本語の音韻体系の中にある“外来語”も既出の障害または新たな障害に直面するはずである。しかし、耳にしなかったという事実も考え方によっては、彼らの使用する“外来語”が日本人にとって自然な日本語のように聞こえている可能性があるということではないか。

そこで上記の英語のみを母語とする学習者と比較する形で一つの仮定を設けた。彼らの“外来語”の習得（文字であるカタカナを覚えること）が困難だとしても、その発音が日本語として自然に聞こえ、かつ比較的容易にそれを行うことができると仮定した場合、その理由は一体どこにあるのだろうか。

この仮定に対するアプローチとして、彼らの使用する言語の音韻体系を比較する方法が考えられる。実際に比較してみると英語は一般的に閉音節（close syllable）に富む言語であるが、逆にセブアノ語は日本語と同様に開音節（open syllable）に富む言語ではないか。この根拠としてセブアノ語に影響を与えているとされるスペイン語は、開音節に富む言語と言われている。仮にそうだとすれば“外来語”が日本語としての形で表れるまでの経過のうち、最初の開音節化をした状態に近い音の認識を彼らは既に持っている、もしくは作ることができると考えられないか。これは英語の言葉の音をセブアノ語的な音韻で捉えているということであり、最初から日本語の音韻で捉えているということではない。つまり英語を日本語の“外来語”として取り込むときと同様に、セブアノ語でも似たような方法を用いて“外来語”を作り出した上で、その音を認識している、という考え方である。

更に2次的アプローチとしてセブアノ語の文字の読み方がいわゆるロー

マ字読みに比較的近いという点に着目する。日本語への経過の3番目の母音の日本語化の際に幾つか統合される英語の母音があるが、そうした問題をクリアできれば彼らは、若干英語的アクセントが言葉によって残るかもしれないが、その時点で既に日本語の“外来語”に近い形で発音することができるのではないか。そのため、彼らが“外来語”を発音したものを日本人が聞いてもそれほど強い違和感を覚えずに受け入れることができるのではないか。また、仮にここまでで示したことが事実であるならば、英語を出自とするもので、なおかつ日本人が日常的に使用する“外来語”の存在はセブ島在住学習者にとって一特に初級段階の学習者の一会話表現において使用できる語彙量の増加に直接繋がるものである。同時に使えれば使える分だけ日本語の表現の幅が広がるという側面も併せ持つと考えることもできるだろう。

では、冒頭に挙げた仮定が全く逆であったならばどうなるだろうか。つまり、セブ島在住学習者が話す“外来語”が原語である英語的発音やアクセントが抜けておらず日本人がそれを聞いてもおおよそ聞き取りづらいまたは聞き取れない場合に、それは一体どういった理由で起こるのか。またどのようにすれば、それを克服していけるのか。

この場合、英語を日本語化する際の手順を最初から順に踏んでいくことで学習者も日本語音での“外来語”を発音することはできるようになるだろう。しかしセブアノ語は母音の数が日本語より2つ少ない状態で認識されている場合もあり、仮にスペイン語の影響により彼ら自身が5種類と数えたとしても、この仮定をたてるに至った理由であった発音の判別の問題がある。先述の通り、彼らは“i”と“e”、“u”と“o”の区別がしづらい。そのため、まず学習者に日本語の母音の5つのそれぞれの音を聞き分け、言い分けさせる訓練が絶対的に必要となる。その際に注意したいのが、日本語にある同音異義語である。これは和語や漢語に限ったものではない。上に例にあるように「右」と「照明」の「ライト」は表記も音も1つなのである。他にも「手首」と「表、一覧」も「リスト」で、点火に使用する「ライター」と物書きの「ライター」という具合に1語で表記される“外来

語”は幾つかある。他にも、「ペン (pen)」と「ピン (pin)」など別物になってしまう“外来語”も存在する。勿論、これら全てを日本語で使用する訳ではないし、出自が英語の“外来語”であれば頻繁に起きる誤用ではないが、こういった言葉に対する知識と練習は必要だろう。その上で、日本語の発音や表記の練習をする方が良いだろう。

まとめ

本稿では英語母語話者対象の日本語教育における英語起源の外来語の扱いについて国内外双方の視点で考察してきた。結論から言って国内外の学習者の置かれている状況を比較した場合、明らかに国内の学習者に対して“外来語”が供給過剰の状態にあると言わざるをえない。これら“外来語”は学習者を困惑させる可能性を多分に有する日本語の一要素であると考えられる。これは教育現場の内外を問わず当てはまることである。それでも教育機関側ではある程度の選定を図り、学習者への負担を軽減している。

教育現場が学習項目量を軽減しているという事実は、市販の教科書に見え隠れする作成者側の“外来語”に対する意図から推測できる。学習項目の内容が国内での実生活に密着したもの、日本人との対人関係を築く上で必要になると考えられる表現は積極的に盛り込まれているが、“外来語”をみだりに使用しないというような意図がうかがえるからである。国内の教育機関に関しては“外来語”に対する姿勢を明確な形で調べることは出来なかったが、指導参考書やインターネット上などに見られる様々なコラム、使用している教科書に掲載されている学習項目をもとにすれば、そこからあまりにも逸脱したカリキュラムが立てられているとは考えづらい。そうした点から教育機関側でもある一定の“外来語”に対する選定、線引きがなされていると推定されるのである。

そうなると供給過剰の明らかな原因となるのは日常の社会生活ということになる。国内で生活する学習者は嫌がおうにも経験する状況にある。周囲の日本人の会話や、テレビ、新聞、広告、雑誌などのメディア媒体を通して日々“外来語”を日々見聞きせざるをえない。彼らを取り巻く“外来

語”の状況は「氾濫」と呼ばれ、実際、政策として“外来語”の言い換え案が提示されてもいる。日本人の間でも新聞や雑誌の記事、テレビ番組などで日本語を取り上げる機会が増えており、全体的に日本語や“外来語”に対する見直しの動きが母語話者である日本人に頻繁に見られるようになっている。このことから膨大な量の“外来語”が我々の周囲に溢れている状況が浮かび上がる。

その一方で海外の日本語学習者に関しては、国内の学習者とは対照的に、周囲に“外来語”があまり存在せず、接する機会は圧倒的に少ない。しかし、その分学習者が得る“外来語”の語彙量が学習項目を選定する学校や教師に委ねられる形となり、全体としての不足は否めないが必要最低限を学習することができるだろう。教室や学校などの学習機関以外で“外来語”やその他の日本語を知る方法はインターネットや輸入書籍を購入するくらいしかない。他に機会は少ないが、日本人の友人などを通して日本語を学習することも可能である。このように個人の置かれた環境の違いは、“外来語”をはじめとする日本語の語彙量の差を生んでしまうのである。この差が、授業などで露呈することで学習者の意欲減退などの影響を及ぼすこともある。

また、国内外両者の環境の大きな差が露呈するものに日本語の発音の学習が挙げられる。国内であれば教師は日本人で、標準的な日本語の発音を直接聞く機会は当然のように与えられ、学習者が正しい発音を習得しやすい環境にある。その上、教師によって発音指導も適宜に比較的容易に行えるはずである。周囲の環境も全て日本語主体で、日本語漬けの生活を送ることで聴解力を鍛えることは容易である。だが、国外学習者の場合、全てが日本人教師の授業を受けている訳ではなく、発音の練習の点で不利が生じる。日本人以外の教師で、その教師自身の発音が日本語として不明瞭であった場合には、学習者が知らず知らずに誤った、もしくは日本人が聞けば違和感を覚えるような発音を正しいものとして習得してしまう。加えて、そうした教師からは発音の指導を受けることは難しい可能性がある。しかし、一見すると悪い面ばかりが目立ってしまう外国人教師の指導だが、

学習者からすればその教師に自分の日本語学習における完成形を見て取ることができるのではないか。その場合、学習者の向上心や意欲は格段に変わってくると思われる。

国内と国外の学習者を比較すると幾つかの点を除き国内の学習者の方が日本語学習の環境に恵まれている。それは、本稿のテーマである“外来語”に関しても同様で、学習者はどれだけ日本人が好んで“外来語”を使用しているか、どういった使用法や発音をするのかなど様々な情報を身をもって体験し、習得することができるからである。だからこそ国外の学習者もだが、国内の学習者に“外来語”に対する考えを出してもらい、学習者にとっても母語話者にとってもより良い日本語を歩んでいければと考える。筆者の今後の課題としたい。

- 1) 本稿は2007年宇都宮大学大学院国際学研究科に提出した修士論文に加筆修正したものである。ご指導いただいた吉田教授、調査にご協力いただいた多くの方々に謝意を表したい。
- 2) 『言語学大辞典』（三省堂、1988、196-197）第6巻によれば、「日本の外から来た語」の意「完了の時称をもってとらえられた外国語の語彙をいう日本に固有の歴史的概念」である。
- 3) 古代から日本は中国との政治的経済的文化的な繋がりにより、多くの言葉がこれを表象する漢字と共に日本語に流入して来た。それらは今日の日本語の基本語彙の中でも数詞や慣れ親しんでいる慣用表現など不可欠な部分を占めており“漢語”という別称を当てられている。本稿では、これらの言葉と区別する意味で近代音の中国語に限定する。
- 4) 社会的要因から優れていると考えられる方言を“標準語”とし、それ以外を“地域方言”として捉えるもの。
- 5) [disuku] の日本語音「u」の音は本稿では“u”で表記する。
- 6) “外来語”を東洋外来語と西洋外来語の2種とする捉え方もある。
- 7) 国内の大学、高校、専門学校の卒業者数は1901～39年で1万名以上に達したとされている。
- 8) 長沼直兄が1923年より開始し、この際に作成した教材が後の31年『標準日本語教育読本』として出版された。
- 9) 国立国語研究所 第11回国際シンポジウム『世界の〈外来語〉の諸相』より相沢正夫氏の講演「日本における「外来語」の状況」の報告書から抜粋。
- 10) 国立国語研究所の提案する言い換え語の理解率順のリストについては http://www.kokken.go.jp/public/gairaigo/Teian1_4/iikaegotou_rikaido.html 参照。
- 11) 平成14年の外来語委員会発足以降現在までに4回の言い換え提案が提示され、詳細では国立国語研究所のHPで示されている。
- 12) <http://www.kokkoken.go.jp/public/gairaigo/> 参照
- 13) “外来語”の出自の多くが英語であるため和製英語と称されている。
- 14) 「スキンス プ」は「スキン（自立語）」と「シ プ（接尾辞）」という文法にのっと

ってできている稀な組み合わせである。

- 15) <http://web.ydu.edu.tw/~uchiyama/data/index.html>参照
- 16) <http://www.moj.go.jp/PRESS/060406-1/figure01.html>参照
- 17) www.jpf.go.jp/j/about_j/press/dl/0145.pdf参照
- 18) 但し、この表記という点に関して言えば、現在一定の基準が国によって設けられており、あまり大きな問題とならないと思われる。
- 19) しかし実際に日本語ではTVゲームの中にさえそうした表現が出てきている。このように使用されれば、子どもは知らず知らずのうちにこの日本で作り上げられた意味の方を覚えてしまう。
- 20) 「ライフライン」は外来語の言い換えリストに入っており通常「生活線」と訳される。その他、命をつなぐものという意味で「生命線」、それらを比喩的に表す場合は「命綱」、電気・ガス・水道などの供給路であることを明確にする場合は「光熱水路」となる。この言葉は日本語に浸透しており先の調査からも高い定着度が見られるが、高齢者層での定着度が少ないことから、言い換え案に盛り込まれたものと思われる。
- 21) 一般的にはフィリピン語とタカログ語は同義に考えられているが、実際にはタカログ語の一方言を政府が標準語として定め、1987年にフィリピン語として国語化した。
- 22) 呼称は地域により若干異なる。ビサヤ語、セブ語などある。
- 23) 別の捉え方もあり、そちらの場合は170種になる。
- 24) オーストロネシア語属に分類される
- 25) 本稿末に添付資料として一部を掲載
- 26) 現在ではヘボン式（標準式）、日本式、訓令式の3種がある。
- 27) 勿論、そうした違和感を強く覚えさせるかどうかは彼ら個々の日本語運用能力によるものである。ある教師のそれは非常に高く日本人のそれと大差なく、日本人とのコミュニケーションも非常にスムーズに行えるほどである。しかし、そのように高い日本語運用能力を有する人でも時折アクセントがおかしくなったり、未だに発音が不明瞭であったり、口頭表現が不自然になる場合も見受けられた。
- 28) 中世の探検家マゼランの来航を経て、16世紀以降スペインの統治領となり、その後米西戦争の結果からアメリカ領になり、終戦後の1946年に独立を果たしている。また、げん国名である“フィリピン共和国”は当初の領主国であったスペイン国王フェリーペ2世の名前に因むものとされている。
- 29) 一般的な表記のされ方も同様で“a”、“e”、“i”、“o”、“u”となる
- 30) 最後の1つは活字の問題のため本稿では“?”で表記する。子音の別のカウントの仕方の場合には“p,t,k,b,d,g,m,n,ng [ʔ] ,s,h,w,r,l,y [j]”（※字には書かれないが声門閉鎖音もある）の15種（16種）になる

引用文献

webサイト

文化庁HP国語政策施策情報システム 内閣告示・内閣訓令 外来語の表記

<http://www.bunka.go.jp/kokugo/frame.asp?tm=20060606185757>

平成14年度「国語に関する世論調査」の結果

http://www.bunka.go.jp/1kokugo/14_yoron.html

各期国語審議会の記録 第22期国語審議会

<http://www.bunka.go.jp/kokugo/main.asp?fl=list&id=1000000520&clc=1000000500>

国立国語研究所__「外来語」言い換え提案に関する概要、リスト、等

http://www.kokken.go.jp/public/gairaigo/Teian1_4/index.html

国際交流基金HP 「海外における日本語教育」

http://www.jpf.go.jp/j/japan_j/oversea/index.html

日本語能力検定試験

www.jpf.go.jp/j/about_j/press/dl/0145.pdf

国際交流金日本語国際センターHP 日本語教材サイト「みんなの教材サイト」

<http://momiji.jpf.go.jp/kyozai/index.php>

法務省入国管理局

<http://www.moj.go.jp/PRESS/060406-1/figure01.html>

引用図書・文献

あらかわ そおべえ (1986) 『外来語概説』 (株) 名著普及会

石田 敏子 (2000) 『改訂新版 日本語教授法』

石野 博史 (1983) 『現代外来語考』 大修館書店

石綿 敏雄 (1983) 『外来語と英語の谷間』 秋山書店

———— (2001) 『外来語の総合的研究』 東京堂出版

亀井 孝ほか (1988) 『言語学大辞典 第6巻 術語編』 三省堂

———— (1988) 『言語学大辞典 第2巻 世界の言語編』 三省堂

国際交流基金・日本国際教育協会 (1994) 『日本語能力検定試験出題基準 [改訂版]』 凡人社

国立国語研究所 (1984) 『語彙の研究と教育 上下巻』 大蔵省印刷局

———— (1990) 『日本語教育指導参考書16 外来語の形成とその教育』
大蔵省印刷局

———— (1994) 『現代雑誌の語彙調査 - 1994年発行70誌 -』 国立国語研究所

———— (2005)『世界の〈外来語〉の諸相 標準化・活性化を目指す言語政策の多様性』国立国語研究所

———— (2006)『新「ことば」シリーズ19 外来語と現代社会』国立国語研究所

斎藤 純男 (2002)『日本語音声学入門』

社団法人 日本語教育学会 (2005)『新版 日本語教育事典』大修館書店

馮 富榮 (1999)『日本語学習における母語の影響 ―中国人を対象として―』風間書房

彭 飛 (2003)『外国人を悩ませる日本語からみた日本語の特徴』凡人社

日本語教材

スリーエーネ トワーク (2002)『みんなの日本語 1』スリーエーネ トワーク

———— (2002)『みんなの日本語 2』スリーエーネ トワーク

坂野 永理ほか (2003)『げんき 1』The Japan Times

———— (2003)『げんき 2』The Japan Times

青木 晴夫ほか (2000)『Basic structures in Japanese』大修館書店

Nagara, Susumu (1990)『Japanese for Everyone』Gakken

名古屋大学日本語教育研究グループ (2002)『A Course In Modern Japanese』名古屋大学出版

〔史料〕

近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳 (1)

「医師フィリップ・ヘーヒシュテッターの日記」(1597～1635年)

山本 健

Translation of a German Doctor's Diary
in Early Modern Augsburg (1)
— Das Tagebuch des Augsburger Arztes und Stadtphysicus
Dr. Philipp Hoechstetter, 1579–1635 —

Takeshi YAMAMOTO

The purpose of this paper is to translate a German doctor's diary into Japanese in order to study the mentality of a burgher in early modern Germany. This diary was written by Dr. Philipp Hoechstetter, and was edited by Josef Herz in 1976. This edition was titled *Das Tagebuch des Augsburger und Stadtphysicus Dr. Philipp Hoechstetter 1579–1635*.

The main points in this translation are as follows.

- (1) The Thirty Years' War broke out in Germany at the beginning of the 17th. Century. This war had a bad influence on the daily life of the burgher in Augsburg. Dr. Phillip experienced want of foods and suffered from the rise in the price of foods. Two-thirds of his children (10 persons) died young, of famine.
- (2) He was a Protestant. So he was dismissed many times from medical work in a charity hospital without notice by the Roman Catholic city

council. But when the Swedish troops(the Protestants' troops) advanced to Augsburg, he was reinstated at his old job. Thus the employment and dismissal obviously was caused by the religious conflict between the Roman Catholics and the Protestants in the Augsburg city council.

- (3) In spite of his misfortunes, he raised five children to maturity, and gave them education in writing, arithmetic, dialectic, Latin, sewing and other subjects. His firstborn son became a merchant; his third son, a doctor; and his fourth daughter, a pharmacist's wife.

In this research I examine the Lifecycle and the self-discernment of a burgher's family of Augsburg city around the turn of the 17th century in the future.

＜フィリップ・ヘーヒシュテッターの日記＞（1597～1635年）

目次

I. はじめに－ヘーヒシュテッター家について

II. 史料について－編者の序言より

III. テキストの邦訳

第1章 ヘーヒシュテッター家の家譜

第2章 フィリップ2世の青少年期

(A) 身内の不幸に関する出来事

(B) 教育・就職関係の履歴

第3章 フィリップ2世の結婚および家族（子ども）について

(A) 婚約と結婚

(B) 15人の子どもの誕生

＜以上、本号＞

＜以下、次号掲載予定、章タイトルは暫定訳＞

第4章 アウクスブルク市内外での政治経済状況

第5章	フィリップ2世の妻の親族について
第6章	フィリップ2世の子どもたちへの教育について
第7章	長男の手による補遺
索引	

(注記) ①訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、() は原語である。

- ② 各章やその小見出しも、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。
- ③ 本文の(注)は一括して末尾に、しかも各章ごとにまとめて記した。
- ④ 原文にない索引(人名、事項そして地名・国名)を本邦訳の7章の末尾に、独立した形式で新たに作成・付記し、掲載分冊番号とページ数を記した。

I. はじめにーヘーヒシュテッター家(Die Hoechstetter)について

まず、ここで邦訳しようとする『日記』の著者、フィリップ・ヘーヒシュテッター(Philipp) 2世〔1579～1631年〕は、近世都市アウクスブルクで医師を生業とした人物であった。彼の生家、ヘーヒシュテッター家について言及しておく。

同家はアウクスブルク市ではつとに有名な家系であった。それは、エルンスト・ケルンの表現を借りると¹⁾、ヘーヒシュテッター家はその繁栄と没落の点で、アウクスブルク市の他のいかなる商人よりも短時間で成し遂げた家系であり、それ故に同時代の人々から注目されていたからである。

同家の起源は、シュタウフェン時代〔1138－1254年〕の、ドナウ河沿いのヘッヒシュタット(Höchstadt am der Donau)〔アウクスブルク市の北西、約36kmに位置〕出身のミニステリアーレス〔家人〕の子孫である、とされている。13世紀末以降には、同家の一部の者たちはアウクスブルク市をはじめとして、その周辺諸都市に居住し、市民として存在していたことも確認されている²⁾。その中で、アウクスブルク市に居住したヘーヒシュテッター家の初期の状態について³⁾、当市の信頼できる史料である「徴

税簿」(Steuerbücher)によると、たとえば1403年には漂白職人(Bleicher)ジークフリート・ヘーヒシュテッター(Siegfried)なる者が税額1.5グルデンを納税する人物として登場している。その息子ウルリヒ4世(Ulrich)〔1390～1453年〕の職業名は1413年版、1418年版そして1422年版の「徴税簿」では仕立屋(Sartor)と記されてはいたが、その仕立屋の内容を詳しく見てみると、衣装の布地をも売る仕立屋(Gewandschneider)であったようで、1422年以降にはこのGewandschneiderという職業名に変更されていた。さらにウルリヒ5世〔1422～1497年〕の代になると、織物と香料を取り扱う大商人としてヴェネツィアのドイツ商館(Fondaco dei Tedeschi)に彼自身の部屋を所有し、さらに1467年版の「徴税簿」では彼の納税者番づけが第18位を占めるまでになっていた。また彼はゴッセムブロート(Gossembrot)商会の共同出資者としてチロル地方の鉱山株の購入と金属取引業にも関与していた⁴⁾。

しかし、ヘーヒシュテッター家の繁栄を築き上げたのは、ウルリヒ5世の三男で、父の遺産を手にし、卓越した経営手腕を発揮したアムブロジウス1世(Ambrosius)〔1463～1534年〕⁵⁾であった。彼の子ども時代や徒弟〔商人教育〕時代は不明だが、彼は若くして〔23歳の1486年に〕アウクスブルク市出身の名立たる商人たちに先んじて、最初にアントウェルペン(Antwerpen)に代理店を設置するなど、低地地方との取引関係を強めるという先見性を備えた人物であった。さらに幸運なことに、1488年に太公マキシミリアン1世が彼の臣民たるブルッヘ市民たちによって捕捉された時⁶⁾、彼を慰問し、食料や金銭〔解放の身代金〕を差し入れたのがきっかけとなって、アムブロジウス1世はマキシミリアン1世〔その背後に存在するハプスブルク家〕と個人的な関係を結び、経済的特権〔銅鉱山や真鍮鉱山の経営権〕を獲得することに成功した。

このような諸事実から、アムブロジウス1世の経営手腕の特徴を以下の三点に要約できる⁷⁾。第一に、衣料の原料たる布地をアウクスブルク市周辺市場での調達に満足せず、布地の原産地たるブルッヘやアントウェルペンなどの低地地方で、しかも廉価で調達しようと努めた点、第二に、彼の

経営能力に対して、あらゆる階層から絶大な信頼性があった点である。特にこの点については、同時代の年代記作家クレメンス・ゼンダーの報告によると、

「諸侯、伯、貴族、市民、農民はおろか奉公人〔下男・下女〕たちに至るまで、彼らが所持していた金銭をアムプロジウス1世に出資し、5%の配当金を手にしていた。10グルデン以下の金銭しか所持していない—その金銭をヘーヒシュテッター商会に預けていた—多くの農村奉公人たちは、自分の金銭は安全であり、さらに毎年利益が手元に入る、と考えていた。しかし世間の話によると、アムプロジウスは嘘をついているとのことである。いかなる人も彼が上記の高額な配当金を払っているとは思っていなかった。」⁸⁾

そうである。

そして第三の特徴は、調達した巨額の資金にものを言わせて、市場を独占し、価格を操作して更なる利益獲得をめざすという手法を駆使していた点である。この点についても、上記の年代記作家ゼンダーの報告によると、

「アムプロジウス1世は商人気質からか、しばしば高額な商品だけでなく、些細な日常生活品をも〔買占め〕、都市の公共福祉や貧民たち〔の生活〕を抑圧していた。〔たとえば〕彼はとねりこの材木を正当な手続きをへて買占め、万が一〔多額な〕儲けをもたらす不正な方法などがあるものならば、〔その不正をも顧みず、売却するために〕市場に運んでいっ〔てしまいそうな人物であっ〕た。また〔商品が〕ワインや穀物の場合でも、同じことをやってしまいそうである。また彼はしばしば商品の本来の価格より高値でその全ての商品を買占め、その商品を購入できない商人たちを追い落としていた。彼は至る所で商品の値をつり上げ、そして自分の思いどおりの値で売却していた。」⁹⁾

やがてアムプロジウス1世は、このような様々な商品の中から、買占め対象を水銀に定め、1525年にオーストリア大公フェルディナントからイドリ水銀の独占的な販売権を獲得した。さらに、彼は水銀市場の世界的

な独占をもくろみ、新たに発見されたスペインのアルマデン水銀鉱山をも20万グルデンで入手しようとしたが、失敗した。この投機の失敗は同家の財政を傾かせ、1529年に生じる破産の遠因となった¹⁰⁾。

さらに破産の直接的な原因について、R.エーレンベルクは、ヘーヒシュテッター家が1528年8月にブリュッセル王室と、ヘルデルン（Geldern）戦役での皇帝側の軍隊〔傭兵〕への支払い資金20万グルデンの用立て契約を取り交わした点に焦点を当てて、次のように記していた¹¹⁾。

ヘーヒシュテッター家は上記の契約を交わすも、すでに手元に現金がなく、そのため保有していた水銀35万700ポンドと辰砂6万670ポンドを王室に提供した。この現物商品の売却を王室から依頼された人物がアントウェルペン在住のラザルス・トゥーヒアー（Lazarus Tucher）であった。彼は、この鉱物〔水銀と辰砂〕を12万6000グルデンでしか売れなかった、と王室側に報告している。王室側は「法外」に安い評価額と気づいてはいたが、差し迫った給料支払いのため、承認してしまう〔王室側の損失額は7万4000グルデン〕。アントウェルペンのある代理商は1528年11月に、

「ラザルスは毎日、ヘーヒシュテッター家の近くに現れては、『同家は自分に対して仲介手数料金としてまだ1400フランドル・ポンドの支払い義務がある』旨を確認していた。それ故に今や、彼に仲介料を支払いたくない同家と裁判沙汰になっている。告発されたラザルスこそがヘーヒシュテッター家を騙し、悪評を立てた人物である。」¹²⁾

と報告していた。

さらに同代理商は1529年6月に、

「今やラザルスは大変、裕福になった。しかし、その陰で多くのことがささやかれている。宮廷の財政は彼に利益をもたらし、他方〔ヘーヒシュテッター家〕には破産をもたらし、ヘーヒシュテッター家は悪評を立てられ、そのためにここアントウェルペンには二人の社員以外には誰もいなくなった。多くの人々は同家が次の為替〔両替〕業務ができるかどうか心配している。」¹³⁾

と報告していた。アントウェルペンでは、ラザルス・トゥーヒアーはヘー

ヒシュテッター家を没落させた人物とみなされていた。

ヘーヒシュテッター家は権力者との癒着を前提に経営を行なっていたため、政治分野からの負の影響をまともに受けて、すなわち資金的無心を断りきれずに、自らの経営体質を弱体化させる結果となった¹⁴⁾。

ところで、このようなアントウェルペンでのヘーヒシュテッター家の悪評は同家の為替〔両替〕書状の信用を失墜させただけでなく、多くの債権者たちの大規模な取り付け騒ぎをアウクスブルクにもたらし〔1528年8月～1529年まで続く〕、短期間で約40万グルデンもの資金が弁済に回された。同家は資産がまだ66万1000グルデンあると自己査定していたが、控え目な評価に従えば、資産は18万グルデンしかなく、さらに確実な資産と呼べるものはさらに少なく、僅かに7万グルデンにすぎなかった。これに対して、負債は支払った分を差し引いても、まだ25万グルデンも残っていた¹⁵⁾。

このような厳しい経営状況下の中、1529年に入ると、ヘーヒシュテッター家はこっそりと財産をアウクスブルク市外に運びだし始める。そのため、同年8月9日にアウクスブルク市参事会は同家の3人〔老アンブロジウス、その息子アンブロジウス2世〔1501～1550年〕そしてヨーゼフ・ヘーヒシュテッター〕を逮捕した。法廷では、国王フェルディナントやバイエルン大公ヴィルヘルムの仲介にも係わらず、ヘーヒシュテッター家の破産についての潔白は不十分にしか証明されず、また同家は「いかなる債権者たちにも、裁判での判決が出るまで、支払うことあいまかり成らぬ」という市参事会からの財産保全命令を無視して、勝手に多くの債権者たちに金を支払い、さらには保証を与えるなどしたために、同家に対する信頼は完全になくなってしまった¹⁶⁾。

このような状況下で破産は回避できず、長い交渉の結果、1530年2月によりやく円満な破産整理（Accord）が成立した。ただし老アンブロジウスは1534年に聖十字架教会の近くの債務拘留獄舎（Schuldturm）で拘束されたまま死亡し、残りの2人は皇帝の仲介で、1544年によりやく釈放された。しかしヘーヒシュテッター家が豪商として再興される芽は、アウクスブルク市では完全に摘まれており、皆無であった¹⁷⁾。

ヘーヒシュテッター家の流れを汲む一族の中で、老アンブロジウスの息子のヨアヒム1世（Joachim）〔1505～1535年〕の家系が新たに、しかも完全に独立した形で存続した¹⁸⁾。

すなわち、1527年当時、アントウェルペン代理店の支配人であったと思われるヨアヒム1世はイギリスに渡り、イギリス政府から10年間のイギリスでの輸出入の特権を獲得した。これは、南ドイツの商人として初めての快挙であった。この背景には、ヨアヒム1世が低地地方で逮捕され、さらには投獄させられていたイギリスの商人リチャード・グレシャム（Richard Gresham）たちの身元引受人となって、グレシャム家を保護し、これが機縁となり1528年に、リチャードが当時のイギリスで有力な政治家ウォルシー（Wolsey）にヨアヒム1世を、低地地方で最も裕福な商人の1人であり、またブリュッセル宮廷でも大きな影響力を持つ商人として推薦したことが大きかった。しかし、ヨアヒムとイギリスとの関係を暗転させる事件が起こる。それは、オランダでイギリス〔グレシャム家〕への輸出用の穀物を積んだ5～6隻の船が拿捕され、穀物が差し押さえられた事件である。これに対して、グレシャム家側はヘーヒシュテッター家側の輸出契約の不履行を理由にイギリス産の毛織物の輸出を控え、さらにヘーヒシュテッター家について「破産嫌疑」の悪評を低地地方で流し始めた。ヨアヒム1世はこの悪評を否定しようと1528年7月に渡英するも、グレシャム家との和解は成らず、イギリスでのヨアヒム1世への信頼は大きく後退した¹⁹⁾。

その後〔1528年〕、ヨアヒム1世は他のドイツ人と共に、鉱山業の技術を導入しようとしたイギリス国王ヘンリー8世から招待を受け、イギリスでの立場は再び好転したように思われる。彼はイングランド、ウェールズそしてアイルランドにおける王立鉱山の監督長官にして総親方（Principal Surveyor and Master of the Mines Royal）に任命され、約百人のドイツ人鉱夫の導入などを進言した。ただし、各事業は、残念ながら、ヘーヒシュテッター家の破産〔1529年〕の影響で中止になり、ヨアヒム1世自身も低地地方への避難を余儀なくされた。彼は、この後は、デンマーク国王クリスチャン2世（Christian II）に仕え、1535年に死去した²⁰⁾。

ヨアヒム1世がイギリスで残した仕事は、結果的に彼の二男ダニエル (Daniel) [1525～81年] によって、引き継がれる。彼は南ドイツ [ザルツブルク] のヴィーランド (Wieland) 商会に入社し、1541年にイギリスでの同商会の代理商になり、さらに鉱山採掘場の監督になる。さらに1564年に、女王エリザベス1世の登場で、イギリスの湖水 [カンブリア] 地方に銅鉱山の作業場を設置する特許を得、さらに「ハング&ラングナウアー (Hang & Langnauer)」商会の依頼を受けて採掘場の建設を指導した。1568年に彼は「王立鉱山会社」(Society of Mines Royal) を設立し、その経営はケルンテンとチロル両地方の鉱夫と南ドイツの銅鍛冶工に支えられた。ダニエルの死後、その子供が事業を引き継ぎ、事業は17世紀初期まで存続した²¹⁾。

ヨアヒム1世の長男ヨアヒム2世 [1523～97年] は、商人的な教育を低地地方、フランスそしてイタリアなどで受けた後、伯父のゲオルク1世の商会に入社した。やがて彼はフィリップ・ケーニヒ (Phillip König) と共同で商会を立上げ、また絹とサフランの貿易では、マンリヒ家 (Die Manlich) とザングマイスター家 (Die Zangmeister) との共同経営に乗り出す。しかし、この両家が1586年に破産したため、ヨアヒム2世の商会も連鎖倒産の憂き目に遭った。

アウクスブルク市でのヘーヒシュテッター家の最後の商人は彼の甥のヨハン・マテウス (Johan Matthäus) [1607～1662年] である²²⁾。なお、このヨアヒム2世は三度結婚し、『日記』の著者フィリップ・ヘーヒシュテッター2世は父の三度目の妻ヘレーナ・シュタムラー (Helena Stammeler) の二男である。彼は同家出身の最初の医者となり、彼の子孫はネルトリンゲン (Nördlingen) やローテンブルクなどで医師や薬剤師などとなって現在でも活躍している²³⁾。

『日記』の邦訳にあたり、ヨーゼフ・ヘルツが編纂した「Das Tagebuch des Augsburger Arztes und Stadtphysicus Dr. Philipp Hoechstetter 1579–1635」²⁴⁾ を利用した。

(注)

- 1) Ernst Kern, Studien zur Geschichte des Augsburger Kaufmannshauses der Höchstetter, in: *Archive für Kulturgeschichte*, vol.26, 1936, S.164.
- 2) G.Grünsteudel, G.Hägele u. R.Frankenberger(Hg.), *Augsburger Stadtlexikon*, 2.Auflage, Augsburg 1998, S.503. (以下、ASL.と略記する。)
- 3) E. Kern, op.cit., S.164., Jacob Strieder, *Zur Genesis des modernen Kapitalismus*, Leipzig 1904, S.166–171. なお、Donald J. Harreld, *High Germans in the Low Countries*, Leiden Boston 2004, S.185.をも参照。
- 4) ASL., S.503.
- 5) E. Kern, op.cit., S.165.ff. なお、アンブロジウス1世はヘーヒシュテッター家の中で最も傑出した人物であった。ASL., S.503–504.
- 6) *Die Croniken der deutschen Städte vom 14.bis ins 16.Jahrhundert, Band 23., Augsburg*, IV.Bd., Göttingen 1966(1894), S.47. Susanne Wolf, *Die Doppelregierung Kaiser Friedrichs III.und König Maximilians(1486–1493)*, Köln–Weimar–Wien 2005, S.201–210.
- 7) E. Kern, op.cit., S.166–167.
- 8) Die Chronik von Clemens Sender, in: *Die Croniken der deutschen Städte., Augsburg*, IV. Bd., Göttingen 1966(1894), S.219.
- 9) *ibid.*, S.220.
- 10) E. Kern, op.cit., S.170–177.

さらに、ヘーヒシュテッター家の没落のもう一つの遠因としては次の訴訟事件があった。それは、1517年にレーム家のバルトロメオ(Bartolomeo Rem) がヘーヒシュテッター家とその商会に投資した金の対価(収益金)の支払いをめぐる裁判である。この裁判のポイントを簡潔に記せば、バルトロメオが同商会に900グルデンを投資し、しかも同商会の簿記係として6年間働いた収益金を3万3000グルデンと算出し、要求したのに対して、アンブロジウス1世は2万6000グルデンしか支払おうとせず、その差額をめぐる裁判であった。この裁判で告訴人

のバルトロメオは1524年に獄中死した (*Die Croniken der deutschen Städte Augsburg*, IV. Bd., Göttingen 1966(1894), S.146–149.)。

上記の訴訟箇所の日記については、拙稿「ドイツ中世商人の日記の邦訳」(3) (『敬愛大学国際研究』第13号、2004年)、136–137頁を参照。

また、このバルトロメオはルーカス・レームから新会社設立の共同出資の誘いを受けていた人物である (拙稿「邦訳 (3)」109頁を参照)。

11) Richard Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger. Geldkapital und Creditverkehr im 16 Jahrhundert*, Bd.1., Jena 1896, S.215–217.

12) *ibid.*, S.216.

13) *ibid.*, S.216.

14) E. Kern, *op.cit.*, S.163.

15) R. Ehrenberg, *op.cit.*, S.217.

16) E. Kern, *op.cit.*, S.195.

17) *ibid.*, S.195., *ASL* ., S.504.

18) *ASL* ., S.504–505. ヨアヒム1世は破産当時、アントウェルペンに滞在していたため、逮捕をまぬがれた。

19) E. Kern, *op.cit.*, S.169. なお、ヨアヒム1世がイギリスに輸出しようとした穀物 (小麦) の原産地はバルト海沿岸地方であった (S.179)。

20) *ASL* ., S.504.

21) 鉱山業については、さしあたり、瀬原義生「中世末期・近世初頭のドイツ鉱山業と領邦国家」(『立命館文学』第585号、2004年6月、42–83頁) を、またヨーゼフ・クーリッシャル著、増田四郎監修『ヨーロッパ中世経済史』(東洋経済新報社、1974年) 358–365頁を参照。

22) *ASL* ., S.504–505. なお、ヨワヒム2世は、これまで、祖父アンブロジウス1世や父ヨアヒム1世そして弟ダニエルの大膽な経営計画と比べると、地味であるとの評価が定着していた。しかし近年、M.ヘーバーラインはこのヨワヒム2世にこそ、16世紀末から17世紀初頭の新しい商人像 (伝統的な商品取引の分野に忠実に留まり、けして投機的な遠隔地商業や金融業に走らない商人) を、すなわち新しい商人世代の代表者

の性格を見ようとしている。Mark Häberlein, Hatt das glückh
wunderbarlich mit uns spilt. Joachim Hoechstetter d.J. (1523–1597) in
der Geschäftswelt des 16. Jahrhunderts, in : *Zeitschrift des Historischen
Vereins für Schwaben* , 95.Bd., 2002, S.53–72.

23) *ASL.*, S.505.

24) Josef Herz(hrsg.), Das Tagebuch des Augsburger Arztes und
Stadtphysicus Dr. Philipp Hoechstetter 1579–1635, in : *Zeitschrift des
Historischen Vereins für Schwaben*, 70.Bd.,1976, S.180–224.

〔付記〕今回も「クリオの会」（千葉県船橋市東部および薬円台公民館で活
動）で2006年4月から毎月1回、発表の場を提供していただき、訳文の分か
りにくい箇所などを指摘して戴いた。この場をかりて、お礼申し上げる。

なお「クリオの会」会員は名簿順に、辻和美、夏目智子、入江絢子、鈴
木圭子、真野喜代子、小滝洋子、伴野恵美子、現田雅子、宮崎正子、実藤
康子、渡辺晴子、鎌田壽夫・順子、山崎富美、中島久美子、下田裕子、直
原貴子、溝口瑛子、高村泰子、林ルミ子、山下宏、平方知香子、中村美智
子、元川多門、岡田照子、高宮裕子、北澤恵二の27名である（敬称略、
2010年4月現在）。

Ⅱ.史料について

ー「近世アウクスブルクの医師の 記」の編者の序言よりー

ここに掲載する医師フィリップ・ヘービシュテッター（Philipp
Hoechstetter）の『日記』はヘービシュテッター家の私的な文庫に所蔵さ
れている。この文庫はその時々同家の長老（Senior）によって、〔たと
えば〕現在は、高校の校長職に就いているヴァルター・ヘービシュテッ
ター氏によって管理されている。

同『日記』はかなり使い古され、それ故に、〔所々〕破損されている革
で覆われた、幅9 インチ、厚さ15 インチの小冊子に記されている。この冊
子は198頁から成るが、そのうちの76頁分は白紙のままである。

筆跡は、確かに、多くの箇所液体などが染み込んだためなのか、あるいは他の原因によるのか褪せてはいるが、おおむね読み易い。しかし判読が困難な箇所も一部ある。〔それは〕全頁にわたり、〔インクを乾燥させるために使用された〕撒き砂の量を惜しんだためなのか、あるいは紙に液体が染み込んだためなのかは不明であるが、裏の頁にまで表の文字が写っていたためである。さらに訂正、省略記号そして本文ならびにその縁に悪文で補遺が記されていたからでもあろう。このために、若干の箇所は不確かで、判読しがたい部分と言われてもしかたがない。

同『日記』には医師フィリップ・ヘーヒシュテッター〔本人〕の他に、さらに2人の人物が加筆していた。その2人とは〔彼の妻と長男である。〕すなわち、彼の妻アンナ・マリアが夫の死と彼ら夫婦の2人の娘〔長女アンナ・マリアと三女スザンナ〕の死―〔具体的には1635年に夫がペストで死亡し、その直後に〔上記の〕2人の娘たちも同様にペストで死亡したこと〕―について記していた。次に〔2人目は、上記の〕2人の娘たちより年上で、商人となった長男マテウスである。彼は1661年の10月〔52歳〕までどうにか生き延びた。

『日記』はその大部分がドイツ語で記されている。〔ただし〕その中の一部分ではあるが、ラテン語、フランス語そしてイタリア語などの外国語が散見される。このような記述様式は、当時の流行であったようである。ところで、彼のドイツ語は当時の、野暮ったく、洗練されていないドイツ語であった。『日記』の筆者が客観的な報告を諦めた箇所や数年間の大変な窮乏〔を体験した〕時期の痛ましい心境が語られている箇所の内容は、創造主たる神への歪んだ喜びを含んでいたため、一定の文学的水準に、例えば、贋金造りの時代（Kipperzeit u. Wipperzeit）の銀貨―金庫や貯金箱の中での一般的な平穏さを飛び出し、贋金造りの行列に加わり、そして最後にはルツボの火の中で異端者として焼かれる銀貨―の原画の水準に達していた。〔まことに〕筆者の辛い心境は、〔阿呆物語を著した〕グリンメルスハウゼン（Grimmelshausen）¹⁾のそれを思い起こさせるものであった。

ドイツ語は、筆者が困窮、悲しみ、不正そして蛮行〔残虐さ〕などを介

して体験したすべての恐怖（Ungeheuerliche）を表現する手段としては、不十分であったように思われる。なぜなら、〔その箇所では〕 筆者は〔ドイツ語よりも〕むしろラテン語で、ないしはラテン語とドイツ語の併用という方法で表現しているからである。ただし〔ラテン語といっても〕特別に気に入った〔文学作品のような〕ラテン語などではなく、〔実用的な〕医学用のラテン語と聖書に記されたラテン語が混じり合ったものである。ただし、この場合でも、聖書からの影響が顕著であったことはいうまでもない。ラテン語の本文にさらなる魅力を与えているのは、『日記』の筆者の言葉遊び〔語呂合わせ〕と比較と比喩への興味であった。

戦争、飢饉、ペストそして宗教的な非寛容さ（Unduldsam）によって生じた不幸に係る叙述は深い感動を与える。さらに、一族に誇りを抱いていた筆者は、彼の祖先と彼が存命中に係わっていた親族そして彼自身および彼の子どもたちの教育、彼が住んでいた家屋、物価、その騰貴〔の実態〕、戦争やその他の政治的事件などについて報告してはいるが、しかし彼が著した医学的著作などについては、驚くべきことに、〔『日記』の中では〕まったく言及されていない。ただ、「彼は何百、何千という多くの人々を死地から救い出した」（tot centena, millena hominum mortis faucibus … eripuerat）という〔顕彰の〕辞のみが、アウクスブルク大学医学部の学籍簿の中の彼の業績記載箇所（Nr.31）に記されているだけである。患者やその症状についても『日記』の中では一言も記されていない。このことは不思議なことであり、また多くの読者、とくに医学史に関心を寄せていた人々を失望させる結果となっている。ただ、この件については、次のように弁解することができよう。すなわち彼の実践〔的な医療行為〕の経験については『治療観察（Observationes Medicinales）』という三巻からなる著作にまとめ、そして公表していた、と。〔すでに〕『日記』の中で、〔この著作の〕第一巻〔1624年〕と第二巻〔1627年〕が出版されていたことが記されている。また彼が死亡した〔1635〕年に第三巻が上梓され、「大砲が轟き、戦争による混乱と故郷の惨状の中で（in mediis bellorum turbis, inter boatus canonum majorum, in calamitatibus patriae）」²⁾、つまり、

アウクスブルク市が皇帝軍とバイエルン軍に引き渡される直前に、跋文を付けて、全三巻の著作を完成させていた。この第三巻は残りの二巻の改定版と共に『後世の職務 (Pars Posthuma)』という書名がつけられ、また新たに丁付けされて、フランクフルト/ライプチヒにあるローレンツ・ジーギスムント・ケルナー出版社から、著者の甥でローテンブルク市の筆頭医師であるヨハン・フィリップ2世 (Johann Philipp II. Hoechstetter) [1648-1701年] によって [1674年に] 出版された³⁾。この著作は全体で10章から成り、さらに各章でそれぞれ十の事例が取り上げられていたために、著者はこの著作をデカデス (Decades) と呼んでいた。

この非常に重要な医学書が出版されたことで、彼の名は外国でも知られることとなった。彼の筆による、その他の医学論文としては、1603年に彼がバーゼル大学に請求した学位請求論文 (Dissertation) 「洗淨と洗淨行為について (De purgatione et purgant. med.)」を、さらに1604年の研究論文「癲癇について (De epilepsia)」を挙げることができる。最後に、彼は友人で医師であるライムンド・ミンデラー (Raimund Minderer) [1621年に死去] の著書『アロエダリウム (Aloedarium)』に、新たな注釈を加筆した第2版 [の出版] に尽力した。

〔社会活動としては〕アウクスブルク市の医師たちと共に、彼が中心となって医科大 (das Collegium Medicum) が創設される [1582年] 以前の優れた医師たちの、短い伝記と注解を付した〔顕彰〕名簿の編纂に尽力した。医科大の同僚たちの推薦を得て、彼は3回 [1622年、1628年そして1633年]、学部長 (Dekan) に選ばれた。

フィリップ・ヘーヒシュテッターは、アウクスブルク市のヘーヒシュテッター家の二家系、すなわち、仕立屋 (Gewandschneider) と商人 (Kaufmann) 双方の家系の中から初めて医師になった人物であり、同時に同家の後裔から輩出した多くの医師たちの先駆者とも言える存在であった。

彼の息子〔三男〕で、ネルトリンゲン市の筆頭医師となったヨハン・フィリップ1世 [1613~1679年] から、すでに上記した〔ローテンブルク市

の筆頭医師となった] 甥のヨハン・フィリップ2世を経て、現代に至るまで、子孫の中から医師を輩出しなかった世代はなかった。

Ⅲ. 近世アウクスブルクの医師の 記：

『フィリップ・ヘーヒシュテッターの 記』（1579～1635年）の邦訳

第1章 ヘーヒシュテッター家の家譜

私ことフィリップ・ヘーヒシュテッター（Philippus Hoechstetter）は1579年11月17日、午前5時前に生まれた。星座はさそり座（Skorpion）。

私の父親ヨアヒム・ヘーヒシュテッター [2世]（Joachim）は、ヨアヒム・ヘーヒシュテッター [1世] を父親に、アンナ・ランゲンマンテル（Anna Langenmantel）を母親とする [ヘーヒシュテッター家の] 長男として、1523年⁴⁾ 8月21日の午前3時から4時の間に生まれた。星座は山羊座（Steinbock）。父の洗礼立会人は、代夫がレオンハルト・ミュラー（Leonhart Miller）であり、代婦がアンナ・バッツィン（Anna Baetzin）であった。

私の父親ヨアヒム・ヘーヒシュテッター [2世] の弟妹には、まず弟のダニエル（Daniel） [3世] がいる。彼はラーダグンデ・シュタムラー（Radagunde Stammeler）と結婚し、そしてイギリスで死亡した。彼の子孫はまだイギリスに存在している。次に妹のエレミアス（Jeremias）。彼女はフランスのマル イユで独身のまま死亡した。そして最後に下の妹のアンブロジーナ（Ambrosina）。彼女は若くして死亡した。

(1) 祖父ヨアヒム・ヘーヒシュテッター1世 [1505～1535年] ⁵⁾

このヨアヒム・ヘーヒシュテッター1世は私の祖父にあたる人物であるが、アンブロジウス・ヘーヒシュテッター1世を父親に、アンナ・レーリンガー（Anna Rehlinger：ヤーコプ・レーリンガーの娘）を母親とする [ヘーヒシュテッター家の] 息子として生まれた。

なお、このアンブロジウス・ヘーヒシュテッター1世はブルクヴァルト

(Burkwald) 城〔アウクスブルク市の北、約14kmに位置〕と同教会の創設者にして建築主であり、さらには貴族の叙爵書 (Adelbrief) をも入手していた。また彼は複数の友人とともに、アウクスブルク市にドミニコ会派の礼拝堂 (Die Cappell zu den Dominicanern od. Predigern in Augsburg) の創設に尽力した。したがって、同礼拝堂はヘーヒシュテッター家の墓地でもあった。

また孫には、ウルリヒ・ヘーヒシュテッター (Ulrich) 〔彼はウルリヒ・ヘーヒシュテッターとN.コーラー (Kolerin) 夫婦の息子である〕やバーバラ・ポイティンガー (Babara Peuttinger) 〔彼女はハンス・ポイティンガーとエリザベータ・ヴァーラウス (Warauss) 夫婦の娘〕などがある。

(2) 父親ヨアヒム・ヘーヒシュテッター2世〔1523～97年〕⁶⁾

(A) 初婚期〔1555～67年：12年間の結婚生活〕

私の父親ヨアヒム・ヘーヒシュテッター2世は、南・北ドイツ、フランスそしてイタリアで多数の様々な主人に仕えた後、1555年3月7日〔31歳〕にニュルンベルク市でルーカス・シュトラUBE・フォン・ライプチヒ (Lucas Straube von Leizig)⁷⁾ の娘ドロテア (Dorothea) と結婚した。彼はこのドロテアと12年間〔1567年10月27日まで〕生活を共にし、彼女との間に以下の8人の子どもを授かった。

(1) アンナ (Anna：長女) - 1557～1629年：享年72歳

＜結婚歴：①1582-1589、②1590-1622＞

彼女は1557年10月16日、早朝の5時から6時の間に生まれ、1582年2月15日〔24歳〕にカスパール・エッティンガー2世 (Caspar Oettinger der Jung) と結婚した⁸⁾。夫カスパールはその後ヴェルシュラント〔イタリア〕 (Welschland) で死亡した〔1589年〕。その後、彼女は1590年6月にトビアス・ハーマン (Tobias Hamann)⁹⁾ と再婚した。この後夫は1622年7月28日に死亡した。

＜欄外記録：彼女は1629年12月9日の午後9時に静かに息を引きとった。彼女は死亡するまでの18週間の長きにわたり病床についていた。彼女は神から72年と6週間と4日の寿命を賜ったことになる。＞

(2) ヨアヒム3世 (Joachim：長男) - 1559～？

彼は1559年5月12日に生まれた。星座は獅子座 (Leuen)。彼は、噂では、その極悪非道のために捕らえられ、安息を与えられることなく殺されたそうである。

(3) マリア (Maria：次女) - 1560～1582年：享年22歳

彼女は1560年8月25日、夜の6時から7時の間に生まれた。星座はさそり座 (Skorpion)¹⁰⁾。しかし彼女は1582年10月25日に死亡した。享年22歳であった。

(4) マグダレーナ (Magdalena：三女) - 1561年 - 夭折

彼女は1561年10月、この世に生を受けたが、僅か7週間で夭折した。

(5) レギーナ (Regina：四女) - 1563～1606年：享年43歳

＜結婚歴：1588～1606年＞

彼女は1563年1月27日、朝の4時から5時の間に生まれた。星座は魚座 (Fische)。彼女は1588年にジェロニムス・カルトシュミット2世 (Jeronymus Kaltschmid der Jung) と結婚した。彼女は夫よりも早く死亡した。彼女が死亡した日時は1606年5月27日 [土曜日]、朝の9時であった [彼女の結婚生活は18年間]。彼女は12人の子どもを授かったが、そのうち夭折した子どもは僅かに2人 [トビアスとドロテリ] のみであった。

＜欄外記録：[彼女が死亡した時] 彼女は43歳であった。＞

(6) フィリピーナ (Philippina：五女) - 1564～1635年：享年70歳

＜結婚歴：1590～1635年＞

彼女は1564年9月29日、夕方5時に生まれ、1590年にエレミアス・ハーマン2世 (Jeremias Hamann der jung)¹¹⁾ と結婚した。そして4人の息子と5人の娘を儲けた。そのうち、夭折したのは息子1人と娘1人であった。また1613年に息子ダニエルを、1620年に29歳の息子ジェロニムスを失う。〔また残りの息子〕 ジョルク・ジークムントは出征して戦死した。

＜欄外記録：彼女は1635年8月25日にペストに罹り、死亡した。＞

(7) ヤコビーナ (Jacobina：六女) - 1566～1626年：享年60歳

＜結婚歴：①1589～1604年、 ②1605～1611年＞

彼女は1566年1月28日、4時頃に生まれた。星座は牡羊座 (Widder)。彼女は1589年¹²⁾ にノイブルク (Neuburg) にある帝国裁判所の書記官 (Gerichtsschreiber) ヨハネス・ヴァイス (Johanenes Weiss) と結婚した。その後、彼女の夫は1604年に死亡した〔結婚生活15年〕。彼女には3人の息子と1人の娘が残された。

そこで、彼女は〔1605年に〕¹³⁾ 同じ裁判所の書記官アンドレアス・アイフラー (Andreas Eyfler) と再婚し、彼が1611年に熱病で死亡するまでの6年間、アンドレアスと生活を共にした。アンドレアスとの間には子どもは授からなかった¹⁴⁾。

＜欄外記録：彼女はちょっとした転倒がもとで、1626年3月18日に死亡した。享年60歳と39日であった。＞

(8) 第8子 - 1567年： - 死産

この8番目の子は死産であった。この子のみならず、〔産後の肥立ちの良くない〕母親のドロテアも1567年10月27日、9時30分頃に死亡した。

(B) 再婚期 (1569－72年：2年間の結婚生活)

私の父親ヨアヒム・ヘービシュテッター2世は、1569年6月6日にオイフロジーナ・ガルトナー (Eufrosina Gartner) と再婚した。2人の子どもに恵まれたが、彼女との結婚生活は僅か2年間にすぎなかった。

(1) ダーヴィト (David：長男) - 1570～71年 (生後10カ月と10日) - 夭折
彼は1570年12月13日、4時頃に生まれ、〔10カ月後の〕1571年10月23日に死亡した。

(2) スザンナ (Susanna：長女) - 1572年 - 夭折
彼女は1572年に生まれたが、3月27日に死亡した。その後、後妻のオイフロジーナも3月29日に死亡した。

(C) 再々婚期 (1572－83年：11年間の結婚生活)

私の父親ヨアヒム・ヘーヒシュテッター2世は、1572年11月3日にヘレーナ・シュタムラー (Helena Stammmler) と3度目の結婚をした。新婦のヘレーナは初婚 (Jungfrau) であった。

＜欄外記録：新婦のヘレーナは1542年3月16日〔木曜日：聖ゲルトルートの日〕、夜の10時45分頃に生まれた。彼女はレオンハルト・シュタムラー (Leonhart)¹⁵⁾ の娘である。私の父との結婚生活は11年間続き、以下の〔5人の〕子どもに恵まれた。＞

(1) オイフロジーナ (Eufrosina：長女) - 1574～1612年：享年38歳

＜結婚歴：1596～1612年＞

彼女は1574年11月3日〔昼の〕12時から1時の間に生まれた。星座は蟹座 (Kreb)。

彼女は1596年8月にマテウス・ローヴォルフ2世 (Mattheus Rauwolf der Jung)¹⁶⁾ と結婚した。この夫婦は〔実に〕多くの子どもに恵まれ、そして〔今後も〕なお一層の多くの子どもに恵まれることであろう。

＜欄外記録：妻のオイフロジーナは〔1612年12月7日に〕38歳で死亡した。夫のマテウスは1628年9月27日に死亡した。＞

(2) フィリップ (philipp：長男) - 1576～78年：享年2歳

彼は1576年1月1日、8時から9時の間に生まれた。星座は獅子座。しかし

彼は1578年6月20日に死亡した。

(3) パウロ (Paulus：次男) - 1578年 - 夭折

彼は1578年4月24日、朝の4時に生まれた。星座はさそり座。しかし彼は〔同年の〕7月20日に死亡した。

(4) フィリップ2世 (Philipp：三男、同 記の筆者) - 1579～1635年：享年56歳

＜結婚歴：1596～1635年＞

私は1579年11月17日、朝の5時前に生まれた。星座はさそり座。私の洗礼立会人は、代父がハンス・バティスタ・ヘーヒシュテッター (Hans Battista) であり、代母が主婦 (Frau) マルクス・レム (Marx Rheminn) であった。

＜欄外に記された私の妻の手による記録：1635年11月19日、昼の3時頃、私のすばらしい夫は、神によって、あらゆる苦勞と仕事から解放され、天寿を全うした。神は夫にすばらしい復活をお与え下された。夫の遺体は聖シュテファン修道院内にある私の父親クリストフ・シュミット (Christoff Schmidt) の墓に埋葬された。＞

(5) マリア (Maria：次女) - 1583～1632年：享年49歳

＜結婚歴：① ? 、②1623-32年＞

彼女は、1583年1月23日に生まれた。彼女の名前は、今は亡き母親ヘレーナが命名したものである。

＜後代の筆による追記文：彼女は1632年8月26日に死亡した。＞

＜欄外記録：寡婦となった彼女は〔アウクスブルク市の公証人・フィリップ・〕¹⁷⁾ アプフェルフェルダー (Apfelvelder) と再婚した。この夫は1632年4月11日に死亡した。＞

第2章 フィリップ2世の青少年期

(A) 身内の不幸に関する出来事

〔1583年〕 一筆者：3歳－＜母親の死＞

私の母親〔ヘレーナ・シュタムラー〕は、次女のマリアを出産して5日後、すなわち、1583年1月28日、4時30分に、産褥〔熱〕のために死亡した。神よ、母に永遠の生命と老いることのない王冠を授けたまえ。アーメン。
＜欄外記録：母親は41歳に8週間と4日前に死亡した。＞

私の母親の死後、不思議にも、遺族たる子どもと父親の運命は異なるものとなった。すなわち、父親には不幸〔死神〕が取りついた〔1597年に父親が死亡した〕のに対して、私たち子どもには再び神の恩寵が施されたのである。しかも、恩寵を必要とする場合が生じたならば、〔子どもが必要する分量に応じて〕神はそれぞれに恩寵を施したのである。この誠実で全能なる父たる神はその恩寵をもってなおしばらく父親らしく、私たち子どもを支援してくださるであろう。

〔1589年〕 一筆者：9歳－＜祖母の死＞

同年6月13日に私の祖母アンナ・ランゲンマンテル〔祖父ヨアヒム・ヘーヒシュテッター1世の妻〕が死亡した。その遺体は、ブロイガー・シュティーレン（Breuger Stielen）を指揮者とするバプテスマ聖歌隊の吟唱のもとに、聖アンナ教会のランゲンマンテル家の墓に埋葬された。

〔1597年〕 一筆者：17歳－＜父親の死＞

同年10月4日〔土曜日〕、夕方8時に、私の愛しい父親〔ヨアヒム・ヘーヒシュテッター2世〕が死亡した。その遺体は彼の母親〔アンナ・ランゲンマンテル〕の近くに埋葬された。

＜欄外記録：筆者：33歳－＜姉の死＞－

1612年12月7日に、私の姉でマテウス・ローヴォルフ2世の妻であるオイ

フロジーナが死亡した。12月10日に、姉の遺体は聖シュテファン女子修道院の墓地に埋葬された。〔埋葬の際、〕 聖十字架教区の牧師M.〔ダーヴィド・〕 プフィスター (Pfister)¹⁸⁾ が賛美歌27番を吟唱した。姉の寿命は38歳と5週間であった。＞

(B) 教育・就職関係の履歴

〔1589年〕－筆者：9歳

同年7月17日に、私は〔ラテン語の学習のために〕 聖アンナ教会のジョイス・マヨーリ (M.Jos.Mayori) の許に預け〔下宿させ〕られる。

〔1591年〕－筆者：11歳

同年4月16日に、私は聖アンナ教会近くの都市貴族 (Herr) ダーヴィト・ヘーシェル (David Heschel) の許に預けられる。

〔1597年〕－筆者：17歳

同年3月17日に、私は聖アンナ教会のコレジオ〔大学：Collegium：1582年に創設〕の給費生 (Stipendiat) に採用される。

〔1600年〕－筆者：20歳

同年6月12日に、私はアウクスブルク市からバーゼル〔大学〕へ〔医学を〕勉強するために派遣される。

〔1603年〕－筆者：23歳

同年6月16日に、私は〔イタリアの〕パドヴァ〔大学〕へ旅立つ。

〔1604年〕－筆者：24歳

同年9月に再度、バーゼルに戻り、ここバーゼル〔大学〕で11月7/17日に医学博士 (Doctor Medicinae) の学位を取得し¹⁹⁾、12月6日〔幼児の日：聖ニコラウスの日〕にアウクスブルク市に戻る。

〔1605年〕－筆者：25歳

同年、私はアウクスブルク市の医師登録台帳（Matricula Medecorum Augustanorum）に申請した。当時の医科大学の学部長（Decanus）は都市貴族（Herr）で、医師でもあるヨハン・ウルリヒ・ラムラー（Joh.Ulrich Rumler）²⁰⁾であった。

第3章 フィリップ2世の結婚および家族（子ども）について

（A）婚約と結婚

〔1606年〕－筆者（新郎）：26歳、新婦：23歳

同年8月3日〔木曜日〕、私はシックス・シュミット（Six Schmidt）の館（家）で、クリストフ・シュミット（Christoph）の娘（Junkfrau）アンナ・マリア・シュミット（Anna Maria）とお見合いをし、そしてその日の夜に彼女の家で初めての食事（semel）を共にした。その直後の日曜日〔8月6日〕に、上記の都市貴族にして商人であるクリストフ・シュミットの部屋で、婚約（Hinschweren）²¹⁾を取り交わした。

その〔約1カ月〕後の9月11日に、私の結婚式が上記の商人の部屋で举行された。神から素晴らしい祝福を賜る。〔二人の結婚生活は1606～35年の29年間であった。〕

<私の妻の生誕について>

私の妻アンナ・マリア・シュミットは1582年9月25日〔火曜日〕、昼の1時半に生まれた。星座は山羊座。彼女の洗礼立会人は、代夫がハンス・プリーガー（Hans Pflieger）であり、代婦がヨアヒム・ヘービシュテッター2世の妻、すなわち、私の母親ヘレーナ・シュタムラーであった。

<私の息子ヨアヒム・マテウスの後記から：

1638年2月7日午後3時頃に、上記の私の最愛なる母親アンナ・マリアが死亡した。享年55歳。>

(B) 15人の子どもの誕生

〔1607年〕－筆者：27歳、妻：24歳

⇒第1子（ヨハネス・マテウス：長男）

同年7月6日〔金曜日〕、昼の12時半に、私の愛する妻が初めての子ども〔長男〕を出産した。この嬰兒は翌日の昼に聖ウルリッヒ教会で洗礼を受け、ヨハネス・マテウス（Johannes Mattheus）と命名された。彼の洗礼立会人は、代夫が都市貴族（Herr）ヴォルフガング・シュルツァー（Wolfgang Sultzer）であり、代婦が主婦（Frau）カタリーナ・ハンス・シュメルツァー（Katarina Hans Schmeltzer）であった。星座は射手座（Himmel des Schutzen）。〔月齢は〕月曜日で、上弦の月（das erste Viertel〔des Mondes〕）。神から恩寵と祝福を賜った。

〔1608年〕－筆者：28歳、妻：26歳－長男1歳

⇒第2子（アンナ・マリア：長女）－夭折

同年11月8日、午後4時頃か4時15分頃であったろうか、私の愛しい妻が初めての娘を出産した。この子は神から大きな恩寵を賜った。星座はさそり座。そして〔月齢〕は新月（Neumond）で11月7日の午後7時頃であった。この児は次の日曜日、すなわち、11月10日の午後に聖アンナ教会で洗礼を受け、アンナ・マリアと命名された。代夫は都市貴族ヴォルフガング・シュルツァー、代婦はカタリーナ・ハンス・シュメルツァーであった。

<1635年の、私の妻の後記から：

1608年11月22日、午前7時半頃に、私の愛しい娘アンナ・マリアが神によりこの惨憺たる現世から召された。生後2週間の命であった。この児は神から喜ばしい復活と永久の命を得る許しを賜った。この児の遺体は聖シュテファン教会の、今は亡き私の父親〔クリストフ・シュミット〕の隣の墓に、しかも小さな石の下に、埋葬された。>

〔1610年〕－筆者：30歳、妻：27歳－長男2歳

⇒第3子（フィリピーナ：次女）－夭折

同年3月31日〔水曜日〕、午前5時15分に、私の愛しい妻が次女を出産した。この児は4月1日に、聖アンナ教会で洗礼を受け、フィリピーナ（Philippina）と命名された。代夫は義兄弟のトビアス・ハーマン（Tobias Hamann）であり、代婦はシビッラ・エブリング（Sybilla Eblingin）であった。神が恩寵を授け下された。星座はかに座。

4月9日〔キリスト受難の日〕の午後4時15分に、私の愛しい娘フィリピーナがこの娑婆から神によって召された。4月11日〔復活祭日〕に、この児は聖アンナ教会に、しかも私の祖母〔アンナ・ランゲンマンテル〕の墓の中に埋葬された。10日間の命であった。彼女は神から喜ばしい復活を賜った。

〔1611年〕－筆者：31歳、妻：28歳－長男：3歳

⇒第4子（ハンス・ヨアヒム：次男）－夭折

同年3月21日〔月曜日〕、夜9時半に、私の妻が次男を出産した。この児は3月23日に聖アンナ教会で洗礼を受け、ハンス・ヨアヒム（Hans Joahim）と命名された。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・エブリングである。星座は双子座（Zwillinge）。神から恩寵を賜った。翌12年1月6日、夜9時15分にこの児は死亡し、この悲惨な俗世から去った。遺体は聖アンナ教会の、今は亡き次女（フィリピーナ）の隣に埋葬された。この児は嬉しいことに、神から永久の命を賜った。41週と4日間の寿命であった。

〔1612年〕－筆者：32歳、妻：29歳－長男：4歳

⇒第5子（スザンナ・三女）

同年5月16/26日〔土曜日〕、午後3時15分に、私の愛する妻が三女を出産した。この児は神から恩寵と聖なる魂を賜った。星座は牡羊座。翌日曜日に、聖アンナ教会で夕べの説教後に洗礼を受け、スザンナ（Susana）

と命名された。彼女の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。〔月齢は〕下弦の月、火曜日であった。

＜1635年 私の妻の後記から：

同年11月20日、夕方5時半頃に、私の愛しい娘スザンナが神によりこの悲しい現世から召され、この俗世を去った〔享年23歳〕。スザンナは神から喜ばしき復活と永久の命を賜った。この子の遺体は、聖シュテファン教会の、今は亡き私の父親〔クリストフ・シュミット〕の墓の中に、彼女の愛しい父親〔夫〕によって、埋葬された。私もまもなく子どもたちの許に行くことを神がお許しになりますように。＞

〔1613年〕－筆者：33歳、妻：30歳－長男：6歳、三女：1歳

⇒第6子（ヨハン・フィリップ：三男）

同年8月19/29日〔木曜日〕、夕方6時半に、私の最愛の妻が三男を出産した。この児は神から恩寵と聖なる魂を賜った。星座は水瓶座（Wassermans）。〔月齢は〕満月（Bruch：Vollmond）²³⁾、金曜日の朝4時。次の土曜日〔8月31日〕に、聖アンナ教会で、夕べの説教後に洗礼を受け、ヨハン・フィリップ（Johann Philipp）と命名された。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。

〔1615年〕－筆者：35歳、妻：32歳－長男：7歳、三女：2歳、三男：1歳

⇒第7子（トビアス：四男）一夭折

同年5月10/20日〔水曜日〕に、私の愛しい妻が四男を出産した。この児は神から恩寵と聖なる魂を賜った。すなわち、この児は水曜日の早朝4時15分に生まれた。星座は魚座（Fisch）。〔月齢は〕下弦の月、火曜日の夕方直前。この児は5月21日〔木曜日〕に、聖アンナ教会で、朝の説教の後にキリストの聖なる洗礼を受け、トビアス（Tobias）と命名された。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラー

ト・エブリングである。

しかし1616年2月1日、夜10時頃に、この幼い四男トビアスは神によってこの娑婆から召され、そして永久の喜びと冥福を授かった。2月3日に、聖アンナ教会の聖堂内陣にある私の祖母〔アンナ・ランゲンマンテル〕の墓の中に埋葬された。この児は神から永久の命を賜った。36週と6日間の寿命であった。

〔1616年〕－筆者：36歳、妻：33歳－長男：8歳、三女：3歳、三男：2歳
⇒第8子（ジョルク・ウルリヒ：五男）一夭折

同年4月19/29日に、私の愛しい妻が黄疸（Gelbsucht）で容態に変調をきたし病気になったが、しかし同日に嬉しいことに、神の至福により、五男を出産した。同日の夕方4時頃に、この嬰兒は聖アンナ教会で洗礼を受け、ジョルク・ウルリヒ（Jerg Ulrich）と命名された。この児が誕生した時刻は、朝の6時45分であった。星座は天秤座（Waag）。〔月齢は〕満月の2日前であった。なお、この児の出産は予定日より9週間も早い早産であった。神はこの児を、恩寵をもってお救いになり、この新生児に魂〔命〕をお与え下されたのである。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。〔彼の誕生日は〕金曜日であった。

1617年12月4/14日、昼の1時頃に、この児は神に召され、死に際に神から喜ばしい復活と永久の命を賜った。12月15日に、聖アンナ教会の内陣にある墓にこの児の兄弟姉妹たちと一緒に埋葬された。この幼児の寿命は1年と32週間と6日であった。

〔1617年〕－筆者：37歳、妻：34歳－長男：9歳、三女：5歳、三男：3歳
五男：1歳

⇒第9子（ヨハネス・バピスタ：六男）

同年6月15/25日午後1時過ぎに、私の愛しい妻は六男を出産した。星座は魚座。日曜日。この嬰兒は6月26日に、聖アンナ教会で洗礼を受け、ヨ

ハネス・バピスタ（Johannes Bapista）と命名された。神はこの児に聖なる魂を良き状態で授け下された。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。

＜欄外記録：汝は天国で〔父親である〕私に再会できよう。＞

子どもとは命を与えられ、かつ命を召し上げられる運命にあるにちがいない。

夭折した嬰兒は、早くしてこの現世の悲惨さから逃れられて、幸せなり。

嬰兒は〔神がお定めになられた〕良き結末〔死期〕までの寿命なり。〔現世を〕生き抜くこと（Leben）には多くの苦勞と労働が伴うので、夭折した嬰兒は、〔現世の〕不安と苦悩から解放されるなり。

〔1618年＝30年戦争の開始年〕

－筆者：38歳、妻：36歳－長男：11歳、三女：6歳、三男：5歳
六男：1歳

⇒第10子（エレミアス：七男）－夭折

同年10月15/25日夜〔午前〕2時45分に、私の最愛にして大切な妻が七男を出産した。星座は山羊座。木曜日。26日にこの幼児はキリスト〔プロテスタント系〕教会の聖アンナ教会で洗礼を受け、エレミアス（Jeremiasu）と命名された。この児は神から聖なる魂を賜った。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。

この七男は1619年1月3日〔木曜日〕午後2時半に夭折した。彼はこの悲しい現世を永久の喜び〔の世界〕と交換した。神はこの幼児の死に際して、彼に永久の命を授け下された。10週間と12時間の〔短い〕寿命であった。この児の遺体は彼の兄弟姉妹の近くに埋葬された。

〔1619年〕－筆者：39歳、妻：37歳－長男：12歳、三女：7歳、三男：6歳
六男：2歳

⇒第11子（ハンス・カール：八男）

同年11月2/12日〔火曜日〕午前10時頃に、私の愛しい妻が、痛みを伴いながらも八男を出産した。星座は山羊座。11月13日には牧師（der Gemein Cristi）がこの児に洗礼を施し、ハンス・カール（Hans Carl）と命名した。彼の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。この児は神から恩寵と良き魂を賜った。

〔1621年〕－筆者：41歳、妻：38歳－長男：13歳、三女：8歳、三男：7歳
六男：3歳、八男：1歳

⇒第12子（ヘレーナ：四女）の誕生と第9子（六男）の死亡

同年2月16/26日〔金曜日〕、夜の10時15分に、私の愛しい妻が嬉しいことに四女を出産した。星座は牡羊座。牧師が2月28日〔ヴァイン・ゾンターク＜Weissen Sonntag：復活祭後の初めての日曜日〕に、この児に洗礼を施した。彼女の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。神はこの児が敬虔的で、神への信仰心が厚くかつ従順であるようにと、正しい魂を授け下された。この児の名前は、私の愛しい母親〔ヘレーナ・シュタムラー〕にちなんで、私がヘレーナ（Helena）と命名した。

また同年（1621年）、六男のヨハネス・バピスタが炎症熱（Hizig Fieber）のため発病して、11日目のレターレ〔Laetare：四旬節の第4日曜日〕すなわち3月21日の9時45分に、眠るかの如く、安らかに息をひきとった。この子は生まれた日も死亡した日も日曜日であり、〔つくづく〕日曜日に縁のある児であった。神の子にして、我らの主であるイエス・キリストが日曜日に復活なされ、私たちと私の息子〔六男〕のために、天国への扉をお開きになられたのである。すなわち、私の息子はあの死亡した日に、主イエス・キリストからこの大いなる喜び〔たる天国へのキップ〕を賜ったのである。彼の遺体は聖アンナ教会の、彼の4人の兄弟と1人の姉の墓近くに埋葬された。3年と9カ月の寿命であった。

〔1622年〕－筆者：42歳、妻：39歳－長男：15歳、三女：10歳、三男：8歳
八男：2歳、四女：1歳

⇒第13子（オイフロジーナ：五女）

同年8月14/24日〔水曜日〕、夜まさに10時にならんとする時刻に、私の愛しい妻が五女を出産した。星座は牡羊座。8月26日〔金曜日〕、朝の説教の後に、この児は牧師から洗礼を施され、オイフロジーナ（Euphrosina）と命名された。彼女の代父は義兄弟のトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。この児は全能なる神から聖なる、そして善良なる魂を賜った。神が、この現世の、苦しく、辛くそして哀れむべき時代において、私たちやこの幼児を慰め元気づけ、そしてこの幼児を永久の喜びと栄光にお導きくださりますように。万事が痛ましい（*Omnia sunt deploranda*）。

〔1623年〕－筆者：43歳、妻：40歳－長男：16歳、三女：11歳、三男：9歳
八男：3歳、四女：2歳

⇒第13子（五女）の死去と

第14子（ヨハネス・クリストフォルス：九男）一夭折

同年7月21日（金曜日）、夜の9時過ぎに、五女のオイフロジーナが安らかに息をひきとった。この児がこの日に、この世のものとも思われない、あらん限りの喜びを伴って復活しますように。父なる神がこの幼児をこの哀れむべき時代〔現世〕にお遣わしになるように命じたのと〔同じくらいの〕あらん限りの恩寵と慈悲をもって、再び、この幼児を死に至らしめ、かつ神の許へとお召しになられたのであった。この幼児は47週間の〔短い〕寿命であった。彼女の遺体は聖アンナ教会の、彼女の兄弟姉妹の近く〔の墓〕に埋葬された。

<後記：注意（Nota Bene）のこと。

母親は分娩時に、次第に白パンを現金でも購入できず、食べることができなかった。〔当時〕そのような〔食料の確保が困難な〕時代であった。>

また同年〔1623年〕12月6／16日真夜中の1時半直前に、私の妻が〔41歳で〕九男を出産した。この嬰兒の出産は予定日より4週間も早かった。この早産は、妻の腹の中にいた子どもの容態が悪化したことや、11月17日に妻の身体に生じた原因不明の出血、さらに毎日夕方になると定期的に生じた〔異常〕出血などが原因と思われる。このため、やがて、神は特別な御意思からか、守護天使に嬰兒への栄養を減らさせ、また嬰兒に泣き声を上げさせ、そして10週間かそこらでマタイの声〔受胎/妊娠〕の予兆を知らせて、この嬰兒を〔出産予定日より〕かなり早い日時にこの惨めな現世へ遣わしなされたのである。小さくて、弱々しい命であった。〔誕生すると〕すぐに、すなわち、教会での夕べの説教の後にこの児に洗礼が施され、ヨハネス・クリストフォルス（Johannes Christophorus）と命名された。星座は天秤座。〔月齢は〕下弦の月。この新生児は全能なる神から魂と恩寵を賜った。この児の代父はトビアス・ハーマンであり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。しかし今回〔の代母〕に関しては、彼女に代わって、マリア・エラミアス・シュミット（Maria Jeramias Schmidin）が務めた。

1622年11月28日に、老代父たるトビアス・ハーマンが―〔彼には私の11人の子どもたちが洗礼立会人の件でお世話になった。〕―死亡した。

本当に小さく、そしてあまりにも早く生まれてきたこの嬰兒〔九男〕は、ただこの現世で生活しただけでなく、〔むしろ〕この現世の苦悩を味わうために生まれてきたのかもしれない。つまり、この児は創造主たる神によってやがて再び〔神の御許に〕召され、そして〔現世とは〕異なる、より良き世界へと導かれるのである。この出来事〔夭折〕は12月17日、夜の12時に、すなわちこの嬰兒が誕生して〔僅か〕3日目の夜のことであった。彼の寿命は45時間と30分〔約2日弱〕であった。神はこの児と私たち全員を、喜ばしい復活と永久の命の扉へとお導き下された。正しい魂は神の手の中にあり、そしていかなる苦悩も神の手には届かない。〔それ故に〕キ

リストの審判によって、この児は無辜と判定され、今や〔天国へ導かれる者として〕神の手の中に加えられるであろう。彼の遺体は聖アンナ教会の兄弟姉妹の近くに埋葬された。

〔1627年〕－筆者：47歳、妻：44歳－長男：19歳、三女：15歳、三男：13歳
八男：7歳、四女：6歳

⇒第15子（ヨハネス・バプティスタ：十男）－夭折

同年6月13/23日〔水曜日〕午前9時半直前に、私の愛しい妻が、嬉しいことに、十男を出産した。星座はさそり座。6月25日〔金曜日〕の早朝に、キリスト教会で洗礼を受けた。彼の代父はマテウス・シュミット・ツウ・ヴェネディヒ（Mattheus Schmiedt zu Venedig）―＜今回は彼の代わりに、彼の弟のエレミアス・シュミット（Jeremias）が務めた＞―とマテウス・ローヴォルフ2世（Matteus Rauhworf der jung）であり、代母はシビッラ・コンラート・エブリングである。この児はヨハネス・バプティスタ（Johannes Baptista）と命名され、全能なる神から彼の生活と仕事（Werk）のために、神の善良にして聖なる魂を賜った。

しかし〔1628年〕5月18日〔木曜日〕の3時から4時の間に、上記のヨハネスは多くの苦難に耐えた後、安らかに眠るかのように死去した。神の復活が起りますように。彼の遺体は聖アンナ教会の内陣に埋葬された。47週間と1日の寿命であった。

＜ラテン語による欄外記録、：ヨハネス・バプティスタは死によって、この〔現世の〕惨めな時代を永遠なる至福に換えた。＞

以下、次号掲載を予定

有馬 容子（アメリカ文学・教授）

現在の研究テーマ

Ursula K. Le Guin、John Crowley を中心にした現代社会をとらえるファンタジーの魅力、およびマーク・トウェインの晩年の作品にみられる現代性の分析。

次年度に行う予定の研究や将来展望

アメリカ現代作品における幻想性がいかに現代社会をとらえる武器となりうるかについて幅広く作品研究を進める。また、現在も刊行され続けているマーク・トウェインの遺稿の分析を継続し、これまでの研究を発展させ、そのファンタジーの傾向と現代性を明らかにする。

公表された著書・論文等

【論文】

「マーク・トウェインはなぜメアリー・ベイカー・エディを嫌ったのか——クリスチャン・サイエンスの脅威」『マーク・トウェイン——研究と批評』第8号 日本マーク・トウェイン協会・南雲堂 2009年4月

畑中 千晶（日本近世文学、比較文学・准教授）

現在の研究テーマ

井原西鶴を中心とした浮世草子研究
日本文学の外国語訳に関する研究

次年度に行う予定の研究や将来展望

第13回EAJS（ヨーロッパ日本研究協会）国際会議において、ダニエル・ストリューブ氏（フランス、パリ第七大学）、ジェラルド・シアリ氏（フランス、モンペリエ大学）、ポール・シャロウ氏（アメリカ、ラトガース大学）と共に、「Saikaku's katari or narration」と題するワークショップを行うことを計画中有。このほか西鶴浮世草子に関する論考・作品解説等を執筆予定。

公表された著書・論文等

『鏡にうつった西鶴 翻訳から新たな読みへ』（単著、おうふう、2009年12月刊行）

学会報告・専門領域実績

2009年6月20日（口頭発表）「フランス語の井原西鶴」 日本比較文学会第71回全国大会（大阪大学）

その他の活動

平成21年度千葉県市原市五井公民館主催事業「江戸文学入門・井原西鶴の世界」講師（9月11日、10月16日、11月20日）。

家近 亮子（日中関係・中国近現代政治史、教授）

現在の研究テーマ

「蒋介石の外交戦略と日中戦争」「千葉に刻まれた近代中国の分析」

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ① 長年研究してきた蒋介石論の完成。（単著2冊の出版）
- ② 「総合地域研究所」から助成を受けている千葉における近代中国の軌跡のシンポジウムの開催。
- ③ 組織委員となっている「辛亥革命100周年記念日本会議」の開催。
- ④ 申請中の科研のテーマ「近現代中国の対日政策決定における世論要因の分析——輿論・メディア・デモ・インターネット」による共同研究。

公表された著書・論文等

- ① 2009年4月「従《蒋介石日記》解説1937年の南京形勢」（中国語）、《民国 案》第96期（南京）、109～114頁。
- ② 2009年5月「蒋介石と日米開戦——『持久戦論』の終焉」、『東アジア近代史』第12号、92～106頁。
- ③ 2009年5月『5分野から読み解く現代中国』（家近亮子・唐亮・松田康博編著）、晃洋書房、「まえがき」（1～4頁）「人口問題」（164～176頁）「教育問題」（177～189頁）。

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年5月8日（講演）「蔣介石與日美開戦」（中国語）、於台湾中央研究院
- ② 2009年5月23日（司会）アジア政経学会第2分科会「中国の歴史と社会」（拓殖大学）
- ③ 2009年10月30日（企画責任者・コメンテーター）日本国際政治学会・分科会「東アジア国際政治史」（神戸国際会議場）
- ④ 2009年11月1日（研究発表）「中国における戦争責任二分論の系譜——蔣介石・毛沢東・周恩来、日中戦争の語り方——」、日本国際政治学会・部会「日中関係の過去と現在」（神戸国際会議場）
- ⑤ 2009年11月29日（研究発表）「蔣介石におけるに日中和平の意味」、国際シンポジウム「蔣介石研究の展望：資料と課題」（日本大学文理学部）
- ⑥ 2009年11月30日（研究発表）「蔣介石日記に見る“反ソ”思想」、国際ワークショップ「蔣介石と高田、そして日中ソ関係」（上越教育大学）
- ⑦ 2009年12月9日・16日（連続講演）「中国の女性」（千葉市女性センター）

その他の活動

- ① アジア政経学会理事『アジア研究』編集担当。
- ② 日本国際政治学会・分科会「東アジア国際政治史」責任者
- ③ 文科省現代中国拠点研究・研究員
- ④ 慶應義塾大学東アジア研究所・招聘研究員
- ⑤ 中国・浙江大学客員教授

Jayne Hildebrand Ikeshima（英語・講師）

現在の研究テーマ

The phenomenon of “Engrish”

Combining Puppeteering with English teaching

次年度に行う予定の研究や将来展望

I am researching ways of combining English songs and English dialog with puppeteering for the purpose of educating and entertaining Japanese audiences of children and adults alike. In addition I am researching the construction of portable puppet theaters in order to be able to transport puppet shows to

池谷 美佐子（小学校教育・准教授）

現在の研究テーマ

- ・ 小学校教育生活科概説並びに指導法について
- ・ 子どもと家庭の関係論
- ・ いのちと環境

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ・ 小学校教育生活科指導法についての再構築
- ・ 子どもと地域の教育論 ・ 学校の安全について

その他の活動

- ・ 日本幼児教育学会会員
-

覚正 豊和（刑事法学（公法学）・教授）

現在の研究テーマ

- ① 死刑廃止論 ② 少年犯罪、高齢者犯罪など各種犯罪の類型的考察
- ③ 犯罪被害者論（含む修復的司法）

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ① のテーマにつきその代替刑の導入と廃止の問題、情報公開と廃止の問題等を更に考察し死刑廃止に向け努力していきたい（③のテーマについても深く関係する）

公表された著書・論文等

- ① 2009年5月『刑事政策論』八千代出版（第2刷、表・資料・データ等刷新）360頁
- ② 2009年10月「少年法の保護処分」教育法規研究会編集『最近学校管理規則質疑応答集』ぎょうせい1716～1740頁

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年6月25日（コメンテーター）本被害者学会RJ全国交流会（東洋大学）死刑犯罪者遺族の立場から（司会、前原宏札幌大学教授）
- ② 2009年11月7日「国際社会における法の役割」『佐倉市国際文化大学講義録』161～168頁 財団法人佐倉国際交流基金

その他の活動

- ・ 佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会長
- ・ 佐倉市情報公開審査委員、個人情報保護委員（併せて、市民相談員）
- ・ 印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開審査委員
- ・ 佐倉市・酒々井町清掃組合情報公開審査委員及情報保護審査会委員（副会長）
- ・ 銚子市情報公開・個人情報保護審議会会長及個人情報に関する保護委員
- ・ 千葉県介護保険審査会委員
- ・ 佐倉市国民健康保険運営協議会会長
- ・ 佐倉市社会福祉協議会歳末たすけあい募金配分内容検討委員
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所倫理・コンプライアンス委員
- ・ 財団法人佐倉国際交流基金佐倉市国際文化大学運営委員
- ・ 任命権者最高裁判所、家庭裁判所家事調停委員
- ・ 内閣府新公益法人制度の申請に係る相談員
- ・ 犯罪と非行に関する全国協議会（特定非営利活動法人全国犯罪非行協議会）理事（事務局長）
- ・ 千葉県生涯大学校講師
- ・ 明治大学犯罪学研究所研究員
- ・ 千葉大学非常勤講師（憲法）

越川 浩明（数学教育・教授）

現在の研究テーマ

これからの小学校教員に必要とされる算数教材等の研究。

算数・数学の理解には図を媒介とした視覚的要素が役にたつ。

フリー数式処理ソフトScilabへのKETpicの移植に成功し、平面図形の教材をTeXで容易に作成を行うことができることが分かった。今後算数教材で使用されそうな図形を中心に行う。

次年度に行う予定の研究や将来展望

空間図形、初等幾何学作成コマンドのパッケージ化、ユーザーインターフェースの研究

公表された著書・論文等

- ① 2009年10月、「Migration of KETpic to Scilab and Comparison of Scilab with other CASs」、日本数学教育学会高専・大学部会論文誌第16号, No.1 (pp.97-106)
Takayuki ABE, Kenji FUKAZAWA, Masataka KANEKO, Kiyoshi KITAHARA, Hiroaki KOSHIKAWA, Satoshi YAMASHITA, Setsuo TAKATO
- ② 2010年2月、「Handier Use of Scilab to Draw Fine LaTeX Figures—Usage of KETpic Version for Scilab—」, The 2011 International Conference on Computational Science and its Applications, IEEE, (pp.39-48), Hiroaki Koshikawa, Masataka Kaneko, Satoshi Yamashita, Kiyoshi Kitahara and Setsuo Takato

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年8月5日（口頭発表）「ScilabとTeX を利用した図入り教材作成——KETpic による挿図——」, 日本数学教育学会第91回総会, 京都ノートルダム女子大学, 高遠節夫, 阿部孝之, 金子真隆, 山下哲, 深澤謙次, 越川浩明, 北原清志
- ② 2009年8月29日（口頭発表）「TeX 挿図用 CAS パッケージ KETpic の開発と今後」, TeXユーザーの集い, 東京大学生産技術研究所, 高遠節夫, 金子真隆, 北原清志, 越川浩明, 深澤謙次, 山下哲

櫛田 久代（アメリカ政治史、准教授）

現在の研究テーマ

アメリカの連邦制の歴史的展開についての研究

次年度に行う予定の研究や将来展望

アメリカのエネルギー政策と連邦制に関する研究を進める。

公表された著書・論文等

『初期アメリカの連邦構造——内陸開発政策と州主権』2009年 北海道大学出

版会

その他の活動

- ・「2008年度出版助成図書 自著紹介」財団法人アメリカ研究振興会『会報』第70号（2010年2月26日）
 - ・日本女子大学文学部英文学科「英語論文作成法Ⅱ」担当
-

増井 由紀美（アメリカ研究・准教授）

現在の研究テーマ

朝河貫一研究：Yale大学図書館所蔵の『朝河文書』に基づいた伝記的研究。

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ① これまで発表してきた論文を整理して本にまとめる。
- ② 朝河貫一の文学論の翻訳。

公表された著書・論文等

2010年3月「朝河貫一と津田塾大学とのつながり」『津田塾大学紀要』第42号（263-281頁）

学会報告・専門領域実績

2010年4月9日（口頭発表）朝河貫一研究会（早稲田大学）にて上記発表論文を中心に。

その他の活動

- ① コンソーシアムのための調査「アメリカの大学に於けるe-learning現状及びIT環境」訪問大学：Dartmouth College, Yale University, Columbia University, New York University（2010年2月22日～3月4日）
 - ② 朝河貫一研究会事務局長。
 - ③ 文部科学省教科用図書検定調査審議会臨時委員
-

水口 章（政策学、国際社会学、国際学部教授）

現在の研究テーマ

「日本の対外政策に社会空間の特性が及ぼす影響に関する研究」

次年度に行う予定の研究や将来展望

対外政策決定の理論整理を踏まえ、日本の対外政策決定モデルについて考察する。

公表された著書・論文等

単著『中東を理解する——社会空間論的アプローチ』日本評論社、2010年3月

その他の活動

- ・ 財団法人大学基準協会評価委員会委員
 - ・ 民間外交推進協会の日本・中東文化経済委員会委員
 - ・ 財団法人国際協力財団の国際協力NPO助成制度審査委員
 - ・ 財団法人自治体国際化協会の自治体国際協力アドバイザー
 - ・ BS朝日番組審議委員
-

村川 庸子（日米比較文化論/アメリカ地域研究、教授）

現在の研究テーマ

- ① 日本人移民・日系アメリカ人の戦後「引揚」（＝国外退去）政策に関する実証的研究。
- ② 米国の移民政策と官僚政治——Maurice A. Roberts（元米司法省/移民控訴委員会・米国移民政策・国外退去政策の専門家）の論考を巡って
- ③ 日系アメリカ人の歴史における表象

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ① 米国の国外退去政策と日系人に関する研究
- ② 米国の移民政策と官僚政治
- ③ 日系アメリカ人の歴史の表象
- ④ 愛媛県八幡浜地域の人口移動

その他の活動

① 国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）。

2010年3月には、3年前から企画・資料収集などを行ってきた国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）における特集展示「アメリカに渡った人びとと戦争の時代」（11年4月3日）が開室された。開室に向け、第六室リニューアル委員として参加した。

② 日本移民学会大会運営委員

③ 日本高等教育評価機構評価委員

④ 人間文化機構連携研究共同研究員

中村 圭三（気候学・自然地理学・大気環境学 教授）

現在の研究テーマ

「千葉県北部地域における酸性雨の地域的特性に関する研究」

「雨水の利用に関する研究」

「ネパールのヒ素汚染に関する研究」

「ネパールの農業気象に関する研究」

「ネパールの環境問題に関する研究」

次年度に行う予定の研究や将来展望

「長年の酸性雨に関する研究の成果をまとめる」

「空中花粉に関する研究をまとめる」

「ネパールのヒ素汚染に関する研究をまとめる」

「ネパールの農業気象に関する研究をまとめる」

「ネパールの環境問題に関する研究成果をまとめる」

公表された著書・論文等

① 2010年3月 全天日射量から大気の光消散因子の評価について。太陽エネルギー, Vol.36, No.2, 51-56. 日本太陽エネルギー学会, (共著者: 三谷雅肆)

② 2010年3月 「ネパール・テライ低地におけるヒ素汚染調査とその対策」『環境情報研究』 第17号, 1-13. 共著者: 大岡 健三, 駒井 武

③ 2010年3月 「ネパールマナカマナにおけるミカン栽培と気候環境」『環境情報研究』 第17号, 15-22。

学会報告・専門領域実績

2010年3月27日（口頭発表）ネパール・テライ低地におけるヒ素汚染調査（2）。
日本地理学会，法政大学。

2010年3月27～28日（ポスター発表）ネパールマナカマナにおけるミカン栽培
と気候環境。日本地理学会，法政大学。

平成21年度 千葉敬愛学園研究プロジェクト補助金「ネパールのテライ低地に
おける地下水ヒ素汚染に関する研究」

その他の活動

佐倉市社会教育委員

佐倉市環境審議会委員 副委員長

佐倉市廃棄物減量等推進審議会 会長

千葉県・印旛沼流域水循環健全化会議浸透系ワーキンググループ委員

千葉大学文学部非常勤講師

大月 隆成（アフリカ研究、開発援助政策・講師）

現在の研究テーマ

資源価格の高騰により、アフリカ諸国の多くが高い経済成長率を記録しているが、評価は分かれている。楽観的な見方がある一方、利益のほとんどが国外に流れ、国内では一部の富裕層が恩恵に与るのみとの見方も少なくない。そこで、資源輸出から得られる利益を国民の生活水準向上に生かすための方策について研究を進めている。

次年度に行う予定の研究や将来展望

2010年、アフリカで初となるサッカーワールドカップ・南アフリカ大会が開催される。アフリカ諸国のサッカー事情を詳しく見ていくと、人材流出・抜け出る希望のない貧困・政治腐敗・行政能力の低さなど、アフリカ諸国の様々な問題が浮き彫りになってくる。そこで、サッカーという特定のテーマに焦点を当てた研究を行ってみたい。

織井 啓介（国際金融論、准教授）

現在の研究テーマ

通貨、金融危機のEarly warning systemの研究および東アジアの通貨制度の研究

次年度に行う予定の研究や将来展望

Global imbalancesの研究

公表された著書・論文等

- ① “Early Warning Systems of Currency Crises,” *Public Policy Review*, Vol.5 No.1, pp.1-24（共著）.
 - ② “East Asian Currencies after 7/21/2005,” 『敬愛大学国際学研究』 第23号, pp.53-76.
 - ③ [訳書] ウィリアム・イースタリー著『傲慢な援助』東洋経済新報社（共訳）、W. Easterly, *The White Man's Burden*, 2006の翻訳.
-

庄司 真理子（国際機構論・国際関係論 教授）

現在の研究テーマ

国連による平和と安全の維持分野の規範についての研究

昨年度は、この分野で重要な概念である「保護する責任」について研究報告しペーパーを執筆した。また国連の新たな規範として注目を集めている「国連グローバル・コンパクト」に関する論文も執筆した。これらの国連規範の多くが国連事務総長の報告書を期限とするものであることを実証するペーパーも執筆した。さらに、国連グローバル・コンパクトなどの規範概念にとって重要なキーワードとなるアカウントビリティ概念について、国連大学でコメントをし、これが国連大学から出版された。

本年度は、地球上ではじめて企業の平和責任を問うガイダンス・ドキュメントの草案策定会議を敬愛大学が中心となって東大で開催した。また、すでに「国連グローバル・コンパクトと平和」に関する学会報告を二回行ったが、「国連による平和と安全の維持分野の規範」について博士論文をまとめて行こうと思っている。

次年度に行う予定の研究や将来展望

「国連グローバル・コンパクトと平和」に関するガイダンス文書の最終草案策定会議を主催する。ビジネスが平和に対してどのように関わるべきか、地球規模での歴史上初めての規範の策定会議に貢献する。国連本部のあるニューヨークに在住し、コロンビア大学国際公共政策大学院において、国連の平和と安全の維持に関する規範創造プロセスの研究をさらに深める。国連の現場を見ながら、規範創造過程の研究を進める。また、アメリカの大学と日本の大学との協力プロジェクトを立ち上げたい。

公表された著書・論文等

- 1) Sumihiro Kuyama and Michael Fowler eds., ” Commentary: Political accountability (democratic accountability)”, *Envisioning Reform: Enhancing UN Accountability in the 21st century*, United Nations University Press, 2009.
- 2) “The Responsibility to Protect (R2P): the international community and responsibility”, *The Keiai Journal of International Studies*, No.23, Jan 2010 .
- 3) “Normative Role of the United Nations Secretary-General,” *The Keiai Journal of International Studies*, No.23, Jan 2010 .
- 4) 「グローバル化と国連規範の現代的展開——国連グローバル・コンパクトを事例として」 内田孟男編著『地球社会の変容とガバナンス』中央大学出版会、2010年2月。

学会報告・専門領域実績

“Evaluating R2P : the international community and the responsibility”, The responsibility to Protect: Japan’s Role in Translating the Principle from Words to Deeds At Waseda University: June 22, 2009.

その他の活動

- ① 2009年12月27日（講演・パネリスト）「歴史の流れを変えたオバマ氏の核廃絶安保理決議」『友愛と核廃絶——「スピリチュアリティと平和」のシンポジウム 2』（主催：千葉大学 地球平和公共ネットワーク、フィロソフィア）（スター研修センター目黒）
- ② 2010年2月15日公開講演会「国連グローバル・コンパクトとソーシャル・ビジネス」主催、於 田町 キャンパス・イノベーションセンター

田口 功（ニューラルネットワーク・ものづくり教育 教授）

現在の研究テーマ

- ・ 多段階学習と出力層素子への入力特性に基づくニューラルネットワークの効率的学習法と振動現象の解析

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ・ 多段階学習と出力層素子への入力特性に基づくニューラルネットワークの効率的学習法と振動現象の解析

公表された著書・論文等

- ・ 電気学会論文誌C 情報システム部門
「教師データの選択と出力層素子への入力特性に基づくニューラルネットワークの効率的学習法」 IEEJ Trans. EIS, Vol. 129, No4. 4, 2009
-

高田 洋子（国際関係史/インドシナ地域研究・教授）

現在の研究テーマ

フランス植民地支配期のインドシナ経済・社会研究。メコンデルタの大土地所有制、ベトナムの天然ゴム農園開発および鉱山開発。農村からの労働力調達システムの研究、リクルートされた農民に関する基礎データの収集。

次年度に行う予定の研究や将来展望

これまでの研究論文の集成に向けたコア論文の完成、契約労働者に関する一次資料の集成と分析。インドシナにおけるフランス帝国主義の影響を明らかにする。インドシナ半島の米作をめぐるベトナム・タイ・ミャンマーの比較研究。

公表された著書・論文等

『メコンデルタ フランス植民地時代の記憶』 新宿書房（単著）

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年12月17日（口頭発表）[インタビュー調査と歴史研究：フランス植民地期のメコンデルタに生きた農民との対話を求めて] 津田塾大学国際関係研究

所 研究懇談会

- ② 2009年9月27日（シンポジウムパネラー）[東南アジアからのまなざし]（千葉圏域戦略的連携事業/4大学コンソーシアム主催 [ちばからみた国際化] 千葉大学けやき会館大ホール）

その他の活動

- ・ 京都大学東南アジア研究所学外研究協力者（継続）
 - ・ 広島大学大学院兼任講師「アジア海域システム研究A/インドシナにおけるフランス帝国主義」集中講義（半期）
 - ・ 東南アジア学会誌『東南アジア——歴史と文化——』投稿論文のレフェリー
 - ・ 千葉県国際協力モデル事業審査委員（県庁総合企画部）
 - ・ 「中村梧郎写真展をふり返って」『環境情報研究』No.17
-

高橋 和子（自然言語処理、機械学習、社会調査方法論・教授）

現在の研究テーマ

- ① 非定型であるテキスト型のデータを「自然言語処理」や「機械学習」により高精度に分類するアルゴリズムの研究を行っている。

2009年度は、代表的な機械学習であるが、アンサンブル学習による効果が出にくい「サポートベクターマシン」(SVM) に対して、クラス所属確率を用いた新規アルゴリズムを提案した。調査データ（自由回答である職業データ）をISCO（International Standard Classification of Occupation；国際標準職業分類）に分類するタスクを用いて実験した結果、提案手法は従来手法を上回ることが確認できた。

- ② 社会調査方法論の観点から、以前に開発し利用が進んでいる「職業・産業データの自動コーディングシステム」の利便性をさらに高めるため、東京大学社会科学研究所のHP上で公開し、一般のユーザも利用可能にするためのシステムの検討を始めた。

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ① については、上記職業データの分類タスクに限定せず、一般的な公開データセットの分類タスク（例 20Newsgroupsなど）による実験も行って、提案手法の有効性を一般化する。また、提案手法の性質について詳細な調査を行い、

提案手法が特にどのような場合に従来手法より有効であるかについて考察を行う。

- ②については、「職業自動コーディングシステム」をどのような形でWeb公開することが有効かつ可能であるかについて、東大社研側との打ち合わせを継続する。また、ユーザインターフェイス部分を担当する研究協力者を募り、2010年度中に、「職業自動コーディングシステム」の中では最も単純な構成の「ルールベースに基づく職業自動コーディング（ROCCO；rule-based occupation coding）システム」についてのWeb公開を実現する。

最終目標は、ルールベースに基づく自動コーディング結果をSVMの素性として用いるハイブリッドなシステムのWeb公開を実現することであるが、その際、人間の作業量軽減のために、システムが予測した分類クラスに対して3種類の確信度も付与することである。

- ③新規テーマとして、職業データの分類よりさらに困難な非定形データの処理として、分類対象の評価まで含めた「構造」を扱う「対人援助専門職職務内容の自動コーディング」に向けた機械学習アルゴリズムの検討を行う。このために、2010年度は、ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health；国際生活機能分類——国際障害分類改訂版——）の分類基準についての理解に務める。

公表された著書・論文等

- ① 単著 2009年6月 「サポートベクターマシンにおけるアンサンブル学習の提案」人工知能学会全国大会（第23回）発表論文集. <https://kaigi.org/jsai/webprogram/2010/pdf/260.pdf>
- ② 単著 2010年3月 「クラス所属確率を用いたアンサンブル学習」言語処理学会第16回年次大会発表論文集 pp.728–731.

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年6月 「サポートベクターマシンにおけるアンサンブル学習の提案」人工知能学会全国大会（第23回）（高松サンプォートホール）.
- ② 2010年3月 「クラス所属確率を用いたアンサンブル学習」言語処理学会第16回年次大会・情報処理学会第72回全国大会共催（東京大学本郷キャンパス）

その他の活動

- ① 論文査読

論文誌『*Knowledge and Information Systems*』（KAIS）（Published by Springer London）（#KAIS_2185論文 2009年10月、2010年2月）

- ② 文部科学省「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」
共同研究拠点「JGSS（日本版総合的社会調査）研究センター」（代表岩井紀子）嘱託研究員
 - ③ 数理社会学会監事
 - ④ 職業データ自動コーディング処理
 - ・ 大阪大学人間科学研究科臨床死生学・老年行動学講座 権藤恭之研究室調査（職業経験が高齢期の認知機能に与える影響）（2009年4月）
 - ・ JGSS研究センター JGSS-2008調査（2009年5月）
 - ・ 成蹊大学アジア太平洋研究センター「暮らしについての西東京市民アンケート」（代表小林盾）（2009年12月）
 - ⑤ 平成22年度～24年度科学研究費補助金交付基盤（C）申請 タイトル「社会調査の基盤を提供する自由回答の自動コーディングシステムの開発と公開」
研究代表者（申請額498万円）→採択（平成22年4月）
 - ⑥ 平成22年度～24年度科学研究費補助金交付基盤（C）申請 タイトル「対人援助専門職職務内容コーディングの自動化に関する実証的研究」（研究代表者後藤隆）連携研究者（申請額345万円）→採択（平成22年4月）
-

山口 政之（国語科教育・准教授）

現在の研究テーマ

- ・ 読字行為における読み違いの実相

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

- ・ 音読学習支援論の構築

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年8月6日（口頭発表）音読学習における「学習者のミスキュー」と「教師の即興的支援」、日本読書学会第53回大会、筑波大学学校教育局
- ② 2009年10月18日（口頭発表）音読指導における〈教育的タクト〉の考察 ―読み間違いに対する即興的支援のあり方―、全国大学国語教育学会 第117回愛媛大会（愛媛大学教育学部）

その他の活動

- ① 2009年6月29日、千葉県柏市消費生活センター主催第1回柏市消費者教育推進連絡会の講師
-

山本 健（ドイツ中・近世都市史 教授）

現在の研究テーマ

現在研究テーマは、ドイツ中・近世におけるアウクスブルク市の様々な職業的立場における人物たちが残した「日記」や「年代記」に着目して、各著者らが、自分が生きていた同時代の社会（政治・経済・文化）をどのように見、またどのように感じ、そしてどのように批判していたのか、時間の縦軸と横軸の2つの視角から、その比較研究を行なうことである。

これまで、すでにアウクスブルク市の商人ルーカス・レムの『日記』（1494－1541年）を本学紀要『国際研究』（第10, 12～17号、2002～2006年）に邦訳した。これが基礎となる。

次年度に行う予定の研究や将来展望

次年度はレムの「日記」の後（16～17世紀）の時代を生き抜いたアウクスブルク市の医師フィリップ・ヘーヒシュテッターが著した『日記』（1579～1635年）の邦訳に取り組み、宗教的対立の中で市井のものがどのような生活を強いられていたのか、その日常生活分野での実態を明らかにする予定でいる。

その他の活動

第7回（2009年度）敬愛大学・中国内蒙古沙漠植林ボランティア活動を組織・実践

〔内容〕：実践活動日は2009年9月13～20日の8日間であり、学生3人、社会人3人と私の計7人による、内蒙古・恩各貝クブチ沙漠での植林活動である。

（なお、日本沙漠緑化実践協会編『さばく』第46号、2009年12月、26頁を参照）。

山本 陽子（小学校音楽科教育 ピアノ・准教授）

現在の研究テーマ

- ・ 小学校音楽科教育で 教員に必要とされる力について

次年度に行う予定の研究や将来展望

- ・ 音楽とは何か、人間にとって音楽はどのような意味をもつのかという根源的な面から小学校の音楽教育についてさらに深く考えていきたい。

公表された著書・論文等

「新音楽の授業づくり」（2009年10月）共著 教育芸術社

学会報告・専門領域実績

『教育で大切なもの』（日本民俗音楽学会会報第31号）（2009年7月）

「スクールミュージックテスト（トライアル版）」作成（財団法人音楽文化創造）
（2008年～2009年）

柳原 由美子（教育方法学・准教授）

現在の研究テーマ

国際協力における技術移転をコミュニケーションと捉え、コミュニケーションの4要素を枠組みに、技術移転の内容（メッセージ）、技術移転の方法（チャンネル）、カウンターパート（受け手）の能力の問題を取り上げてきた。ここ数年は、カウンターパートの語学力の問題にも関わるとして、サモアとフィリピンにおいて、教授言語についての研究を行ってきた。特に、教授言語の相違（母国語・英語）による理解度の問題を、教授言語の流暢さの観点からのみ見ていくのではなく、サピア・ウォーフの言語認知の観点（BerryのB型の問題）から取り上げた。また、英語教授法に関する実証的研究も、再度始めている。

次年度に行う予定の研究や将来展望

次年度は、英語教授法に関する実証的研究に立ち戻って、「シャドウイングの効果」や、「CALLを使用した場合の効果」などに関して、今まで採取したデー

タを加えて、新たにデータを収集し、研究しようと考えている。

公表された著書・論文等

2010年1月 「第6章 技術移転の方法と実験」『実践ガイド 国際協力論』（改訂版）（出版社 古今書院）

学会報告・専門領域実績

- ① 2009年8月6日（口頭発表）「英語聴解学習におけるシャドウイングの有効性に関する実証的研究」 第49回外国語教育メディア学会全国研究大会（流通科学大学）
- ② 2009年9月19日（口頭発表）「e-learningシステムを活用した英語聴解学習の指導法に関する実証的研究 ― フレー ・ リスニングとシャドウイングを併用した指導の効果について ―」 第25回日本教育工学会全国大会（東京大学）

その他の活動

- ① 日本国際地域開発学会 評議員
 - ② 放送大学 2009年度2学期面接授業 担当講師（科目名：教育の方法）
 - ③ 放送大学 2009年度2学期面接授業 担当講師（科目名：国際協力論― 技術移転の方法と文化協力―）
-

矢澤 達宏（アフリカ/ラテンアメリカ地域研究・准教授）

現在の研究テーマ

アフリカに関しては、比較政治学の観点から、民主化後の政治状況、とりわけ制度と実態との乖離に関する考察をおこなっている。また、ラテンアメリカに関しては、ブラジルにおける黒人運動の展開と人種間関係に関する研究を進めている。

次年度に行う予定の研究や将来展望

アフリカに関しては、民主化後の政治状況に関して、ポルトガル語圏の諸国を中心に具体的事例の分析の比重を少し増やしていき、理論的な枠組みと突き合わせていきたい。ブラジル黒人運動の研究に関しては、近いうちに20世紀前半の黒

人新聞を対象とした分析のまとめをおこないたいと考えている。

公表された著書・論文等

「書評 ポール・ギルロイ著（上野俊哉・鈴木慎一郎・毛利嘉孝訳）『ブラック・アトランティック——近代性と二重意識——』月曜社、2006年」『アフリカ研究』第76号（2010年3月）、49～51頁。